

230

特222

949

海軍大將 山本英輔閣下題字並序文
陸軍中將 秦眞次閣下題字並序文
陸軍歩兵中佐 大久保弘一先生表題揮毫

國弘健一謹著

皇道政治之要諦 全

日本官界情報社



0002980-000

特222-949

皇道政治之要諦

国弘健一・著

日本官界情報社

3版
昭和14

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特222
949



皇道政治之要諦



以和為貴

為佐久間君

海軍大將

山本英輔

序

言靈の研究である後備役陸軍歩兵少佐山腰明持君の語る所によれば、古事記の序文中に、『邦家之經緯、王化之鴻基』と述べあるが如く、『皇國政治の要諦』は古事記に存するのである。而して古事記は言靈を究めなければ、本當の解釋は出來ない、畏れ多くも明治天皇の御製を拜しても、屢々言靈のことにつき仰せになつて居らるることである。

之を聞いて余は山腰君に教を仰ぎたいと考へて居る際一昨年日支事變が勃發するや、間もなく山腰君も召集を受けて戦地に赴かれたので、未だ其の希望を満すことが出來ない。

同君は其後第一線に活躍され、神樣部隊の呼聲高く、不思議にも天祐神助を受けて居らるると聞いて居たが、同君の實戰の經驗を讀まれた後の、古事記の解釋を聴くの日近からんことを待望して居る折柄、不圖も國弘健一君から『皇道政治之要諦』と云ふ校正刷本を贈つて來た。

開卷第一に目についたことは、矢張『邦家之經緯、王化之鴻基』と云ふ所に重點を置いて、説かれたることである。更に同君に會つて聞く所に依ると、實に二十年來の研究になり、東西の宗教哲學は勿論、天文地理物理化學乃至法律經濟政治思想等一切のものに互つて調査研究した結晶であり、一も自己の意見を加へず、古事記に書いてある儘に、政治に當て嵌めて書いたものであるとの事である。

大いに我意を得たりと嬉び一讀して見たが、淺學菲才の余に於ては、未だ充分に理解し兼ねる點があるけれども、兎に角一石を投じ、新しい波面を造られた努力は感心する。此の一波が更に萬波を起して、眞に『邦家之經緯、王化之鴻基』として、誰もが一讀容易に理解し萬人齊しく認めて、成る程皇道政治の要諦なりと首肯する日の近からんことを希望する。

國弘君二十年研究の結晶は本書であるから、國弘君自身には、確固たる信念が樹立して居るに相違ないが、古事記を讀んだことのない人には、難解の點があると思ふので、國弘君獨特の古事記の解釋を先づ公にせられたならば、世人は之につき大體の知識を得たる後、本書を繙けば便宜であり了解も容易であらうと思ふ、尙言靈方面の研究も加へられんことを望むのである。

今回本書を發刊せられるに當り、余に序文を乞はれたが、余は其の資格がないので、再三固辭したけれども、何でもよいから是非にと強請されたので、未熟ながら思ふた儘を書き綴つた次第である。

昭和十四年六月

海軍大將 山本英輔

神代

依久野天沼彦
奉中納言

序

國弘君は神典古事記を以て萬學の淵叢、百科の規範なりとの見解の下に、天武天皇の勅語なる「斯れ乃ち邦家の經緯、王化の鴻基なり」との御聖旨を體して「皇道政治之要諦」を著し予に序を求む

抑々古事記に現はれたる我神代の實生活^〇を思想、宗教、祭事、政事、科學等の凡ゆる方面より觀察すれば、此間に一貫せる不變の大眞理嚴存するを見る、眞に王化の鴻基、邦家の經緯、百科の規範、萬學の淵叢なり

在來の哲學、宗教、科學の所謂眞理なるものは某時、某所に限られたる部分的一方面的のものに過ぎずして天壤無窮性を缺き完全なる綜合統一的のものにあらず、然るに古典に存する眞理は完全無缺綜合統一的なる天壤無窮不變の大眞理(神理)にして眞に萬學の淵叢百科の規範邦家の經緯王化の鴻基なり

此點に於て予は國弘君と全然其の見解を同ふするものなり、唯、細部の説明に於て予の解し得ざる所、予と解釋を異にする所あるも、國弘君が前記の信念を以てせし二十年終始一貫の努力に對し滿腔の敬意を表す

政治は生活なり生活を離れて政治なく、政治を離れて生活なし「皇道政治の要諦」も亦皇道實踐の實生活に外ならず、而かも今日の實生活は今日に始まりしにあらず神代以來の傳統生活の繼承にして以來亦天壤無窮に傳統すべきものなり、國弘君が此點に着眼して此著をなせる意氣實に壯なりと謂ふべし、聊か所見を述べて以て序となす

昭和十四年六月

陸軍中將 秦 眞 次

『皇道政治之要諦』ニ就イテ

天武天皇神理ヲ設ケテ以テ俗ヲ獎メ英風ヲ敷キテ以テ國ヲ弘メタマフ。加之智海浩瀚トシテ上古ヲ潭探シ心鏡焯煌トシテ先代ヲ明觀ス、是ニ於テ天皇之ヲ詔シタマハク

朕聞ク諸家ノ賈タル所ノ帝紀及ビ本辭既ニ誠實ニ違ヒ多ク虛偽ヲ加フト。今ノ時ニ當ツテ其ノ失ヲ改メズバ、未ダ幾年ヲ經ズシテ、其ノ旨滅ビント欲ス、斯レ乃チ邦家ノ經緯、王化ノ鴻基ナリ。故帝紀ヲ撰錄シ、舊辭ヲ討覈シテ、僞ヲ削リ實ヲ定メ、後葉ニ流ヘムト欲ストノタマフ。

天武天皇勅語ノ神典古事記ニ基準シ、皇道政治ノ要諦ヲ公ニスル趣意、蓋シ上記ノ勅語ニ盡サレ居レリトス。即チ著者ハ正五位上勳五等太ノ朝臣安萬呂謹上ノ古事記序文ヲ出典トスル國弘姓ヲ稟ケ、萬學統一ノ立場ヨリ、神典古事記ヲ研鑽スルコト茲ニ二十餘年遂ニ真理ノ殿堂ニ昇殿ヲ宥サレ、破邪顯正ノ筆ヲ執リ、國家ノ組織體制及皇道ノ典範ヲ明徵セント志スニ到レリ、本書ハ僅カニ其ノ一端ヲ發表スルニ過ギザレド、天地神明ノ加護ニ依リ、皇道政治家ノ愛顧ヲ受ケ得ルニ到レバ甚ダ幸トスル所ナリ。

昭和十四年四月四日

國弘健一謹誌

普及版の刊行に就いて

本書普及版の上梓せられるに當り、私は陸軍中將秦眞次閣下の御邸に參上、前後三回十餘時間を費やして、斯學の權威者である、閣下の御檢討を受けた。

次いで海軍大將山本英輔閣下の御本邸に於て、前後二回約十時間に亘り、御熱心な御試問に答へた、名も無き若輩の身に重ねくの光榮である。

此の前後今泉定介先生、山口銳之助先生、三室戸敬光先生、藤澤親雄先生、山本信哉先生、松本徳明先生、皆川治廣先生、柳川、猪狩兩陸軍中將閣下其他各方面の諸先生に面談して、御高見を拜聴し、愈々本書普及の自信を得た。

併し愈々大量出版のことになると、資金關係、印刷關係乃至出版上の手不足及び新方式に關し、色々の難關に逢着し、到底自費出版普及に堪へ得ないものがある、此の難關突破に就て、日本官界情報社長佐久間晃先生は、義侠的態度を以つて、貧書生の拙著を世に出すべく引受けられた。

佐久間社長のこの義侠に應へて、山本大將秦中將閣下の爲書題字並序文を贈られるの光榮に浴したが、尙校正版に就て平沼首相並各大臣參議及大官各位閣下の御購讀を賜る等の光榮に浴し、私ながらの道の皇道政治化に愈々神明の加護大なるものあるを感謝したのである。(昭和十四年六月)

著 者 識

皇道政治之要諦目次

序 説		本 論		結 言	
第一課	皇道主義ト全體主義トノ根本的相違點	第一課	皇道主義ト全體主義トノ根本的相違點	第十五課	祭政教一元化ノ急務
第二課	皇道トハ忠孝一元化ノミコト持チ	第二課	邦家ノ經緯王化ノ鴻基タル神典古事記	第十六課	皇道政治ノ具體化
第三課	天津神十七柱ト政治體系ノ規範	第三課	天津神十七柱ト政治體系ノ規範	第十七課	神制復古ノ昭和維新
第四課	諸冊二神ト惟神ノ法治國	第四課	諸冊二神ト惟神ノ法治國	結 語	神制復古ノ昭和維新
第五課	十七鳥神ト國體構成ノ三大要素	第五課	十七鳥神ト國體構成ノ三大要素	結 語	神制復古ノ昭和維新
第六課	地祇十七柱ト日支現行省制	第六課	地祇十七柱ト日支現行省制	結 語	神制復古ノ昭和維新
第七課	火ノ神ト全國統一ノ中央都制	第七課	火ノ神ト全國統一ノ中央都制	結 語	神制復古ノ昭和維新
第八課	五百津石村ト萬民輔翼ノ地方分權	第八課	五百津石村ト萬民輔翼ノ地方分權	結 語	神制復古ノ昭和維新
第九課	四方津國ト内外不可分ノ外交通商	第九課	四方津國ト内外不可分ノ外交通商	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十課	天照大御神ト産業經國	第十課	天照大御神ト産業經國	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十一課	建速須佐之男命ト事業界組織	第十一課	建速須佐之男命ト事業界組織	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十二課	豐受大神ト皇道經濟	第十二課	豐受大神ト皇道經濟	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十三課	皇孫降臨ト惟命ノ法治國	第十三課	皇孫降臨ト惟命ノ法治國	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十四課	祭政教一元化ノ急務	第十四課	祭政教一元化ノ急務	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十五課	皇道政治ノ具體化	第十五課	皇道政治ノ具體化	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十六課	神制復古ノ昭和維新	第十六課	神制復古ノ昭和維新	結 語	神制復古ノ昭和維新
第十七課	神制復古ノ昭和維新	第十七課	神制復古ノ昭和維新	結 語	神制復古ノ昭和維新

目次(終)

皇道政治之要諦

國 弘 健 一 著

序 說

第一課 皇道主義ト全體主義トノ根本的相違點

興亞議會衆議院本會議ニ於テ、平沼内閣總理大臣ハ

『全體主義ト云フノハ蓋シ西洋デイハレル個人主義ニ對スル言葉ノヤウニ自分ハ解シテキルノデアリマス。個人ヲ本位トスルノデハナク、全體ガ本位デアル、即チ全體ノタメニ個人ハ之ニ從ハナケレバナラヌ、自分ノ利害ノ如何ニ拘ラズ、之ニ從ツテ行カナケレバナラヌト云フ意味デアラウト思フ、我國ニ於ケル皇道ハ斯ノ如キ意味デハナイト考ヘテ居リマス。我が皇道ハ總テノ者ヲシテ、ソノ處ヲ得セシメル、天下一人モ其ノ處ヲ得ザル者ナカラシムルト云フノガ、我が皇道ノ眞髓デアルト自分ハ考ヘル、コノ點ヨリ考ヘマスレバ、全體ノコトモ考ヘナケレバナラヌシ、又個人ノコトモ考ヘナケレバナラヌノデアリマシテ全體ノタメニ個人ヲ犠牲ニスルト云フ絶對ノ考ヘトハ全く違フノデアリマス。

茲ニ於テ皇道主義カラ申シマスレバ、萬民輔翼ト云フコトニ相成リマスカラ、即チ天下一物モソノ處ヲ得ザルモノナカラシムルト云フ、皇室ノ御仁愛ノ御趣意ヲ總テノ人ガ奉體致シマシテ、其ノ根本ニ集中スルト云フノガ、私ノ萬民輔翼ト考ヘテ居ルトコロデアリマス、故ニ我國ニ置キマシテハ、政治上ノ機關ヲ構成セラル、人ハ固ヨリデアリマスガ、其ノ他如何ナル職業ニ從事シテ居リマス人デモ、此ノ大精神ニ從ヒマシテ、即チ天下一物モ其ノ處ヲ得ザルモノナカラシムルト云フコトノ大精神ヲ奉ジテコレニ總テノ人ガ集中スルト云フコトニ相成ルノデアリマス。斯様ニ自分ハ解シテ居リマス。從ツテ西洋デ發達致シマシタル全體主義ノ思想ト、我皇道主義トイフモノハ、ソノ根本ニオキマシテ、大ナル差ノ存スルモノデアルト自分ハ信ジテ居リマス』(速記録)

ト皇道主義ト全體主義トノ根本相違ヲ闡明セラレタガ、我ガ皇道ハ一列一體ノ全體主義ニモアラズ、又一律平等ノ個人主義ニモアラズ、然リトテ兩主義ノ折衷デモナイ、否主義ト呼ブノモドウカト思ハレル、廣大無邊ノ皇道ハ偏シ易キ主義ナキヲ以テ義トセラレルノデアアル。

抑々西洋流ノ何々主義ト云フモノハ、其ノ庭園趣味デ窺知セラレルヤウニ、凡テ人工的デアツテ、一列一體乃至平等併列ノ定規ヲ用ヒラレル、此ノ定規主義ハ一神教ノキリスト文明對多神教ノギリシヤ文明、民主ノ個人主義對國主ノ全體主義等ノ如ク必ず對立觀念ヲ生ズル。

而シテ日本流ノ皇道ト云フモノハ、其ノ盆景趣味デモ判ルヤウニ、總テ天地自然ノ含蓄味ヲ有シ、自然法爾即神ナガラノ道ヲ傳統シタ、體統觀念ニ終始シテキル古人ハ、

『あはれく上つ代には、人の心ひたぶるに直くなむありける』

ト稱嘆シテ居ルガ、神社ノ祭ニ、家族ノ政ニ、惟神ノ教ニ、天地ノ公道ヲヒタブルニ直ク傳統シ乍ラ天行健ナル維新改造ヲ敢行スルノガ、我日本ノ光輝アル皇道デアアル。

如斯西洋流ノ對立主義ト、日本流ノ體統觀念トノ根本的相違ヲ辨別スルコトガ、皇道政治ノ第一課デアアル。

第二課 皇道トハ忠孝一致ノミコト持チ

皇道精神ノ内容ヲ具體的ニ表明シタモノハ、何々ノミコト及ビミコトモチト云フ言葉デアアル。即チミコトト云フ言葉ヲ、神々ノ尊稱ニ用ヒラレル場合ハ、尊又ハ命ト云フ文字ヲ當テル、日本書紀ニハ尊、古事記ニハ命ヲ慣用サレテキル、然シテ神ト云フ尊稱ハ、世界共通ノモノデアアルガ、ミコトト云フ尊稱ハ明カニ我國固有ノモノデアアル、然シテミコトニハ必ず特有ノ個性ト獨特ノ使命トヲ併用セラレル。

即チミコト持チト云フトキハ、個性的ナ祖神ノ使命ヲ祖述シタ者ヲ呼ブ場合ト天皇ノ大命ヲ奉ジ天

職使命ヲ遂行スル場合トガアルガ、前者ハミコトノ一面タル個性ノ祖述、後者ハミコトノ反面タル使命ノ奉承ヲ意味シ、何レモ個性ノアル所必ず使命アリ、使命ノアル所必ず個性アリト云フコトヲ、ミコトト云フ尊稱ノ中ニ含蓄セシメラレテキルノデアル。

洵ニ畏キコト乍ラ、天皇陛下ヲスメラミコトト申上グル場合ハ、萬民各個ノミコト（個性及使命）ヲ統メルコトガ、天皇ノ御個性デアリ、御使命デアラセ給フト云フ意味ヲ有ツ、即チ天祖皇祖ニ對スル、天皇ノミコトモチト云フ場合ハ、萬世一系ノ皇統ヲ祖述シ給フニアリ、又天ツ神乃至天照大御神ノコトヨサシ賜ヘル御神勅ニ對スル、天皇ノミコトモチト云フ場合ハ、豊葦原ノ水穗國ヲ知ラサム現人神ノ使命ヲ遂行シ給フニアル。

我ガ御皇統ガ萬世一系永遠不動ニシテ、且ツ萬民一君天ニ二日ナカラシムル所以ハ、スメラミコトガ常ニ天祖神祖皇祖ノミコト（個性及使命）ヲ祖述シ給フニアル、故ニ天皇（スメラミコト）ヲ模範ト仰ギ、古今一貫ノスメラミコトニ忠實柔順ナル日本人タランモノハ、必ず適性適能ノミコト持チトナリ、其ノ個性及使命ハ建國祖神ノ一柱ヲ祖述スル所ガナケレバナラス。

『古の大御代には、しもがしも迄、ただ天皇の大御心を心として、ひたぶるに大命をかしこみおやびまつるひて、おほうつくしみの御陰に、かくるひて、おのもく祖神を齋祭りつゝほどくにあ

べき限りのわざをして、隠しく楽しく世をわたらう』（直毘靈）

萬世一系一人格デアラセラレル天皇ノ大御心ヲ奉體申シ、祭政教共ニ祖神ヲ一元トシ、建國體制ヲ萬代ニ祖述スルナラバ、其ノ祖述シタ個性相互ノ結合、即チ全體統制トナリ、其ノ依立使命ノ綜合即チ國家ノ有機的活動トナリ、スメラミコトニ朝宗サレタ皇道ハ行ワルノデアル、其ノ朝宗關係ヲ次ニ圖解スル。

天皇（スメラミコト）

全體統制↑部分個性ノ結合
有機體制↑依立使命ノ綜合

五重ミコト（臣民）

皇道朝宗ノ臣民ミコト（個性及使命）ハ必ず建國祖神ノ部分ミコトヲ祖述シ、スメラミコト（天皇）ノ綜合個性及使命ニ朝宗スベキデアルガ、併シ吾人ノ個性内容ナルモノハ、國家ノ有機體制ト等シク複々の細胞組織ヲ有シ、單一ノ個人性ト云フモノハナイ、必ず生物的個人性ノ上ニ家風的家庭性、郷土的村民性、郡民性、縣民性及ビ大地方民性、例へバ九州地方民性、中國地方民性、四國地方民性等七重八重ノ個性ヲ襲ネ着シテ、最後ニ日本國民性ヲ羽織ツテ居ルノガ普通デアアル。

併シ表皮ノ日本國民性ト云フ大個性ノ綜合的表現ハ、必ず上御一人ノスメラミコトニ限ラレル、我々臣民ハ其ノ能力ニ依リ、其ノ適性ニ仍リ、日本國民性ノ一部分宛ヲ表現スルニ止マル、小兒ノ個性

ハ生物的個人性濃厚ニ、又郷土代表ノ偉人ハ大地方民性ヲ濃厚ニ表現スルナドハ、尤モ手近イ個性表現ノ種々相デアルガ、適性適能ノ表現ミコトハ、千差萬別デアル、適性適能、千差萬別ノミコト（個性及使命）ニ從ヘバ、萬民其ノ處ヲ得、且ツ萬民輔翼ノ道ヲ開カレルノデアラウ。

而シテ綜合的日本人性ヲ帶ビ給フ、スメラミコトノ皇道政治ノ要諦ハ、天祖神祖皇祖ノミコトモチトシテ

『この漂へる國をつくり固め成せ』（天祖ノ神勅）

『汝が命は高天の原を知らせ』『汝が命は夜の食國を知らせ』『汝が命は海原を知らせ』（神祖ノ神勅）

『汝の主はける葺原の中つ國は、我が御子の知らさむ國』（皇祖ノ神勅）

各傳統的ニ言依サシ賜ヘル御神勅ヲ永遠無窮ニ遂行シ給フニアルガ、修理固成ノ究極ハ固性及使命ノ綜合體タル各個ノミコトヲ知ラシ給フコトデアアル。

神典古事記ニハ治ト書イテモ必ず知ラスト訓ムガ、本來ハ知ラサム國ノ出現ヲ以テ皇道帝徳トスル、萬機ヲミソナハシ、百政ヲ聞コシ召スノモ、皆臣民ニ其ノ祖述スベキミコトヲ知ラサムガタメデアアル、治メルト云フコトハ、收メルト同意義ヲ有シ、領收即チ主ハクコトニナル、主ハキ治ムルハ覇者ノ政治デアリ、萬民ノ個性及使命ヲ知ラス皇道トハ、本質的差違ヲ有スル、主ハキ治メルコト尤モ

大規模ナル全體主義ト萬有ノミコト（個性及使命）ヲ知ラス皇道精神トノ根本的相違點ハ、茲ニモ認メラレルデアラウ

祭政教一元ノ皇道ニ於テハ、先ヅ祖述スベキ建國祖神ノ個性ニマツロウコトガ祭事デアリ、次ニ祖述シタ使命ヲ政事スルノデアアルガ、其ノ祭り合フベキ個性ト政事スベキ使命トヲ教ヘ知ラシムコトガ、先決問題デモアリ且ツ根本問題デアアル、祭り合フベキ個性ト、政事スベキ使命トヲ、知ラシ教ユルナラバ祭政教ハ立所ニ一元化スル、此ノ故ニ神祖皇祖ノ御神勅ニハ、知ラス事ガスメラミコトノ全部ノ如ク表示サレタノデアアル。

即チ國家ノ有機體制ヲ構成スル、萬民各個ノミコト（個性及使命）ヲ知ラシメレバ、適性適能其ノ處ヲ得テ、萬民輔翼ノ組織體制ハ確立シ、國家全體ノ有機的活動ヲ生ズル、故ニ完全個性ノスメラミコトニ於カセラレテ、萬民各個ノ組織的ミコトヲ知ラシ給フコトガ皇道政治ノ全部ト申シテモ差支ナイ、萬民ニ其ノ處ヲ得セシムト云フモ、畢竟スル所、萬民各個ノ組織的ミコト（個性及使命）ヲ知ラシメ、萬民輔翼ノ有機體制ヲ確立セシムルニアル。

而シテ萬民輔翼ノ有機體制ハ、建國祖神ノ個性及使命ヲ祖述スル、ミコト持チトナルノデアアルカラ之レヲ祖先ニ對スル場合ハ、親代々ヘノ孝行トナリ、之ヲ天皇ニ對スル場合ハ、スメラミコトヘノ忠

義トナリ、忠孝一致ノミコト持チトシテ、神武天皇ノ鳥見山ニ皇祖天神ヲ効祀シテ大孝ヲ伸ベサセ給ヘル、八紘一字ノ御詔勅ヲ忠實ニ奉體スベキデアアル。

第三課 邦家ノ經緯王化ノ鴻基タル神典古事記

皇祖天神ノ大孝ヲ伸ベ、忠孝一本ノ皇道ヲ顯示シ給フ、スメラミコトノ大詔ヲ奉ジ、萬民各自建國祖神ノミコト持チトナリ、其ノ組織的個性及使命ヲ、適性適能ニ祖述スルコトガ、皇道政治ノ本領デアアルガ、其ノ組織體制ハ、天武天皇ノ勅語ニ成ル、神典古事記ニ詳細啓示サレテキル、即チ神典古事記ノ内容ハ、建國祖神ノ綜合體制ヲ以テ、國家組織ノ體系ヲ成セルコトヲ、神話形式ニ仍リ、平易具體的ニ展示サレタモノデアアルカラ、神話時代ノ神話形式ヲ、文化時代ノ成文形式ニ書キ改メレバ、神典古事記ヲ以テ、直チニ萬民各個ノ祖述ス可キ、ミコト（個性及使命）ヲ知ルコトガ出來ルノデアアル。古事記ノ解釋法ハイロ／＼アリ、又各方面ニ互リ、數段解釋法ノ可能性ハ充分アルガ、天武天皇ノ御勅語ニ

『斯レ乃チ邦家ノ經緯王化ノ鴻基ナリ』

トアル以上、神典古事記ノ本領ハ、邦家ノ經緯即チ國家組織ト、王化ノ鴻基即チ皇道ノ規範トヲ表明サレタ、國體憲法ト考フベキデアアル、此ノ御勅語ニ示サレタル、古事記編纂ノ御聖旨ニ副ハナイ、古

事記ノ解釋法ハアリ得可ラザルコトデアアル。

抑々國家憲法ナルモノハ、其ノ國ノ歴史ヲ法文化セラレタモノデ、眞實ノ歴史ハ、不滅ノ憲法トナリ、不滅ノ憲法ハ永遠ノ眞理ヲ意味シ、更ニ永遠ノ眞理ハ、必ズ眞實ノ歴史ヲ有ツ、故ニ眞實ノ歴史不滅ノ憲法、永遠ノ眞理ノ三ツハ、各々循環論法的不可分性ヲ有スル、若シ其ノ一ヲ缺ケバ歴史モ眞實ナラズ、憲法モ不滅ナラズ、眞理モ永遠ナラズト云フコトガ出來ル。然レバ國體憲法タル神典古事記ノ研究ニハ、次表ノ如キ組織的方法ニヨリ、如上ノ循環論法的因果關係ヲ具足スベキデアアル。

永遠ノ眞理ヲ求ム理學的研究

古事記ノ古典的基本研究

眞實ノ歴史ヲ知ル史學的研究

不滅ノ憲法ヲ得ル法學的研究

大日本ノ國體的綜合研究

如斯組織的研究ヲ遂ゲテ、神典古事記ノ眞價ヲ知ルコトガ出來ルガ、著者二十年ノ研鑽ニ依ルト左ノ如キ結論ニ達スル

第一、理學的研究ニ依ルト、神典古事記ハ『個體發生ハ系統發生ヲ繰返ヘス』ト云フ、發生學上ノヘツケルノ法則通り、天地開闢の大宇宙ノ系統發生ヲ建國胎生の神代日本ノ個體發生ノ上ニ繰返ヘシタ事實ヲ直覺シタルモノナルガ故ニ、系統發生上ノ直感現象ニ萬學ノ體統原理ヲ啓示シ、統一學理

トシテ完全無缺永遠不動ノ真理ヲ知ラシメラレル。

第二、史學的研究ニ依ルト、神典古事記中天地開闢の大宇宙ノ系統發生ト、其レヲ繰返シタ個體發生的建國胎生史トヲ分別シ、神代ノ神祕ナルハ、尙胎生ノ神祕ナルガ如シト知レバ、文献以上ノ神祕的眞實ノ綜合史實ヲ直觀シタ完全史籍ヲナスモノ即チ神典古事記ナリト知ラルノデアル。

第三、法學的研究ニ依ルト、神典古事記ハ發生學上ノ永遠ノ眞理ニ基ク、個體發生(胎生)的眞實ノ建國史ヲ、天皇親政ノ統治的立場ヨリ、『斯レ即チ邦家ノ經緯、王化ノ鴻基ナリ』トシテ法文化セラレタ、不滅ノ國體憲法ナリト知ラルノデアル。

如斯神典古事記ニ就イテ、古典的基本研究ニ立脚シ、理學上ノ眞理及ビ史學上ノ眞實ヲ闡明シ、更ニ其ノ法文化ノ解釋ニ依リ、國家學の憲法性ヲ見出シ、以テ國體上ニ於ケル歴史地理民性等ノ綜合的結論ヲ得可キデアルガ、併シ其ノ研究の成果ハ、理學的ニハ萬學眞理ノ發生體統ヲ樹立シタ、統一學理ノ完成デアリ、又史學的ニハ萬世一系ノ皇統ヲ樹立シタ、日本建國史ノ大成デアリ、尙又法學的ニハ萬民輔翼ノ統治體系ヲ確立シタ、國體憲法ノ成文化デアル等、内外古今未曾有ノ大研究ニ大學說ナルガ故ニ、茲ニ其ノ全結論ヲ發表スルコトハ、殆ド不可能ナコトデアルカラ、本論ニ於テハ其ノ一部分、即チ國體憲法中ノ國家組織法の概要ヲ表示シ、建國祖神ノ個性ヲ祖述ス可キ、我々日本人ニ國家

人ノミコトモチヲ要求スル皇道政治トハ如何ナルモノナルカヲ明示シヤウ。

本論

第四課 天津神十七柱ト政治體系ノ規範

古事記ノ筆者、太ノ朝臣安萬呂ノ上表文ニ依ルト、古事記ノ全文ハ天武天皇ノ勅語ニ成リ、尙御親ラ

『斯レ乃チ邦家ノ經緯、王化ノ鴻基ナリ』

ト勅語シ給ヘル所ヲ見ルト、邦家ノ經緯即チ國家ノ組織、王化ノ鴻基即チ皇道ノ規範ナルガ故ニ、神典古事記コソハ、國家組織法乃至皇道典範ト見ルベキデアルガ、此ノ勅語欽定ノ國體憲法ノ總則、即チ神典古事記ノ第一原理ト云フ可キモノハ、開卷第一ノ天津神十七柱ニ表示セラレタ政治體系組織デアル。

而シテ十七柱ノ天津神ノ組織體系ハ、數理哲學上ノ絕對原理タルベキ、複數的完全數ノ表示ト、宗教哲學上ノ絕對眞理タルベキ、交替神教的教理ノ啓示トヲ基調トシ、純正國家學的、政治體系ヲ明示サレテ居ルノデアル。

抑々宗教哲學上ノ絶對眞理ニ仍リ、既成三大宗教ノ國家學的教判ヲ下スト、凡ソ左ノ如キ分野ヲ見ル。

一一

國家學的教判

一神教ノ基督||司法主義ノ主權教
汎神教ノ佛法||立法主義ノ人民教
多神教ノ儒學||行政主義ノ土地教

交替神教ノ神道||綜合國體教

右表ノ解説ハ之レヲ省略スルガ、我神典古事記ニ示サレタ神道ハ、一神教汎神教多神教ノ何レニモアラザル、交替神教ニ屬スル、交替神教ノ倫理學的解説ハ、拙著「皇室中心主義と天皇機關說」ニ説述シタ楕圓異中心主義デアラウ

交替神教ノ淵源ハ印度ノ吠陀宗ニアルガ、個性ミコトノ見地カラ、其ノ至上神トシテ崇拜スル神格ガ、使命ノ存スル時ト所トニ從ツテ交替スル、即チ個性的の至上神ハ、スメラミコトノ楕圓内ニ於テ、時ト所ノ異ナルニ從ヒ異中心ヲナス、十七柱ノ天ツ神ハ、楕圓内ニ於テ異中心的存在デアアルカラ、高天原ト云フ楕圓内ニ成リマセルモ、ミナ獨神ノ異中心ヲ成シツ、交替ニ身ヲ隱シ給フノデアアル。宗教哲學上ノ交替神教ヲ理解スルニアラザレバ神典古事記ノ一頁字モ完全ニ讀ムコトハ出來ナイデアラウ。

次ニ十七柱ノ天神ニ關スル、數理哲學上ノ絶對原理タル完全數の見解ハ、元素週期律ノ八律法、易ノ八卦、佛ノ八聖道、我八神殿等、所動數の八律法ト、一中心ノ能動數トヲ合シ、八一有能ノ九ト云フ單數的完全數、更ニ陰陽二重ノ八律法、十六羅漢ノ所動數ト絶對唯一ノ能動數トヲ合シタル、十七ト云フ複數的完全數、此ノ單複二様ノ完全數ヲ以テ、神典古事記ノ數理哲學的構成ヲ見ルノデアアル、即チ天ツ神十七柱、十七島神、地祇十七柱、十七日神、十七世ノ神、大年ノ神ノ子十七柱等複數的完全數ト、九段ノ八一有能の單數的完全數トヲ以テ、古事記上卷ノ神名組織表ヲ構成セラレテキル。

由來我國ノ皇道文化ハ、聖德太子ノ十七條憲法、十七文字ノ俳句、教育勅語ノ十七德目等、十七ト云フ完全數理ニ制約セラレテキル、茲ニ十七ト云フ複數的完全數ヲ絶對原理トスル、萬有現象ノ數理哲學的分解ノ可能性ガアル、例ヘバ古事記ノ神名組織ヲ表解スルニ十七行十七段ノ慢陀羅ヲ作ルト、千古ノ謎タリシ神典古事記モ見事ニ表解即チ氷解スルノミナラズ、其ノ系統發生的方面ノ大宇宙萬有現象ハ、十七ト云フ完全數ヲ繰返シテ居ルコトヲ知ル、次ニ天ツ神十七柱ニ表徵サレタ、祭政教一致ノ數理哲學的結果ヲ表示スル、即チ神典古事記ノ天津神十七柱ヲ祭神トシ、其ノ政治體系上ノ使命ヲ政リ事スルニ、教育勅語ノ十七德目ノ教ヲ以テスルナラバ、次表ノ如キ完全ナル、祭政教ノ一元化ヲ見ルコトガ出來ル。

別天神

國家三要素

天ノ御中主ノ神(1、主權) 父母ニ孝ニ
高御產巢日ノ神(2、人民) 兄弟ニ友ニ
神產巢日ノ神(2、土地) 夫婦相和シ

文武兩道神

宇麻忌阿斯訶備比古
遲神(3、軍事) 朋友相信ジ
天ノ常立神(5、文治) 恭儉己レヲ持シ

行財兩政神

國ノ常立神(6、財政) 博愛衆ニ及ホシ
豐雲野ノ神(7、内治) 學ヲ修メ

文物對外神

宇比地邇ノ神(8、外交) 業ヲ習ヒ
妹須比智邇ノ神(9、通商) 以テ智能ヲ啓發シ

農本產業神

角代ノ神(10、產業) 德器ヲ成就シ
妹活代ノ神(11、企業) 進ンデ公益ヲ廣メ

工本交通神

意富斗能地ノ神(12、交通) 世務ヲ開キ
妹大斗乃辨ノ神(13、運輸) 常ニ國憲ヲ重ンジ

商本經濟神

淤母陀琉ノ神(14、經濟) 國法ニ遵ヒ
妹阿夜訶志古泥ノ神(15、金融) 一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ

建國全權神

伊邪那岐ノ神(16、法治) 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ
妹伊邪那美ノ神(17、輿論) (ナラズ亦以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン)

神代七世ノ神

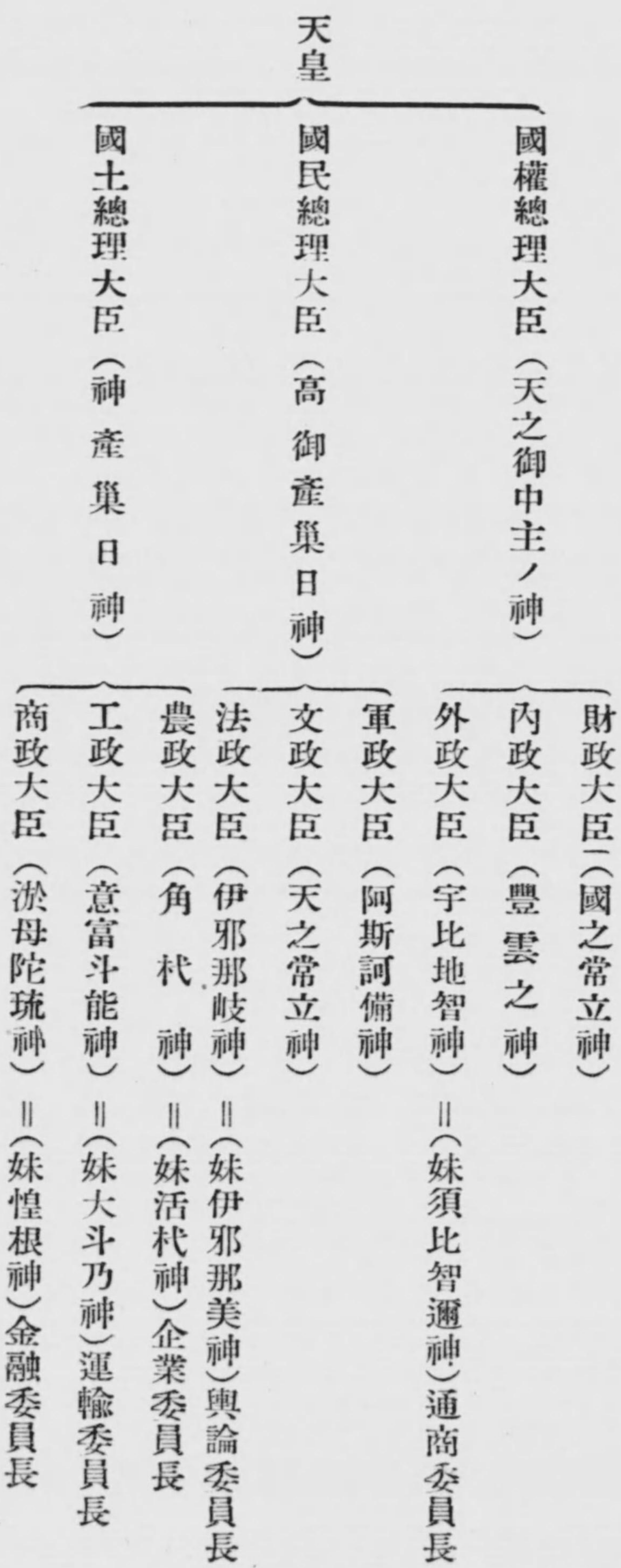
右表ノ中所謂造化ノ參神ニ就テ簡單ニ例證解說ヲ試ミルト、先ヅ造化ノ參神トハ國家構成ノ三大要素神タルコトヲ表示サレタモノデ、天之御中主神ハ主權ニ國權ノ神即チ天ノ中心ヲ主宰スル意アリトハ古來ノ解釋デアルガ、ソレハ要スルニ主權ノ神ト云フ意味デアアル、尙天之御中主神ハ天祖トシテ大孝ノ對象ニナラレルガ、孝ハ百行ノ基タリ、主權ハ百政ノ基タルコトニ共通性ヲ有スル。

次ニ高御產巢日ノ神ハ、タカミト云フ語ノ中ニ、大御寶、田族、同胞、民神等ノ分化語ヲ含ムノデアルガ、高天原ニ於ケル八百萬神ノ神集ヒニハ、必ズ高御產巢日ノ神ノ音頭取リノアル事實ハ、高御產巢日ノ神ヲ以テ、人民集成ノ神トスル證左デアアル、尙高御產巢神ハ民ヲ結ビテ同胞トシ、茲ニ四海同胞、兄弟ニ友ニノ神德ヲ考ヘラレル、宇内一家、四海兄弟ノ友愛ハ人民結成ノ賜物デアアル。

次ニ神產巢日ノ神カミムスビトハ、女神陰神ノ意味カラ進ンデ、天ヲ陽トシ男トシ、地ヲ陰トシ女トスル所ニ仍リ、萬物生成源タル土地開成、即チカミムスビノ神ト云フコトニナルガ、事實神典古事記上ノ事蹟ニ於テハ、土地開成神ト見ルコトガ出來ル、例ヘバ大宜都比賣神ノ身ニ成レルモノヲ取リテ種子トシ、又國土經營ノ少名毘古名ノ神ニ就テ『こは實に我子なり』ト申サレ、更ニ大國主神ノ國土奉還ノ誓文中ニ、『神產巢日御祖命の富足る天の新巢云々』トアル如キ、皆神產巢日神ヲ以テ土地開成神トスル證左デアアル尙土地ハ愛ノ源泉ニシテ、愛國乃至郷土愛ヲ喚起スルモノデアアルガ、其ノ土

地ニ比ス可キ陰性女性ハ愛ノ力ニ依リ、夫婦相和ヲ招來ス可キ要素デアアル。

如斯考證ヲ詳細ナラシメ、著者獨創ノ神名表解法ニ依ルト、右表ノ如キ祭政教一致ノ原則ノ下ニ政治即道德タルコトヲ表示シ得ルガ、祭政教一元化ノ政治體系ニ於テ、政教ノ祭神タル天ツ神十七柱ハ、天神五柱ニ超然性、神代七世ノ神ニ責任性ヲ有スル二重内閣制度ノ下ニ次表ノ如ク國家構成ノ三大要素系統ヲ明確ニシタ立法政務的中央政府ヲ組織セラルモノデアアル。



右表ニ示ス如ク所謂造化ノ參神ニ象徵サレタ、國家構成ノ三大要素主權、人民、土地ノ三者ヲ分掌ス可キ、中央政府組織ヲ構成セラレタノガ、建國當初ノ政治體制デアアル、國家學ノ素養ヲ有スル程ノ者ナラバ、必ズ恊ウシタ國家學的内閣制度ヲ考へ及ブデアラウ、國家學ヲ無視シテキル現政府組織ニ於テ、内閣制度ノ改革ヲ問題トセラレルガ、永久不變完全無缺ノ政治體制ヲ確立セントスルナラバ、宜敷建國祖神ノミコトヲ祖述ス可ク、建國精神ニ還リ、國家學的ナ天ツ神政府ニ復古ス可キデアアル、即チ内閣官制ノ神制復古ヲ以テ、皇道政治ノ出發點トセラルベキデアラウ。

第五課 諾册二神ト惟神ノ法治國

天神地祇ナル對立語ハ、古クヨリ用キラレテキルガ、天神トハ國務大臣、政務次官、政務官等ニ相當シ、地祇トハ各省長官、事務次官、事務官等ニ相當スル、即チ物理的立法政務ト、生理的行政事務トノ根本的相違點ヲ判別シ、國務大臣相當ノ天神ト、各省長官相當ノ地祇トノ各ミコト(個性及使命)ヲ明カニシタモノガ、此ノ天神地祇ノ對立語デアアル。天神ハ政界ヲ構成シ、地祇ハ官界ヲ構成スルコトガ、政治體制確立ニ缺ク可ラザル先決條件デアアル。

而シテ高天原ノ政界ト、島々海原ノ官界トノ對立スル場合、兩者ノ間ニ於テ相互ノ連絡ヲ必要トスルガ、其ノ連絡ヲ意味スルモノハ、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱ノ神デアアル、誘^{イサ}ナイ誘^{イサ}ナマレルト云

フ意味カラ考ヘルト、此ノ二神ハ天神地祇ノ間ヲ誘ナイ誘マレル連絡ヲ圖ラレタモノデ、誘竝ハ輿論ヲ意味シ、誘難ハ法治ヲ意味スル、即チ法治神タル伊邪那岐命及ビ輿論神タル伊邪那美命ハ對立スル天神地祇ノ間ニ誘ヒノ連絡ヲ取り、兩者ノ對立ヲ體統化シ、相互ノ分野ヲ犯スコトナク、完全ニ連絡セラル可キミコトヲ有シ給フノデアル。

伊邪那岐命、伊邪那美命二神ガ、法治輿論ノ神デアラセラレタト云フ事ハ、其ノ伊邪那岐、伊邪那美ト云フ二神ノ語源ガ、梵語ノ伊邪那天ヲ稱ヘ別ケタモノデアリ、且ツ印度神話ノ伊邪那天ノ宇宙創造説ト、日本神話ノ伊邪那岐伊邪那美二神ノ建國傳説トガ、非常ニ酷似シテキルト云フ點カラ、自然法爾的惟神ノ法治主義ヲ看取セラレルノデアル。

先ヅ伊邪那美命ヲ以テ輿論ノ神トスルハ、其ノ梵語系ノ印度神話ニ見ル冥界ノ閻魔大王ト伊邪那美神ノ一名ヲ黃泉津大神ト稱スル所ニ關連性ヲ見出サレル、即チ黃泉津大神トハ冥界ノ閻魔大王ト同意義ヲ有シ、其ノ閻魔廳ノ最後ノ審判ト云フコトカラ類推セラレルモノハ、輿論ノ總審判ト云フ最後決定的場面デアル。

次ニ古事記ノ本文デ見ルト、伊邪那岐ノ命ト、伊邪那美ノ命トガ、黃泉國デ邂逅サレタトキ、妹伊邪那美命ハ

『まづ具かに黃泉神と論はむ』

ト申サレ、黃泉國即チ輿論社會デアルコトヲ明言セラレテ居ルガ、尙伊邪那美命ノ御身ニ『頭には大雷居り、胸には火の雷居り、腹には黒雷居り、陰には折雷居り、左の手には若雷居り、右の手には土雷居り、左の足には鳴雷居り、右の足には伏雷居り、併せて八くさの雷神成り居りき』

トアルガ、之レハ伊邪那美命ガ、喧々轟々タルコト雷鳴ノ如キ輿論ノ司神デアラセラレル證左デアル。而シテ伊邪那岐神ガ法治神デアラセラレルト云フ、根本觀念ヲ得ルコトハ、古事記解釋ノ合理性ヲ得ル所以デアツテ、自然法則ヲ國家法則ニ轉換セシメラレタ伊邪那岐命ノ法治性ヲ認識スルニアラザレバ、古事記ノ内容ハ荒唐無稽ノモノトナリ、建國史實モ神話的ニ茶化セラレテ終フノデアル、即チ諸冊二神ガ神話通リニ山川草木乃至多數ノ神々ヲ、生理的ニ産ミ給ヘルモノト考ヘルナラバ、科學的考證ノ範圍外ニナルガ、若シ之レヲ國家法制的産ミノ親ト解スルナラバ、神典古事記ノ哲學的乃至科學的合理性ヲ發見シ、全卷悉ク論理的實在性ヲ有スル、建國史實トナルノデアル。

伊邪那岐命、伊邪那美命兩神ガ、梵語系ノ哲學的民族ニ屬シ、日本建國史ノ上ニ間然スル所ナキ論理性ヲ與ヘ、印度哲學ノ深奥ナル論理ヲ、日本建國史ノ上ニ具體化セラレタト云フコトハ神典古事記ノ論理的研究ニ依リテ知ラレル所デアル、例ヘバ

『ここに伊邪那岐ノ命、然らば吾と汝とこの天の御柱を歩き廻りあひて、美斗能麻具波比せなどのりたまひき。かくいひ契りて、乃ち汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむとのりたまひ、契り竟へて廻ります時に、伊邪那美命先づあな美哉男をとのりたまひ、後に伊邪那岐命あな美哉をとめをとのりたまひき、各のりたまひ竟へて後に、その妹に女人と言先立ちてふさはすとのりたまひき、然れども隠處におこして、子水蛭子を生みたまひき、この子は葦船に入れて流しずてつ、次に淡島を生みたまひき、是も子の數に入らず。

ここに二柱の神議りたまひつらく、今吾が生めりし子うさはす、猶天ツ神の御許所に白すべしとのりたまひて、即ち共にまゐりて、天ツ神のみことを請ひたまひき、ここに天ツ神のみこと以ちて布斗麻邇ケラチにトへてのりたまひつらく、女をこと先立ちしに因りてふさはす亦還り降りて改め言へとのりたまひき。

右ニ引用シタ古事記ノ本文ハ、諾冊二神ノ建國事業ニ就イテ、徹頭徹尾論理的檢討ヲ加ヘラレタルコトヲ示ス好個ノ例證デアアル、即チ『汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむ』トハ女性特有ノ直覺力ハ、右廻リ的演繹法ニシテ、男性特有ノ推理力ハ、左廻リ約歸納法デアアルコトヲ示シ、尙ホ『女人を言先立ちてふさはす』トハ直覺演繹法ニ依ル獨斷專行ヲ否定シ、推理歸納法ニ依ル法治輿論ヲ是

認シタモノデアアル、天ツ神十七柱ノ出現ハ、直覺的演繹法ニ依ルモノデアアルガ、其ノ天ツ神十七柱ノ政治體系ニ歸納スルニ就イテハ、推理的歸納法ニ依ラネバナラヌ、抽象的ナ淤能基呂島、子水蛭子、淡島ノ三ツハ、直覺演繹法ニ從ハレタガ、十四島及地祇十四柱ハ、具體的推理ニ依リ、天ツ神十七柱ノ組織體系ニ歸納セラレタノデアアル、古事記神名表解法ニ於テハ、其ノ一連ノ神名組織ノ所生順序ニ就イテ、女神特有ノ直覺的演繹法ニ成ルカ、將又男神特有ノ推理的歸納法ニ依ルカヲ判別シ、右廻リ又ハ左廻リノ表解法ヲ用ヒテ居ルガ、論理的推敲ノ表象タル、『布斗麻邇にトへて』改メ言ヘト云フコトハ、諾冊二神ノ建國事業ニ於テ、如何ニ論理ヲ重ンセラレタカト云フコトヲ示スモノデアアル。

神典古事記ハ斯ル論理的法則ニ從ヒ、哲學上乃至科學上間然スル所ナキ完全ナ叙述ガ行ハレテキルガ、其餘リニ簡潔ナルト、又餘リニ完全ナルトニ依リ、一個半個ノ專問學ヲ以テシテハ、窺知シ得可ラザル眞理ノ殿堂ヲ構成サレテキルノデアアル、昔ノ支那ニ於テハ論語一部アレバ一國ノ行政ヲ完全スルコトガ出來ルト云ハレタガ、我カ日本ニ於テハ、神典古事記一卷アレバ、國政ハ勿論ノコト、萬學ノ眞理ニ通曉スルコトガ出來ルノデアアル。例ヘバ天神十七柱ニ宇宙進化論的物理学系統ヲ十七島神ニ天體進化論的太陽系統ヲ、地祇十七柱ニ生物進化論的生理系統ヲ其他人類進化論乃至社會進化論的系統發生ノ體系ヲ啓示サレ、從來ノ管見的學說ヲ是正セシメラレルモノガアル。

斯ル嚴密ナ論理的檢討ノ結果ハ、天地ヲ以テ書籍トシ、神明ヲ以テ證明トスル、自然法爾ノ神ナガラノ道ヲ生ジ、天地ノ公道ト云フ名題ノ下ニ、惟神ノ法治國ヲ建設スルニ到ツタノデアアル。加茂眞淵ハ

『よとちいさき儒の道などとは異り、天地のまに／＼行ひ、天地の絶へざる限り、絶ゆることなき道』

ト云ツテ居ルガ、此ノ天壤無窮ノ皇道ハ、天地ニ即シタ公道、即チ自然法爾ノ惟神ノ道、換言スレバ自然法則ヲ直感模寫シタ惟神ノ法治國ナルガ故デアアル。

神典古事記ハ惟神ノ法治國ニ於ケル國體憲法デアアルガ、其ノ國家組織法及ビ皇道典範ノ制定ハ、印度哲學ノ深玄ヲ悉クシタ、伊邪那岐伊邪那美命二神ノ論理的檢討ノ賜物デアアル殊ニ最後ノ段階ニ於テ法治神伊邪那岐ノ大神ハ、天照大御神ニ財政界高天ノ原、月讀ノ命ニ學界夜之食國、速須佐之男命ニ官界海原ヲ知ラセト、各々三界分治ノ原則ヲ言依サシ賜ヒ、畏キ事乍ラ天照大御神ハ、其ノ大詔乍ラノ法制ヲ嚴守シ給フタ（第十四課參照）ト云フコトハ、諾冊二神ノ惟神ノ法治國建設ニ對シ、天照大御神ノ命乍ラノ法治國統治アル所以デアアル。

如斯伊邪那岐命伊邪那美命二神ヲ以テ、法治輿論ノ建國全權神トシ、國家組織ニ必要ナル法制ノ産

ミノ親ト云フコトヲ諒解スレバ、神典古事記ノ論理性ヲ知ルト同時ニ神代建國史ノ上ニモ、又新ラシキ光明ヲ見出スコトガ出來ルデアラウ。即チ在來ノ神代史ニ於テハ、神祖伊邪那岐命ヲ以テ、皇祖天照大御神ノ生理的皇親トスル解釋ノタメニ、古事記本文ノ照合ニ種々ノ齟齬ヲ來タシ、明確ナ皇統起源史ノ表示ヲ不可能トシタガ、以上ノ如キ新見解ニ依ル著者ノ詳密ナ研究ノ結果ハ、次表ノ如キ皇統起源史ノ表示ニ成功シタノデアアル。（拙著皇室中心主義と天皇機關説（四）參神三祖と天皇の國家參照）

皇統Ⅱ第一世天之御中主神—第二世

高御產巢日之神
神產巢日御祖之命

第三世 天照大御神…萬世一系

第六課 十七島神ト國體構成ノ三大要素

天壤無窮ノ國體ハ、天地ノ公道ニ基ク惟神ノ法治國デアアルガ、加茂眞淵ノ『天地にかないてまつりごちませし』ト云ツテキルヤウニ、天地自然ノ法則ヲ直感模寫シテ、政リ事セラレルノガ、我皇道政治デアアル。即チ天壤無窮ノ國體ニ即シタ自然法治ノ皇道政治デアアル以上、國體政體不二一致デアアルコトヲ要スル、從ツテ政體ハ國體ソノマ、デアリ、又國體ハ政體ソノマ、デナケレバナラヌ、然シテ政體ソノマ、ノ國體ハ、國家學的論理ニ合致シ國家構成ノ三大要素ハ、即チ國體構成ノ三大要素トナラネバナラヌ。

國體トハ何ゾヤト云フ定義ハ、學者ニ依リ多少ノ相違ヲ有シ、定説ト云フベキモノガナイガ、國體ニ關スル定義ナクシテ、國體ノ明徴ハアリ得ナイ、勝手ナ定義ヲ設ケテ、獨斷的國體明徴論ヲ振り廻シテ居ル現狀ニ在リテハ、先ヅ國體構成ノ重要素ヲ檢討シ、國體ニ關スル定義ヲ確立シ、國體明徴即チ國體構成要素ノ明徴トナラネバナラス、然シテ國家構成ノ三大要素即チ國體構成ノ三大要素ニ外ナラヌトスレバ、次表ノ如キ對象檢討ヲ必要トスルノデアル。

精神的主權ノ歴史性

國體明徴上ノ

三大對象(國體人體共通論)

肉體的土地ノ地理性

氣性的人民ノ國民性

故ウキルソン氏ハ「國家ヲ細字デ書イタモノハ個人ニシテ、個人ヲ太字デ書イタモノハ國家デアル」ト云フタガ、大宇宙ノ縮圖タル國家ト小宇宙タル個人トハソノ有機的體制ニ於テ共通シ、國體人體共通論ヲナシテ居ルノデアル。文字ノ上カラ見ルモ、國體トハ國家ノ有機體制ヲ直視スルモノデアルガ、其ノ有機體制ハ國體人體ニ共通スルノデアルカラ、右表ノ如キ國體明徴上ノ三大對象ヲ綜合研究セラレネバナラス。

抑々國體ノ特殊性ハ、肉體的國土ノ地理性ニ不可變性ヲ有シ、精神的主權ノ歴史性ハ、内面的主要

素タルニハ間違ナイガ、其ノ可變性ハ否定サレヌ、國體明徴上ノ不可變的對象ハ、客觀的ナ國土ノ地理性ニアルノダカラ、肉體的國土ノ地理性コソ國體ノ特殊性ヲ決定スル、先決要件ナノデアル。

『ここに天ツ神諸の命を以ちて、伊邪那岐ノ命伊邪那美命二柱の神に、この漂へる國をつくり固め成せと詔りごちて、天ノ沼矛を賜ひて、ことよさしたまひき、故二柱の神、天の浮橋に立たして、その沼矛を指し下して攪きたまへば、鹽こをろこをろに攪きなして引き上げたまふ時に、その矛のさきより滴る鹽、積りて島と成る、これ淤能基呂島なりその島に天降りまして、天の御柱を見たて八尋殿を見立てたまひき。』

神典古事記中ノ右ノ本文ハ、神代最初ノ國體明徴トモ見ルコトガ出來ル、即チ修理固成トハ、創造デナイコトハ勿論ダガ、然リトテ新發見デモナイ、既知ノ地域ノ修理固成デアル、即チ混亂ニ漂ヘル國家ノ國體明徴ニ依ル體制強化デアル、右ノ文意ヲ味ウト、此ノ論旨ヲ肯定出來ルデアラウガ、天ノ沼矛ハ體制強化ヲ意味シ『鹽こをろこをろに攪きなして』ハ國體明徴ノ模索的態度ヲ形容サレタモノト云フ事ガ出來ル。

而シテ伊邪那岐命伊邪那美命二神ガ、國體ノ礎石トシテ始メニ明徴シ給ヘルモノハ、淤能基呂島デアアル次ニ子姪子及領海淡島ヲ産ミ給フタガ、之レ等ハ御子ノ數ニ入ラズ、次々ト大八島其他十四島ヲ

産ミ給フタト云フコトハ、國體ノ特殊性ヲ決定スル、先決條件トシテ、肉體的國土ノ地理性ヲ島々ニ見出シ給フタコトヲ物語ルモノデアル。

興亞議會ノ議政壇上ニ於テ、木戸内務大臣ハ五・一五事件以後ノ、國體明徴的革新主義ヲ觀念的ナモノデアルト指摘サレタガ、眞實ノ國體明徴ハ土地人民主權ノ順序デ推理歸納ス可キモノデアツテ、其ノ反對ノ場合ハ觀念的トナリ、『女を言先立ちしに困りてふさはず、亦還り降りて改め言へとのりたまひき』トナルノデアル。今ヤ我刻下ノ國體明徴ニ關シテモ、此ノ一文ハ其ノ儘適用サレルヲ要スル秋トナツタノデアル。

而シテ伊邪那岐命伊邪那美命二神ノ、國體明徴的修理固成ノ第一對象トナツタ、淡路島乃至天兩屋島十四島ハ、修理固成ト云フ天ツ神ノ御言葉カラ推定スルト、創造デモ新發見デモナク、既知ノ島々ノ修理ニ依ル、國家體制ノ固成デアル、即チ推理歸納法的ニ言フト此ノ十四島ハ造化ノ參神ヲ除イタ他ノ天ツ神十四柱ノ出身地デアルトモ考ヘラレル。『天地のはじめの時、高天ノ原に成りませる』トアルハ、各島々ヨリ高天原ニ御成リナサレタ即チ上京ノ意味デアルコトハ、諾冊二神『共にまゐる上りて』トアルニ對シ『亦還り降りて改め言へとのりたまひき、かれ乃ち反り降りまして』トアルガ、之レハ上京ノ反對歸郷ノ意味ヲ彷彿タラシメル言葉使ヒデアル、事實問題トシテ伊邪那岐ノ大神ガ、建國全

權ノ大命ヲ果シ給フテ後、高天原ニ止マリマセズシテ、其ノ出身地近クニ隱退シ給ヘルナドハ、尠クトモ十四柱ノ天津神ハ、十四島ノ土着出身者デアルコトヲ推定セシメラレル、但造化ノ參神ハ左表ノ如キ關聯ヲ有スル、三大民族ノ代表者ト看做サレル。

天之御中主ノ神 淤能碁呂島 火之迦具土ノ神 (火田民族)

三大民族別 高御産巢日ノ神 子(水蛭子) 大氣津比賣神 (水田民族)

神産巢日ノ神 淡島(領海) 天(海)ノ鳥船神 (鹽田民族)

却説。火田民族ヨリ水田民族ヲ生ジ、其ノ水田民族ハ漁撈水産ヲ事トスル鹽田民族ト結合シ、茲ニ海國日本ノ胎生期ニ於ケル、『島』ノ生活ヲ構成シタノデアアルガ、其ノ土着島ノ有機體制ハ、大八島及六島ノ十四島デアアル、併シ其レハ單ナル自然地理的存在ヲ示スモノデナク、各島別ノ適地分業ニ依ル人文的産業地理ヲ構成シ、職能ヲ異ニスル種族別社會ノ型成デアアル、現代ニ於テモ卑近ナ俗間ニハ、己レノ屬スル特殊社會部落ノコトヲ『島』ト通稱シテキルガ、大八島及六島ノ十四島ハ、地形ノ大小ヲ示スモノデナク、適地分業ノ種族社會ノ内容ニ依ルモノデアアルコトハ次表ニ依リ看取セラレルデアラウ。

輿論 || 淡路之穗之狹別島 || 兵庫縣淡路郡

法治 || 伊豫之二名ノ島 (愛比賣、大宜都比賣、建依別、飯依比古) || 四國

金融 || 隱岐之三兒ノ島 (天之忍許呂別) || 島根縣隱岐島

大八島

經濟 || 筑紫ノ島 (白日別、豐日別、建日向白豐久士比泥別、建日別) || 九州

運輸 || 伊岐ノ島 (天比登都柱) || 壹岐島

交通 || 津島 (天之狹手依比賣) || 對島

企業 || 佐波ノ島 || 新潟縣佐渡郡

產業 || 大稜豐秋津島 (天ツ御虛空豐秋津根別) || 本州

通商 || 吉備ノ兒島 (建日大別) || 岡山縣兒島郡

外交 || 小豆島 (大野手比賣) || 香川縣小豆郡

六島

內治 || 大島 (大多麻流別) || 山口縣大島郡

財政 || 女島 (天一根) || 福岡縣糸島郡

文治 || 知訶ノ島 (天之忍男) || 福岡縣唐津市附近

軍事 || 兩兒島 (天兩屋) || 天草島

以上ノ表示ヲ見ルト、大八島ト數ヘラレル中ニ、佐渡、壹岐、對島、隱岐、淡路島ノ如キ小島ト、四國、九州、本州ノ如キ大島トヲ竝ベラレテキルガ、之レハ文字通りニ海國日本ヲ構成シ、島ヨリ島ヘノ易行水路ノ經濟價值ヲ以テ島ノ大小ヲ律シテキタ神代ノコトデアルカラ、黃泉國の内陸面積ノ大小ハ殆ド問題トサレテキナイ、寧ロ適地分業ノ特殊社會ノ機能價值ニ依ツテ大小ヲ決シタノデアル、其ノ適地分業的個性ヲ認メテ證左トシテ、別名ニ天之狹手依比賣トカ大野手比賣トカ云フ人名ニ近イモノヲ附シ、就中伊豫ノ二名島(四國)、筑紫ノ島(九州)等ニハ、特殊社會ノ構成機能別ニ從ヒ、四面四名ヲ附シ、職能ノ差別ヲ明カニシテキル、人名ニ等シイ別名、何々別ト稱スル適地分業別名等ハ大八島及六島ノ島際間ノ分業的職能別ヲ表示スル好個ノ文献デアアル。

而シテ高天原ニ高天市ト稱スル中央市場ヲ有シ、各島際間ニ於ケル分業的生產物ハ、必ズ茲ニ於テ交換セラレルノデ、所謂八百萬ノ神ノ神集トナルノデアアルガ、此ノ天高市ト云フ中央市場ヲ通ジ、各島際間ヘ適地分業制益々顯著トナリ、全體ノ有機體制ヲ確立スルニ到ルト、各島々ヨリ選バレテ、舉國一致的中央政府適性組織ヲ構成シ、高天原ト稱スル天神政府ヲ出現スルノデアアル。併シ高天原又ハ天高市ニ密集スル八百神々ノ都會生活ハ地方色の個性ヲ失ヒ、適地分業的有機職能衰ヘルノデ、茲ニ再ビ適地分業制度ノ修理固成ヲ必要トスルニ到ル

『この漂へる國をつくり固め成せ』

トハ放浪混沌のナ原始社會ヲシテ、土着區劃のニ分業機構ノ固成ヲ命ゼラレタモノデアアルガ、前記大八島及六島ハ其ノ適地分業制ノ確立ヲ意味シ、又次ノ地祇十四柱ハ各島々ニ鎮座シテ、分業的機能ノ強化ヲ圖ラレ、尙各島選出ノ天ツ神十七柱ハ、全體綜合ノ有機的活動ヲ促進セラレタモノデアアルトハ海ニモ通ジ、流通的全體制ノ表示デアアルガ、國トハ土着の區劃制ヲ意味スル、建國ト云フハ無色平等ノ社會ニ、差別個性ヲ與ヘルタメノ、土着の行政區劃ヲ建立スルコトデアアル。

然シ適地分業制ノ確立ニ依リ、職能的有機體制ヲ構成スルニ就テハ、全體のニハ十七區劃制ト云フ、複數的完全數ニ制約セラレル、若シ此ノ完全數ニ過不足ヲ有スル場合ハ、不具的機構ヲ生ジ、畸形兒的態制トナル、複數的完全數ノ成立ニ就テハ、第四課ニ於テ數理哲學的ニ言及シタガ「十七」ノ完全數ノ中「三」ハ中央ノ流通的全體制「十四」ハ地方ノ土着の區劃制、就中大八島ハ複數的國構「二」ヲ表示シ、六島中大島、女島、知訶島及天兩屋ハ單數的國構「一」ヲ成シ、其ノ單複兩面ニ對スル吉備ノ兒島及小豆島ニ依リ、國際意識ヲ生ズルノデアアル、其他主權ノ所在地游能基呂島、人民ノ有形的象徴子水蛭子、領土限界ノ領海ヲ象徴スル淡島等ハ、中央ノ流通的全體制ノ表示デアアルガ、之レヲ胎生的神代カラ換骨奪胎シ現狀ノ大日本國家人ニ比較スルト左表ノ如シ

中央行政別

帝都地域	淡能基呂島	(主權行政機關) 中樞神經部
帝都市民	子水蛭子	(人民行政機關) 交感神經部
國境領海	淡島	(土地行政機關) 末梢神經部
		全身組織

地方行政別

軍事地區	兩兒島	(九州地方) 股脚部
文治地區	知訶ノ島	(中國地方) 內分泌部
財政地區	女大島	(四國地方) 膀胱部
內治地區	大島	(近畿地方) 腸腹部
外交地區	小豆島	(東海地方) 胃腹部
通商地區	吉備兒島	(貿易機關) 攝食機關
產業地區	大稜豐秋津島	(北陸信越地方) 肝臟部
企業地區	佐渡ノ島	(企業機關) 榮養機關
交通地區	津島	(關東地方) 心臟部
運輸地區	伊伎島	(運輸機關) 血行機關
經濟地區	筑紫島	(東北地方) 肺臟部
金融地區	隱岐ノ島	(金融機關) 呼吸機關
法治地區	伊豫ノ島	(北海道地方) 頭腦部
輿論地區	淡島	(輿論機關) 神經機關
		局部組織

右表ノ解説ハ大變ニ興味アルモノデアガ、紙數ノ都合上之レヲ省略スルケレドモ、國體人體共通體制ノ事實ヲ對照スルニ便デアラウ、尙適地分業の地區制度ノ示唆ニ就イテハ第七課ニ於テ詳説スルガ、國體人體共通觀ニ基ク、大日本國家人ノ有機體制ニ就イテ、科學的闡明ヲ期スルコトヲ以テ、國體明徴ノ基礎學ト知ル可キデアアル、大日本國家人ト云フ獨特ノ國家體制ヲ右表ノ中ヨリ見出スコトガ國體明徴ノ先決問題ト知ルベキデアアル。

第七課 地祇十七柱ト日支現行省制

同文同種ノ日支兩國ノ現行省制ヲ見ルト、日本ノソレハ内務省、外務省、大藏省ノ如ク行政機能ニ依ル事務分掌ニ偏シ、支那ノソレハ山東省河南省廣東省ノ如ク、地方行政ノ地理區劃ニ偏スル、即チ日支現行省制ハ何レモ、行政ノ兩面タル、機能的事務分掌ト、地方の地理區劃トノ二重一致制ニ反シテキル。

抑々行政官省ナルモノハ、支那ノ元ノ時代ニ於テ、十個ノ行中書省ヲ全國ニ設置シタコトニ濫觴スル、ソレハ伊邪那岐命伊邪那美命二神ガ、高天原ヨリ天降ラレ、天ノ浮橋ニ坐乘行營セラレテ、十四島ニ即シタ十四柱ノ地祇ヲ設置セラレタ事實ト符合スル、只元ノ行中書省ハ最初カラ地方行政の一面ニ偏シテキルガ、神祖伊邪那岐命ハ十四島ト云フ地方行政の地理區劃ニ即シテ、十四柱ノ地祇ト云フ

行政機能的事務分掌ヲ行ヒ、合理的の二重一致ノ行政官省制度ヲ創始セラレタコトデアアル。

天 神 (中央政府)	地 祇 (各省長官)	島 國 (地方各省)
(1) 天之御中主神 (國權總理大臣)	火之夜藝速男神 (主權院長官)	淤能基呂島 (主權院 帝都)
(2) 高御集產日神 (國民總理大臣)	大氣都比賣神 (人民院長官)	子水蛭島 (人民院 同)
(3) 神產巢日神 (國土總理大臣)	鳥之石楠船神 (土地院長官)	淡 兒島 (土地院 同)
(4) 宇麻阿斯河備神 (軍政大臣)	鹿屋野比賣神 (軍部省長官)	兩 兒島 (軍部省 九州)
(5) 天之常立神 (文政大臣)	大山津見神 (文部省長官)	知 河島 (文部省 中國)
(6) 國之常立神 (財政大臣)	久久能智神 (財務省長官)	女 島 (財政省 四國)
(7) 豐雲野ノ神 (內政大臣)	志那都比古神 (內務省長官)	大 島 (內務省 近畿)
(8) 宇比地通神 (外政大臣)	妹速秋津比賣神 (外務省長官)	小 豆島 (外務省 東海道)
(9) 妹須比智通神 (通商委員)	速秋津日子神 (通商院長官)	吉 備島 (通商院 同)
(10) 角 杵ノ神 (農政大臣)	大錦津見神 (產業省長官)	大 島 (產業省 北陸道)
(11) 妹活杵ノ神 (企業委員)	風木津別之忍ノ神 (企業院長官)	佐 渡島 (企業院 同)
(12) 意富斗能地ノ神 (工政大臣)	大屋毘古ノ神 (交通省長官)	津 島 (交通省 關東)
(13) 妹大斗乃辨神 (運輸委員)	天之次男ノ神 (運輸院長官)	伊 伎島 (運輸院 同)
(14) 淤母陀流神 (商政大臣)	大戸日別ノ神 (經濟省長官)	筑 紫島 (經濟省 東北)
(15) 妹 惶 根 神 (金融委員)	石巢比賣神 (金融院長官)	隱 岐ノ島 (金融院 同)
(16) 伊邪那岐神 (法政大臣)	石土毗古ノ神 (法部省長官)	伊 豫之島 (法部省 北海道)
(17) 妹伊邪那美神 (輿論委員)	大忍男ノ神 (輿論院長官)	淡 道島 (輿論院 同)

「若シ元時代ニ行中書省ヲ設置スルニ當リ支那九州ノ地方的特殊機能ヲ看取シ、地方行政ノ地理區

劃ト共ニ、行政機能ノ事務分掌ヲ行ヒ、支那全體ヲ一個ノ有機體タラシメタナラバ、易世革命ノ治亂興亡史ハ終止サレタコトデアラウ、興亞政策ノ根本原則トシテ、各省制度ヲ神制復古シ、以テ日本ノ内政改革ヲ斷行スルト同時ニ、其ノ革新原則ヲ支那ノ有機的聯省制度ノ上ニ移シ、中華新政體ノ出現ノ下ニ東亞ノ新秩序ヲ建立ス可キデアルガ、ソレニハ右表ノ如ク大日本國家人ノ國體制ニ從ヒ天神地祇ノ分別ヲ明カニシ、神代建國ノ太古ニ還ル神制復古斷行ノ決意ガ必要デアアル、天神地祇ヲ祭祀スルト共ニ、天神地祇ノ神制ニ復古スルコトガ、皇道政治ノ革新的意義ナノデアアル。

第六課ニ表示シタル如ク、國體人體共通體制ニ基キ、國家行政ノ有機體制ヲ確立シ、日支兩國ノ現行省制ヲ融合一致セシメ、各省各院ヲ以テ、恰モ人體ニ於ケル局部機官ノ如ク全國各地方ニ分散スルト、右表ノ如キ政治體制トナル、即チ中央政府ハ舉國一致內閣制トシ、必ズ適性地方選出者ヲ以テ、適性政務ヲ管掌セシメ、各長官ハ行政事務ヲ分擔スルト共ニ、各省所在地ノ地方行政ヲ管掌スル、隨ツテ地方各省ハ國務行政部ト地方行政部トノ二重一致制ヲ必要トスルガ、其ノ國務行政官ハ一地方各省ニ根據ヲ有シ、其ノ地方行政部ノ支持ヲ得テ、全國乃至外國ニ對スルモノデアラカラ、速秋津日子神（通商院長官）及妹速秋津比賣神（外務省長官）ノ指導統制ヲ受クル、神典古事記ニハ這般ノ消息ニ就イテ次ノ如ク記述サレテキル。

『この速秋津日子、速秋津比賣二柱の神、河海に持ち別けて生みませる神の名は、沫那藝ノ神、次に沫那美神次に類那美神次に類那美神次に天之水分神次に國之神次に天之久比奢母智ノ神次に國之久比奢母智神（沫那藝ノ神より國之久比奢母智神まで併せて八神）』

而シテ地方行政部ハ文武官ニ依ル可キモノデアラカラ大山津見神（文部省長官）ト野椎神（軍部省長官）トノ指導統制ヲ受クル、同ジク記中ニハ次ノ如ク叙述サレテキル。

『この大山津見神野椎神、山野によりて持別けて生みませる神の名は、天之狹土神、次に國之狹土神次に天之狹霧神次に國之狹霧神次に天之關戸神次に國之關戸神次に大戸迷惑子神次に大戸迷惑女神（天之狹土神より大戸迷惑女神まで併せて八神）』

以上前後二段ノ神名中、天之ト冠セラレル神ハ、對外的行政事務、國之ト冠セラレル神ハ、對内的行政事務ニシテ、一國ニ於テモ將又一地方ニ於テモ、内外不可分ノ行政デアアルコトヲ、示唆セラレテキル、又那藝及子ノ助辭名ヲ附セラレルモノハ法制的、那美及女ノソレハ輿論的ニシテ、其ノ間恩威並ニ行ハレ、行政機能上ノ權威交替ヲ生ズルモノデアアル。因ミニ耦神の八神組織ハ、各省組織ノ規格化ニ依ル行政分掌上ノ標準化ヲ示唆スルモノデアアル。

如斯行政各省ノ地方分散（工業ノ地方分散化ノ基礎）即チ適地行政及ビ適性分掌ノ結果ハ凡ソ次ノ

如キ結果ヲ齎ラシ、總國力ノ幾何級數的増進トナルデアラウ。

第一、國土ノ均整的發達ヲ促進シ、全國土地ノ經濟的價值ヲ倍大スル。即チ全國內地ニ九大省都ヲ出現シ、地方振興ノ原動力トナリ、適地分業ノ行ハレル結果、全國地價ハ總平均ニ於テ倍增スルデアラウ。

第二、國民ノ適性的集約ヲ招來シ、全國人民ノ技術的能力ヲ倍增スル、即チ全國各地ニ適地產業ヲ確立シ、適性技術ノ總結合トナリ、集約經營ノ行ハレル結果、國民勞力ハ總能率ニ於テ倍大スルデアラウ。

第三、國權ノ有機的展開ヲ刺戟シ、全國主權ノ組織的體制ヲ強化スル、即チ全國一體ノ有機體制ヲ整備シ、全國民心ノ總動員トナリ、適性政治ノ行ハレル結果、總體國運ハ加速度ニ於テ躍進スルデアラウ。

以上ハ國家全體ノ綜合的觀察ノ結果デアアルガ、尙之レテ各行政部門ニ就イテ見ルト、概括的乍ラ各省關係ニ付キ次ノ如キ成果ヲ期待シ得ルデアラウ。

一、北海道ヲ法部省トシ輿論院ヲ併置スル場合ハ、第一、司法權ノ獨立ヲ地理的ニ表示スルコトガ出來ル、司法權ノ獨立ハ惟神ノ法治國ニ絶對必要デアアルガ、ソレハ自然地理上大日本國家人ノ頭腦部

ヲ構成シ、人文地理上全國移住民ノ聯合觀念ニ依リ、腦中樞神經ヲ型成スル北海道ニ於テノミ可能性ヲ有スル、第二公平ナル輿論ノ總審判ヲ期待シ得ル、全世界ノ移民ヲ包含スル北米合衆國ノ縮圖ヲ成ス北海道移住民ハ、全國地方民性ノ綜合更生力ヲ有シ、頭腦的計劃性ニ富ミ、法治輿論性ヲ涵養シツ、アルノデ、茲ニ法部省及輿論院ヲ設置スルコトハ、惟神ノ法治國ニ於ケル公平ナル輿論ノ總審判ヲ期待セラレル、第三如斯地理的獨立性ト、民性的綜合性トヲ有スル北海道ニ依リ、法治輿論權ノ強化發達ヲ圖ル結果ハ、完全ナミコトナガラノ法治國ヲ出現スル所以デアアル。

一、東北地方ヲ經濟省トシ、金融院ヲ併置スル場合ハ、第一、全國地方振興ノ先驅トシテ東北地方ノ振興ヲ容易ナラシム、上杉鷹山公ノ米澤藩ヨリ出デ機業界ニ於ケル、白河樂翁公ノ白河藩ヨリ出デテ政界ニ於ケル、佐藤信淵ノ秋田ヨリ出デ、學界ニ於ケル、各經濟振興方策ハ皆東北地方ノ自然地理ノ要求スル、全國地方ノ經濟振興上ノ先驅的使命デアアル、北海道應ノ全道統制ニ次グ、内閣東北局ノ道廳化即チ東北廳案ノ要求セラレルハ、興亞政策ト内外不可分ノ關係ヲ有スル、内地地方振興策ノ趨向性ニ依ルモノデアラウ、第二、東北地方民性ノ權化トモ云フベキ、郷土產出ノ人材タル、高橋是清、池田成彬、結城豐太郎等ヲ始メ、現在日本ノ經濟金融界ノ中堅所ノ大半ガ、殆ド東北地方出身デアアル所カラ見ルト、新興ドイツノ縮圖ヲ成ス東北地方民性ハ經濟金融性ト斷ズルコトガ出來ル、此ノ經濟

金融性ヲ滯ビル東北地方出身ノ板垣米内ノ陸海軍兩相ガ、支那事變ノ軍事的處理ヲ專ラトセズシテ、統制經濟ニ重大ナ關心ヲ有スルト云フコトハ、其ノ地方民性ノ然ラシムル所デアアルガ若シ東北人ノ經濟金融性ヲ意識的ニ發揮セシメルベク、自然地理的要求ヲ有ツ東北地方ヲ經濟省トシ金融院ヲ併設スルナラバ、實ニ東北地方ノ振興ヲ容易ナラシメルニ止マラズ、全日本ハ經濟金融上ニ鐵壁ノ堅陣ヲ敷設シ得ルノデアラウ。

一、關東地方ヲ交通省トシ、運輸院ヲ併置スル場合ハ、第一、元來四通八達ノ地勢ヲ有シ、いざ鎌倉に、參動交替ニ、大東京建設ニ陸海空運輸ノ焦點ヲ成シ、工本交通ノ發達著シキ關東地方ヲシテ、本來ノ姿ニ純化スルコトガ出來ル、即チ現在ノ大東京ヲ中心トスル關東ハ、其ノ交通運輸性ニ致サレタ各行政機關ノ雜居状態ニ依リ、人間ノ掃溜箱ヲ構成シ、大日本國家人ノ心臓部ニ相當スル關東ハ、心臟膨大症ニ罹ツテキルガ、適地分業主義ニヨリ、雜居状態ノ各行政機關ヲ適性地方ニ分散シ、交通運輸性ヲ統一的ニ發揮シタ場合ハ工本交通殷盛トナリ、關東人ノ關東地方タラシムルコトガ出來ル。中央政府ハ勿論ノコト、歴代ノ東京市長及ビ其ノ^{ボス}ハ概ネ他地方人ニシテ、關東地方人ノ自治的満足ヲ得ルコトガ出來テキナイ現状ハ、關東地方人ノ反省奮起ス可キモノガアルガ、ソレハ第八課ニ叙述スルガ如ク、不適性ナ帝都ヲ返上シ、工本交通性ニ專一歸還スルコトガ先決問題デアルト知ル可キ

デアアル。

第二、關東地方民性ノ權化トモ云フ可キ、陸ノ伊能忠敬、海ノ榎本武揚、勝海舟、空ノ徳川空軍中將、中島飛行機王等ヲ始メ幾多ノ工本交通性ノ天才ヲ輩出スル關東人ノ適性ヲ發揮シ工業日本ノ新編成トナリ、全國ノ工本交通網ヲ完全無缺ノモノトスルコトガ出來ルノデアラウ。

一、北陸、(信越)地方ヲ産業省トシ、企業院ヲ併置スル場合ハ、第一大日本國家人ノ脊推ヲ構成スル日本海沿岸ノ大半ヲ占メ、滿洲シベリヤ朝鮮等ノ天然資源ヲ擁シ、自ラノ地方モ亦農本產物豐富ナル北陸地方ヲシテ、其ノ堅忍持久ノ地方民性ノ欲スルガマ、ニ農本產業ノ企業經營ヲ行ハシメルコトガ出來ル、第二北陸(信越)地方民性ノ權化トモ云フベキ、大倉喜八郎、淺野總一郎、安田善次郎ノ三大產業人ヲ始メ、藤原銀次郎、中橋徳五郎、早川千吉郎其他無數ノ產業家ニ企業性ヲ發揮セラレテキルガ、此ノ自然的產業地理ヲ背景トスルナラバ、北陸(信越)地方人ハ出稼ギスル必要モナク、坐作ラニシテ農本產業力ヲ發揮シ、全國ノ産業再革命ヲ齎ラスコトデアラウ。

一、東海道地方ヲ外務省トシテ通商院ヲ併置スル場合ハ第一、日滿連絡ノ農本產業地帯タル中部地方ヲ背景トシ、輸出港タル横濱ト、輸入港タル神戸トノ調整ヲ圖リ、國際間乃至地方別ノ適性分業ノ促進ト共ニ、有無相通ズル通商ノ紐帶ニ依リ、萬邦協和ノ國際機能外交ヲ強化スルニ到ルデアラウ、

第二、東海道地方民性ノ權化トモ云フベキ、織田豊臣徳川三氏一聯ノ天下統一ハ、群雄統御ノ外交術ヲ基調トシ、キリシタン文明ノ輸入ニ、大陸進出ノ外征ニ、東西連絡ノ通商ニ、各一貫シタ外交通商性ヲ發揮シタ賜物デアアル、山田長政、加藤高明、弊原喜重郎、武藤山治、郷誠之助等ノ近代人ニ見ル東海道人ノ外交通商性ヲ存分ニ發揮セシメルコトハ、八紘一宇ノ建國精神總動員ニ絶対必要デアアルガ前記ノ地理的條件ト相俟ツテソレヲ容易ナラシメルデアラウ。

一、近畿地方ヲ内務省トシ、國土經營ノ根據トスル場合ハ、第一、内治統制圈ノ中心ニ近ク、且ツ奈良、京都附近ニ見ルガ如キ、純日本式文化ノ傳統ヲ保持シ居ルガ故ニ、舉國的内政國粹化ヲ促進スルデアラウ、第二、近畿地方民性ノ權化トモ云フベキ、藤原氏歷代ノ攝政關白、明治維新ノ三條、岩倉、西園寺ノ諸公、就中鎌足公以來ノ英傑ト稱セラレル岩倉具視公ニ表現セラレタ、近畿地方民性ノ内治統制性ヲ存分ニ發揮セラレルコト、ナリ、我大日本國家人ノ國粹的個性ノ下ニ舉國一體上下一身ノ内治統制強化トナルデアラウ。

一、四國地方ヲ財務省トシ、信仰中心ノ財政權ヲ發動スル場合ハ、第一、司法權ニ比敵スル財政權ノ獨立、例ヘバ豫算査定乃至會計検査ニ關スル財政權ノ地理的獨立トナリ國家財政ヲ鞏固ナラシメルノミナラズ、金比羅宮乃至四國八十八ヶ所ニ表現セラレタ信仰中心ノ財政立國策ノ確立トナルデアラ

ウ、第二、四國地方民性ハ信仰中心ノ財政家タル弘法大師、金比羅宮ノ歷代宮司等ヲ始メ大三菱ノ岩崎兄弟、濱口雄幸、勝田主計、三土忠造、藤井眞信等純理財的財政家其他ニ、象徴サレテキル四國人ノ財政立國性ヲ充分ニ發揮セシメルコト、ナリ、唯物史觀的マルクス主義ノ經濟赤化ハ、信仰中心ノ皇道財政ニ仍リテ是正一掃セラレル日ガ到來スルデアラウ、因ミニ東北人ノ得意トスル國民經濟ト、四國人ノ特長トスル國家財政トハ、恰モ内宮財政外宮經濟ノ如キ、不即不離ノ關係ヲ有スルニハ違ヒナイガ、其ノミコトノ祭神ハ別個ノモノデアルト云フコトヲ知り、大歳省ハ其ノ起源タル内藏齊藏大藏ノ三藏確立ノ古代ニ還元シ、全然分立改組セラルヲ要スルノデアアル。

一、中國地方ヲ文部省トシ、國民權義ノ據點トスル場合ハ、第一、日本列島ヲ通ズル海洋文化ト、朝鮮半島ヲ通ズル大陸文化トノ交流點、並ニ出雲古文明ト日向古文明トノ復活線ヲ構成シ、東西古今ノ文明文化ノ融合統一ニ依リ、國際文治權ノ確立ヲ容易ナラシメル、第二、大國主命ノ文治肇國以來近松門左衛門、賴山陽ノ如キ大文豪、法念上人出雲大社ノ如キ大宗敎家、吉田松陰乃木大將ノ如キ大敎育家、木戸孝允伊藤博文ノ如キ大文治家ヲ輩出シタ中國地方人ノ文治肇國性ハ、遺憾ナク發露シ、祭政敎一元化ノ皇道文化ハ内外ヲ光被スルニ到ルデアラウ。

一、九州地方ヲ軍部省トシ、國權擴張ノ本據トスル場合ハ第一、アジヤニ對スル大陸軍太平洋及近海

ニ對スル大海軍、東亞防衛ノ大空軍等、皇國三軍ノ攻防作戰基地ノ恒久化トナリ、北九州ヲ中心トスル軍需充足地帯ヲ強化シ、國際軍事權ノ樹立ヲ容易ナラシメルデアラウ。神功皇后ノ征韓、北條時宗ノ元寇擊退、豊太閤ノ征明、八幡船ノ活躍乃至日清、日露、日獨、支那事變等ニ一貫シタ、帝國傳統ノ對外作戰基地ガ、九州地方ヲ一步モ離レテキナイト云フ現實問題ヲ檢討シテ、帝國々防乃至軍事施設ヲ再吟味ス可キデアアル。第二神武天皇九州ノ隼人御統率御東征以來九州地方ハ武人軍人ノ原產地トナリ、大西郷、大東郷ノ兩聖將ヲ始メ大山、小西郷、樺山、高島、仁禮、山本、上原、財部、安保、杉山等ノ陸海軍大臣、橘、廣瀬、古賀、西住ノ各軍神、谷村圭介乃至肉彈ノ三勇士等ニ表現セラレタ九州地方民性ノ軍事建國性ヲ充分ニ發揮セシメ、皇軍ノ武威宇内ヲ伏^{マツ}フニ到ラシメルニ到ルデアラウ。而シテ流球列島ヲ紐帶トスル臺灣地方ヲ拓務省トスル場合ハ、天然資源ノ寶庫タル、南支南洋南米ニ及ブ一大圓弧ヲ畫キ、無限ノ雄飛基地トナルデアラウ。

我帝國當面ノ大問題ハ、東亞新秩序ノ樹立ヲ目的トスル堅忍持久ノ興亞政策デアアルガ、文武ハ兩翼ニシテ内外兩政ハ不可分ナリト云フ鐵則ニ依ルト、外東亞ノ新秩序ヲ樹立スルニハ、内全國地方ノ振興策ヲ確立スルコトガ必須條件トナル、而モ堅忍持久ノ興亞政策ハ均整發達ノ全國振興策ヲ絕對的ニ要求セラレルガ、其ノ均整發達ノ全國的地方振興ハ、地方別適性分業的、適地行政機構ノ確立ヲ先

決條件トスル、即チ日支現行省制ノ融合ニ依リ行政兩面ノ統一ヲ圖ルコトガ、東亞新秩序樹立及ビ全國地方振興ノ基本策トナルデアアルカラ、神制復古ノ皇道政治ニ於テ中外不可分ノ適地行政機構確立ノ原則ハ絕對必要ノ條件ナノデアアル。

第八課 火ノ神ト全國統一ノ中央都制

人口ノ都市集中ハ自然ノ趨勢デアリ、世界共通ノ惱ミデアアルガ、茲ニ確固タル對策ヲ樹立スルニアラザレバ、都市ト農村トノ對立ヲ生ジ、農村ハ荒廢シ、都市ハ腐敗墮落スル、殊ニ體統觀念ニ基クベキ皇道日本ニモ、忌ムベキ對立思想ノ牢固トシテ抜ク可ラザルモノアルニ到ルデアラウ、我神代建國史ニ於テ、伊邪那岐神ト火ノ神トノ爭ヒ、天照大御神ト速須佐之男命トノ闘ハ、ミナスル對立現象ヲ除去セントスル事實ヲ物語ルモノデアアル。

即チ火ノ神ヲ中心トシテ集中スル、八百萬神ノ都市生活ハ十七島神及十七柱ノ地祇ヲ産ミ給ヘル、伊邪那岐ノ命ノ全國體統的建國事業ヲ全然破壞スル、而モ都市ソノモノハ名狀シ難キ腐敗墮落ニ陥ル神典古事記ニハ

『次に火之夜藝速男神を生みます、またの名を火之炫毘古神といひ、またの名を火之迦具土神といふ。この子を生みますによりて、美蕃登やかえて病臥せり、たぐりに成りませる神の名は、金山毘

古神、次に金山毘賣神、次に尿に成りませる神の名は、波邇夜須毘古神、次に波邇夜須比賣神、次に尿になりませる神の名は、彌豆波能賣神、次に和久産巢日神、この神の子を豊宇氣毘賣神といふ』ト都市集中生活ノ腐敗墮落性ヲ示唆サレテキル

天照大御神ノ知ラス高天原ヲ中心トシテ集マル、八百萬ノ神ノ都市生活ハ、文字通りニ海國日本時代ノ海原ノ島々ヲ荒廢ニ歸セシメル、即チ神典古事記ニハ

『青山を枯山なす泣き枯らし、河海は悉に泣き乾しき、是を以て荒ぶる神の音なひ、挾蠅なす皆浦き、萬の物の妖悉に發りき』

ト形容サレテキルガ、之レハ八百萬神ノ集中スル高天原ノ勢力ニ押サレテ、海原地方ノ荒廢ニ歸セシコトヲ物語ルモノデ、山川國土ヲ震撼シテノ、速須佐之男命ノ上京ハ高天原ニ天高市ノ閉鎖ヲ招來シ、天照大御神天石屋戸隱リト云フ大事件トナツタノデアアル、神典古事記ヲ通讀スルト、火ノ神出現以後、天孫降臨ニ到ルマデノ物語ハ、都市ト地方ノ對立抗爭ヲ中心トシ、民族的處女地タル日本列島ニ渡來シタ八百萬ノ神達ガ、地方土着ヲ嫌ウテ都市ニ集中スル傾向ニ惱マサレタ建國史觀デアアル。

而シテ天ノ鳥船ヨリ豊宇氣比賣ノ神ニ到ルマデノ十柱ノ神ガ、火ノ神ヲ中心トシテ集マル、都市經營神デアルト云フコトハ、神典古事記ノ次ノ本文デ知ラレル。

「かれ伊邪那美ノ神、火ノ神を生みませるに因りて、遂に神避りましぬ、(註略)かれここに伊邪那岐命詔りたまはく、愛しき我が汝妹の命や、子の一木に易へつるものかものりたまひて(中略)ここに伊邪那岐命御佩せる十眷劍を抜きて、その子迦具土ノ神の頭を斬りたまふ、ここにその御刀の前に著ける血、湯津石村に走りつきて成りませる神は石折ノ神、次に根折ノ神』

右本文ニ於テ神避リト云フコトガ、強チ死亡ヲ意味セザルコトハ、伊邪那美神ノ黄泉國即四方神國入り後ノ活動狀態デモ知ラレルガ、此ノ場合ノ神避リトハ土着都會ヲ去リテ、火田民ノ放浪生活ニ入ラレタコトヲ物語ル、又子ノ一木ハ天一根ト等シク中央集權ノ都市ヲ形容スルモノデアアルガ、其ノ中央集權ニ對シ地方分權ノ象徴タル十眷劍ヲ抜キテ斬リ捨ツヤ、御刀ノ前ニ著ケル血、湯津(五百津)石村ニ走リツキ、根折石折其他ノ神トナラレタト云フハ、八百萬神ノ地方分散ヲ物語ルモノデ、殊ニ『殺さえましし迦具土神』ノ身ニ正鹿山津見神ヨリ戸山津見神マデ併セテ八神成リマセルト云フコトハ、一個ノ大都市ガ八個ノ小都市ニ分割分散セラレタ事實ヲ物語ルモノデアアル。

而シテ神典古事記ニ依ルト一木ノ中央集權的火ノ神ヲ生ミマセルニヨリ、十四ノ島々ハ荒廢ニ歸シタガ、其ノ各島出身ノ八百萬神ハ都市集中ノ後モ、左ノ如キ機能地區ヲ構成シ、茲ニ豊宇氣毘賣神ヲ中心トスル、經濟的都市經營ガ行ハレタ。

都市ノ神		(相當官)	出身地方民性	(將來理想制度)
(1)	火之迦具土ノ神	(中央都長官)	軍事警備地區	(九州出身者居住區)
(2)	金山毘古ノ神	(中央文化官)	文治教育地區	(中國 同)
(3)	金山毘賣神	(中央理財官)	財政理財地區	(四國 同)
(4)	埴安毘古ノ神	(中央土木官)	內治統制地區	(近畿 同)
(5)	埴安比賣ノ神	(中央貿易官)	外交通商地區	(東海 同)
(6)	水波能賣ノ神	(都市經營官)	產業經營地區	(北陸 同)
(7)	和久産巢日神	(中央運輸官)	交通運輸地區	(關東 同)
(8)	豐受毘賣神	(中央金融官)	經濟金融地區	(東北 同)
(9)	泣澤女神	(中央言論官)	法治輿論地區	(北海道 同)

適地分業制ノ確立ニヨリ第六、七課ニ記述シタ如キ、行政各省ノ地方分散ニ次ギ、對立思想ヲ根本的ニ否定シ、都市ト地方トノ體統化ヲ圖ルニハ、右表ノ如ク中央都市ノモノ中ニ、地方民性別ニ依ル、機能的居住區域ヲ定メ、以テ都會ハ全國ノ縮圖ヲ構成シ、都市雜居ノ混亂ヲ防止ス可キデアル。併シ乍ラ中央都市トシテ、全國統一ノ役割ヲ有スル以上、其ノ綜合的經營ハ、火之迦具土神ナル中

央都長官ヲ通シテ天皇ニ直屬スル、支那ノ直隸省ヤ、幕府直轄ノ江戸町奉行ノ制度ハ、尙參考トスルニ足ルデアラウ、東京都制問題ノ紛糾フシキユスルノハ、中央都市タル帝都ヲ以テ、一個ノ地方自治團體扱ヒスル結果デアアルガ、東京市ガ帝都タル地位ヲ返上セザル限り、中央都市トシテハ必ず中央行政ニ直屬スベキデアル。

火ノ神ニ表象サレタ、全國統一ノ中央都市ハ、財政權ノ兩面タル金融市場ヲ有シ、大山津見神ノ都會文化ニ溶ス可キデアアルガ、其ノ中央行政組織ハ次表ノ如ク地方各省及ビ中央都制ニ關連シ、中央地方ノ連絡機關ヲ構成ス可キデアル。

火之夜藝速男神(主權部長官) || 火之炫毘古神(宮內官警備官) || 迦具土神(中央都長官)
 中央行政官 鳥之石楠船神(土地部長官) || 天之鳥船ノ神(地方巡閱使)
 大宣都比賣ノ神(人民部長官)

而シテ中央都市ノ位置ハ『香山の畝尾の木のもとにます』泣澤女神ノ法治輿論的示唆ニ依ルト木花之佐久夜比賣ナル都會文化ノ父大山津見神ノ鎮座シ給フ文部省地域ニアリテ、木ノ神鎮座ノ財務省及ビ野ノ神ノ軍部省ニ接近シタル地點タルコトヲ要スルガ、尙ホ原則的ニハ左ノ三大條件ヲ完備シ、地理的中心性ト歴史的恒久性ト民性的綜合性トヲ綜合的ニ發揮サレル位置タルヲ要スル。

- 第一、内治統制上、全國版圖ノ中心地點タルコト
 第二、國際外交上、大陸大洋ノ進出地點タルコト
 第三、軍事國防上、陸海空軍ノ安全地帯タルコト

之レヲ具體的ニ云フト、中央政府所在地ハ、對内的ニハ内鮮一體化及ビ臺灣ノ準内地化ト云フ、同化的統制上ヨリ、内外地ヲ一括シタ全版圖ノ中心タルベク、又對外的ニハアジャ大陸及ビ太平洋ノ兩面ニ、同時進出地點タルベク、殊ニ興亞政策ヲ以テ脚下ノ重大問題トスル以上、對内事情ノ宥ス限リ、アジャ大陸ニ接近シタル地點タルベク、尙又萬世一系ノ天皇ノ御稜威ヲ仰ギ、皇威ヲ四方ニ輝ヤカスニハ、陸海空三軍ノ攻防自在ノ安内地帯タルベク、然シテ以上ノ三大條件ヲ具備スル地帯ハ自ラ、地理的中心性ト歴史の恒久性ト、民性的綜合性トヲ綜合的ニ發揮スル位置ヲ要スルノデアアル。

如斯三大原則ニ照ラシテ見ルト、現在ノ帝都東京ハ、文字通りニ東ノ都、即チ關東地方ノ都タルニ止マリ、對内的對外的及國防的ノ三大要件ニ於テ悉ク缺陷ヲ有シ、地理的中心性ナク、從ツテ歴史の恒久性ニ乏シク、況ヤ外地ニ對スル民性的綜合性ヲ缺クコト甚ダシイ殊ニ大日本國家人トシテノ心臓膨大症ニ罹リ、全體的活動ヲ阻止スルニ到ル憂サヘアルノデアアル。

而シテ以上ノ三大條件ヲ悉ク完備シ、對内的ニ全版圖ノ眞中心ヲ占メ、對外的ニ大陸政策及ビ太平

洋政策ヲ併行シ、國防的ニ攻防自在ノ安全地帯ヲ構成スル、理想ノ帝都タルベキ地ハ嘗テ神武天皇御東征ノ途次

『またその國より上り幸でまして、阿岐ノ國の多邪理ノ宮に七年まし〜き』

トテル建國由緒ノ地ニシテ、後神武天皇ノ取沙汰アツタ明治大神ガ日清戰爭中ノ大本營ヲ置カレシ廣島ノ地ヲ借イテ他ニナイノデアアル、安藝ノ廣島ハ出雲文明ト日向文明トノ復活線ノ中心點ヲ占メ神制復古ノ適當ノ地デアアルガ興亞政策ト全國振興トノ内外不可分關係ニ徹底シ、民心ヲ新ラタニスル皇道維新ノ斷行ニハ、必ズ廣島遷都ト云フ事ガ考ヘラレナケレバナラス。

當今ノ國體明徴論ガ、木戸内務大臣ノ指摘シタ如ク、觀念論的ニ墮落シテキルガ、興亞政策ニ於テモ、將又東亞新秩序ノ建設ニシテモ第七課ニ詳述シタ中外不可分ノ地方振興ノ具體策乃至廣島遷都ト云フ具體策ヲ實行スルニアラザレバ、悉ク觀念論ニ陥ルデアラウ、尙内鮮一體化及臺灣ノ準内地化ハ廣島遷都ト共ニ、兩總督府ヲ撤廢シ、有機化サレタ鷄林八道ヲ廣島政府ニ直屬セシメ、名實共ニ日韓合邦政府ヲ有ツニアラザレバ、觀念論的ニ内鮮一體ヲ夢見ルニスギナイデアラウ。

第九課 五百津石村ト萬民輔翼ノ地方分權

一治者被治者ノ對立、即チ官民ノ對立ト云フコトハ、體統觀念ニ據ル皇道政治ノ精神ニ反スル、天照

大御神ノ御神勅ニ依ルト

『汝の主はける葺原中ツ國は我子の知さむ國』

ト宣言セラレテキルガ、我物顔ニ主ハクモノガ、治者即チ官デアリ、主ハカレルモノガ、被治者即チ民デアル、此ノ治者(官)被治者(民)ノ對立觀ハ、支那傳來ノ霸道政治ニ屬スル、萬有ノミコト知ラススメラミコトノ皇道政治ニ於テハ、官民ト云フ對立關係ヲ否定シ、萬民ハ同時ニ萬官トナリ、萬民即萬官ノ有機的體統組織ヲ確立セラルベキデアル。

我帝國ノ對滿政策及ビ對支政策ニ於テ、侵略主義的征服者被征服者ノ對立觀念ヲ否定シ共存共榮ノ興亞政策ヲ標榜シテキルノハ、之レ即チ萬有ノミコト知ラス、スメラミコトノ皇道精神ノ發露デアルガ、此ノ對外的興亞政策ノ聖戰的意義ヲ、對内的地方振興政策ノ上ニ見出シ、治者被治者ノ對立ヲ改ム可キデアル、治者ハ征服者ノ轉身デアリ、被治者ハ被征服者ノ轉身デアルノダカラ、官民對立觀念ハ、日本ノ建國事情ト相容レズ、皇道精神ニ遠ザカルコト甚ダシト云フベキデアル。

而シテ我日本ノ現状ヲ顧ルト、帝國ハ君主國デアルガ、道府縣ニナルト半官治半自治デアリ、更ニ市長村ハ共和的自治、即チ民主國ノ形態ヲ有スル、其ノ狀況ハ恰モ君主國ノ木ト半官半民ノ竹ト、自治民主ノ草トヲ接ギ合シタヤウナ矛盾ヲ持ツ、而モ之レヲ一貫スルニ治者(官公)被治者(民衆)ノ

對立觀念ヲ以テシ、私ニ主ハカントスル資本主義、共ニ主ハカントスル共產主義、國ニ主ハカントスル全體主義等ノ三巴ノ爭鬪ヲ演ジテキル。

萬有ノミコト知ラス、スメラミコトノ皇道政治ニ於テハ、先ヅ官民ノ對立階級ヲ解消シテ、萬民即萬官輔翼ノ道ヲ開ク、即チ適性適能ノミコト(個性及使命)ヲ自覺シ、個性的ニ萬民其ノ處ヲ得、使命的ニ適材適所ノ輔翼ヲ行フベキデアル、其ノ具體策トシテハ、適地ニ適性的行政機構ヲ確立スルト共ニ、五段統治制ノ下ニ、適能的地方分權ヲ必要トスル。

例ヘバ全國ヲ一單位トスル帝國統治下ニ、内地ニ於テハ北海道以下東北、關東、北陸、東海、近畿四國、九州及ビ準内地化ノ臺灣ヲ加ヘタ十大地方ヲシテ、適性的ニハ法部省經濟省交通省產業省外務省内務省財務省文部省軍部省及ビ拓務省タラシム可キデアルガ、適能的ニハ各省ノ地方行政部ヲ構成シ、部内ニ帝國統治ノ縮圖ヲ構成シ、第二次の適性分業制ニ依リ、各州行政ノ部局機構ヲ確立スル、次ニ各地方ノ假稱州名ヲ表示シテミヤウ。

十大地方別 北海道、東北、關東、北陸、東海、近畿、四國、中國、九州、臺灣

1 法治輿論州 根室、鶴岡、上野、新潟、山梨、近江、東阿、鳥取、筑前、琉球

2 商本經濟州 釧路、山形、中野、長岡、伊豆、伊勢、西阿、備前、福岡、臺北

- 3 工本交通州 北見、秋田、下野、長野、三河、大和、高松、備中、筑後、新義
- 4 農本產業州 十勝、弘前、常陸、越中、岐阜、山崎、丸龜、出雲、豊後、臺東
- 5 外交通商州 天鹽、青森、總房、上田、遠江、紀井、東土、備後、長崎、臺中
- 6 内治統制州 石狩、盛岡、埼玉、長岡、豊橋、河泉、西土、安藝、佐賀
- 7 財政理財州 日高、陸前、多摩、松本、岡崎、丹波、今治、石見、日向
- 8 文治教育州 札幌、陸中、東京、金澤、愛知、大阪、松山、周防、熊本、臺南
- 9 軍事防衛州 函館、盤城、相模、福井、大垣、兵庫、宇和島、長門、薩摩、竹林
- 10 拓殖移民州 樺太、岩代、洋島、佐渡、志摩、姫路、淡路、隱岐、大隅、南洋

右表ニ就イテハ尙詳細ナ研究ヲ要スルガ、略舊國制ニ依ル適性人國記ヲ以テ、機能的適州組織トスベキデアアル、而シテ各州ノ適性機能ハ、各省ノ國務行政部ノ縮圖トナリ、省務行政部ヲ構成スルガ、各州ノ適能分權ハ各州行政部ヲ構成シ、更ニ一國一省ノ縮圖トナル、即チ第三次適性分業制ニ依リ、各州地方行政部下ニ、各部單位ノ十地區ヲ設定スル、此ノ各郡ニモ州務行政部ヲ成ス適性分業的適地行政部門ト、各郡地方行政ヲ成ス、適能的縮圖ノ分權行政區劃トヲ併用スベキデアアル、尙更ニ各郡地方行政部下ニ第四次適地分業制ニ依リ各町村單位ノ十地區ヲ設置スル、此ノ町村ニモ郡務行政部

ト、部落行政部下ノ兩面ヲ併有シ、部落行政部ニ第五次適地分業制ヲ構成スル、以上ノ五段統治制ハ第十一課ニ詳述スル如ク、皇族ノ世代順下ニ依ル、統治權ノ適地適能分權制ノ確立ヲ意味スルノデア

ル。如斯五段統治制ニ依リ、逐次的適能ノ縮圖的行政機構ヲ樹立シ、複々細胞組織ノ國家體制ヲ出現スルノデアアルガ、尙各段階ニ於ケル機能ハ逐次分化シ、全國總人口中單細胞的各人ハ、個人性獨特ノ專門機能ヲ有シ、萬民輔翼ノ責任ヲ分擔スル、之レヲ例ヘバ文部省タルベキ中國地方ノ周防州ハ、省内ノ文治教育州タルト同時ニ、文部省國務行政部ノ局部特定地區トナリ、更ニ周防州下ノ玖珂郡ハ、周防州ノ經濟郡タルト同時ニ、文部省一分課ノ支持地域トナリ、尙更ニ玖珂郡ノ廣瀨村ハ玖珂郡ノ法治村タルト同時ニ文部省一部係ノ支持地域トナリ、又周防州省務行政部ノ一部局支持地域ヲ兼ネ更ニ、又廣瀨村ノ櫻木部落ハ廣瀨村ノ財政部落タルト同時ニ、文部省一係員ノ支持地域、周防州省行政部ノ一分課支持區域、玖珂郡州務行政部ノ一部局支持區域等ヲ各兼帶スル、斯クテ最後ノ一隣保組合中ノ家庭乃至一個人ハ、國務ニ對シ、省務ニ對シ、州務ニ對シ、郡務ニ對シ、村務ニ對シ計五重ノ個性的使命ヲ有スル、就中國務ニ對シテハ單細胞的ニ獨特ノ個性ヲ示シ、專門機能的使命遂行ノ責任ヲ分擔セシムルモノトス

『ここに伊邪那岐命御佩せる十脊劍を抜きて、その子迦具土ノ神の頭を斬りたまふ。ここにその御刀の前に著ける血、湯津石村に走りつきて成りませる神の名は、石折ノ神、次に根折ノ神、次に石筒之男神、次に御刀の木に著ける血、湯津石村に走りつきて成りませる神の名は、甕速日ノ神、次に樋速日ノ神次に建御雷之男神またの名は建布都ノ神またの名は豊布都ノ神、次に御刀の手上に集る血、手俣より漏出て成りませる神の名は闇淤加美ノ神、次に闇御津羽ノ神（上の件石折ノ神より下闇御津羽ノ神まで、併せて八神は御刀に因りて生りませる神なり）』

右ノ如ク古事記ノ本文ニ於テハ、五百津石村ノ言靈ニ五段統治制ノ村落ヲ暗示シ、天之忍穗耳命乃至熊野久須毘ノ命ノ五柱ト照應スル、又十脊ノ劍ニ地方分權ノ表象及ビ十地區分割制ヲ啓示シ、子ノ一木火ノ神ニ表象セラレタ都市集中性ニ對スル地方分權ノ五百津石村デアコトガ分ル、殊ニ石折根折ノ分析分權的、石筒ノ局部的、甕速日樋速日ノ分脈的、闇淤加美闇御津羽ノ潜在的、就中御建御雷ノ普遍內在的等ノ表象神名ハ、五百津石村ノ地方分權的示唆ニ富ムモノデアルガ、加之モ建御雷之男神ノ出雲國ニ於ケル御行動、大國主神及八重言代主神以下ノ百八十神等ニ萬民輔翼ノ道ヲ致サシメラレテキルト云フ事實ヲ綜合スルト萬民輔翼ノ道ハ、五百津石村ノ地方分權ニ依ツテ開カレルト知ラルノデアル。

第十課 四方津國ト中外不可分ノ外交通商

迦具土神ノ頸ヲ斬リ給フタトキ、地方分權ノ御刀ニ因リテ成リマセル、石折ノ神乃至闇御津羽ノ神ハ國家内治ノ體統的複々細胞組織デアルガ、其ノ殺サレタ迦具土神ノ頭ニ成リマセル正鹿山津見神乃至右足ニ成リマセル戸山津見神ハ、社交界ノ儀表タル都長官ノ轉身、即チ外交官ノ有機的體制ト見ルベキデアラウ、迦具土ノ凹凸ヨリ山津見神ヲ生ジ、四方八山ノ國境省境州境等ヲ山津見スル四方津國ノ外交上ノ有機體制ヲ示唆スルモノハ、次ノ如キ古事記ノ文面デアル。

『殺さえましし迦具土ノ神の頭に成りませる神の名は、正鹿山津見神、次に胸に成りませる神の名は淤藤山津見神、次に腹に成りませる神の名は奥山津見神、次に陰に成りませる神の名は、志藝山津見神、次に右の手に成りませる神の名は、原山津見神、次に石の足に成りませる神の名は戸山津見神』

茲ニ初メテ有機體制的表現法ヲ行ヒ、國際通商尙一身ノ如キ分業體制ヲ表示セラレテキルガ、第九課ニ引用シタ、石折ノ神乃至闇御津羽神八柱ノ内治的所動神ト、八山津見ノ外交的所動神トヲ一括シテ内治外交不可分的能動神ノ表現トシテ次ノ如キ文面ニ接スル。

『かれ斬りたまへる刀の名は、天之尾羽張といひ、またの名を伊都之尾羽張といふ。』

此ノ天ノ尾羽張神、又ノ名伊都之尾羽張神ヲ、日本書記ニハ、稜威之雄走神ト書シ、尙古事記ニハ次ノ事蹟ヲ見ル。

「ここに天照大御神の詔りたまはく、また曷の神を遣はしては吉けむ。かれ思金に神また諸の神たち白しけらく、天ノ安ノ河の河上の天ノ石屋にます、名は伊都之尾羽張神これ遣はすべし、若しまた此の神ならずば、その神の子建御雷之男神、これ遣はすべし、まずその天ノ尾羽張神は、天ノ安ノ河の水を逆に塞ぎあげて、道を塞ぎ居れば、他神は得行かじ、かれ別に天迦久神を遣はして問ふべしとまをしき。かれここに天ノ迦久神を使はして、天尾羽張神に問ふ時に、恐し、來へまつらん、然れどもこの道には、僕が子建御雷ノ神を遣はすべしとまをして、乃ち貢進りき、かれ天鳥船神を建御雷神に副へて遣しき」

右ノ天鳥船神及ビ建御雷ノ御行動ニ就テハ、記紀ニ詳述シアルガ如ク、大國主命及ビ八重事代主神トノ間ニ於ケル外交交渉ト云フヨリモ、葦原中ツ國ノ接收ニ伴フ、百八十神等ニ付キ萬民輔翼ノ道ヲ開カレタ、内治統制上ノ處置デアツタノデアアルガ、併シ其ノ前後關係ハ内治外交不可分ノ境地ヲ充分ニ示サレテ居ルノデアアル。

神典古事記ノ示唆スル、外交機關ハ、社交界ノ儀表タル都長官ノ轉身デアルト共ニ、此ノ外交官ハ國ト國トノ交際即チ國際外交ノ外ニ、國內ニ於テハ省ト省、州ト州、郡ト郡、村ト村トノ交際ニ於テ遂次縮圖的ナ外交ヲ構成スル、之ハ對外的ニハ國交ノ調整圓滑ヲ圖リ、對內的ニハ國內融和ノ社交的團結ヲ鞏固ニスル、即チ現行制度ニ於テハ、公式ノ外交機關ト云ヘバ、國交機關ニ限ラレテ居ルガ、八紘一字、宇内一家ノ皇道精神カラ云ヘバ、外交ハ宇内一家ノ理想ニ基ク、國際内治上ノ社交機關デアルカラ、地方相互ノ公式外交機關ニ於テ、複々式細胞組織ヲ構成スベキデアアル。殊ニ外交ト耦神關係ヲ爲スモノハ通商デアアルガ、其ノ通商制度ハ國際分業乃至地方別分業ニ依ル産業能率ヲ促進シ、適性地方分業ノ有機體制ヲ強化スルニアルノダカラ、有機體制ニ準據シタ、通商外交機關ノ複々細胞組織ハ國ノ内外ヲ問ハズ無限大無限小ニ擴充セラルベキデアアル。

而シテ八紘一字ノ皇道精神ニ基ク、世界ノ恒久平和ハ國際分業ヲ適性的ニ闡明シ、適地産業ヲ確立シ、世界一體ノ有機組織ニ於テ、國際機能的統治體系ヲ確立スルニアルガ、其ノ國際分業適性ヲ闡明スルト、北米國民性ノ法治輿論性、獨逸國民性ノ經濟金融性、英國國民性ノ工本交通性、露國民性ノ農本産業性、佛國民ノ外交交通性、中華民國人ノ内治統制性、伊國民性ノ財政立國性、日本國民性ノ文武兩道性、南米國民ノ拓殖移民性等、國際的ニ八一有能ノ有機體制ヲ構成スベキ素地アルコトヲ知ル

ノデアル。

又法治輿論性ニ伴フモノハ、通信、電氣、動力、郵便等ニ關スル事業、工本交通性ニ伴フモノハ鐵道、船舶、航空運輸等ニ關スル事業、經濟金融性ニ伴フモノハ、生産、配給消費通貨等ニ關スル事業、農本産業性ニ伴フモノハ、動植物類ノ生産等ニ關スル事業、外交通商性ニ伴フモノハ、貿易、觀光替爲加工等ニ關スル事業、内治統制性ニ伴フモノハ土地、建物、衛生、公共等ニ關スル事業、財政立國性ニ伴フモノハ、理財、保險、貯蓄信用等ニ關スル事業、文治肇國性ニ伴フモノハ、教育、出版工藝美術等ニ關スル事業、軍事建國性ニ伴フモノハ、兵器、艦艇、軍需、武術等ニ關スル事業、拓殖移民性ニ伴フモノハ開墾、移住、販路、建設等ニ關スル事業ト云フ風ニ、國際分業乃至地方別分業ニ於ケル實業上ノ分野ヲ規定シ工業否全産業ノ地方分散ヲ行ヒ得ルノデアル。

故ニ交替神教ニ楯圓異中心ノ皇道精神ニ依リ、八一有能ノ國際統治權ヲ確立シ、北米人ノ國際法治權、獨逸人ノ國際經濟權、英國人ノ國際交通權、露國人ノ國際産業權、中華人ノ國際内治權、伊國人ノ國際財政權、日本人ノ國際文武權及ビ南米人ノ國際拓殖權等ヲ確認スルナラバ、八紘一字ノ理想ヲ實現シ、世界ノ恒久平和ハ立所ニ招來セラレラウ。

神典古事記ノ黄泉國ハ四方津國デアツテ湯津石村ノ五百津石村ト關連シテキルガ、五百津石村ニ走

リツキテ成リマセル石拆神以下ノ八神ニ次イデ、四方山ノ八山津見神ヲ生シタケレドモ、ソレハ稜威之雄走神ニ因ルモノデ、八山津見神ノ直後ニ、四方津國ノ出現セルコトハ、廣ク世界ノ異國情緒ニ接スル感ガアルノデアル。

『ここにその妹伊那邪美命相見まくおもほして、黄泉國に追ひ住でましき、乃ち殿騰戸より出で向へます時に、伊那邪岐命語らひたまはく、愛しき我が汝妹の命、吾汝と作れりし國、未だ作り竟へずれば、還りまされと詔りたまひき、ここに伊那邪美命の白したまはく、悔しきかも、速く來まらずして、吾は黄泉戸喫しつゝ然れど愛しき我が汝兄ノ命、入り來ませる事恐れれば還へりなむを、まづ具に黄泉神（四方津神）と論はむ我をな視たまひそ。かく白して、その殿内に還り入りませるほどいと久しく待ちかねたまひき』

神代史ノ上カラ黄泉國即チ四方津國ノ所在地ヲ明カニスルト、之ハ文字通りニ海國日本ヲ形成シ、島々ノ海原ヲ生活舞臺トシテ、漁撈乃至海上貿易（物々交換）ヲ主トシタ鹽田民族ガ、大稔豊秋津島ノ内陸面ヲ望見シタトキ、海岸ニハ葦原繁茂シ、内陸ノ四方津山國ノ奥深キヲ感ジタ實感ノ表現デアツテ、葦原ノ中津國トハ、海上生活者ノ内陸感カラ來ル實感的命名デアアル。

右ノ文面ニ於テ殿内トハ、四方津山國ノ内陸生活ヲ形容シ、殿騰戸即チ窓トハ、四方津山國ノ内陸

ニ通ズル遠淺平野ノ形容デアルガ、水路易行、潔白清淨ノ海上生活ト、陸路難行、泥土塗炭ノ内陸生活トハ、全然異國情緒ヲ伴ヒ、前者ノ後者ヲ見ルコト次ノ如ク形容サレタ實感ヲ伴フタコトデアラウ。

『かれ左の御髻に刺させる湯津爪櫛の男柱一箇取り闕きて、一つ火燭して入り見ます時に蛆たかれとろろきて、頭には大雷居り、胸には火の雷居り、腹には黒雷居り、陰には拆雷居り、左の手には若雷居り、右の手には土雷居り、左の足には鳴雷居り、右の足には伏雷居り、并せて八くさの雷神成り居りき』

尙黄泉國即四方津山國ノ内陸デアルコトハ、蒲ノ子即チ葡萄ノ實ヤ、筭(筍)ヤ、桃ノ實ノ生ゼシコト、又豫母都志許賣ノ葦原志許賣ニ類似スルコト、黄泉比良坂即四方津平坂ノ海岸線ナルコト、八くさノ雷神ニ千五百ノ黄泉軍ヲ副ヘテ追ハシメラレタルコトナド、四方津山國ハ、葦原中ツ國ト異名同地域デアアルコトヲ示唆サレルガ、次ノ本文ノ四方津山國ノ内陸生活ト、島々海原ノ海上生活トノ對立ヲ遺憾ナク表現サレテキルノデアアル即チ

『是を以て伊邪那岐大神の詔りたまはく、吾はいな醜めき穢き國に到りて在りけり、かれ吾は御身の禊せなどのりたまひき、竺紫の日向の橘ノ小門の阿波岐原にいであして、禊ぎ祓ひたまひき、かれ投げ棄つる御杖に成りませる神の名は、衝立船戸ノ神』

トアルガ如ク、御杖を要シタ四方津山國ノ泥土塗炭ノ醜穢ヲ、阿波岐原ナル海上デ禊ギ給フヤ再ビ衝立船戸神ヲ件フニ到ラレタノデアアル。

而シテ石拆ノ神乃至關御津羽ノ神ト内外不可分ノ關係ノ下ニ生ジタ八山津見神ナル外交神ハ、迦具土神ノ頭胸腹陰及ビ四肢ニ成リマセル神デアアルガ、其ノ迦具土神ノ妣神タル、伊邪那美命ノ頭胸腹陰及四肢ニ成リマセル八クサノ雷神ハ、其ノ母體ニ於テ親子ノ關係アリ、以テ外交ト通商ノ叔姪關係ヲ示サレル、八クサノ雷神ヲ以テ通商神トスルハ、伊邪那美神ニ誘フ意アリ、雷神ニ導ク意アリ、兩神合シテ誘ヒ導ク意ヲ有シ、之ハ一面誘導的輿論ノ世界デアアルト同時ニ、誘導的通商ノ世界ヲ表徴スル古事記ニハ此ノ誘導的通商關係ヲ斷絶スルタメニ

『乃ち千引ノ石をその黄泉比良坂に引き塞へて、その石を中に置きて、各對き立たして、ことごとく度す時に』

ト反證サレテキルガ、其ノ通商斷絶ノ結果ハ

『愛しき我汝兄ノ命、かくしたまはば、汝の國の人草一日に千頭絞り殺さむともをしたまひき』
ト恰然經濟封鎖ニ依ル海上生活者ヘノ食糧供給斷絶デアアル、之レニ對シ伊邪那岐命ハ

『愛しき我汝妹ノ命汝然したまはば、吾はや一日に千五百産屋立ててむとのりたまひき』

ト自給自足産業ノ確立ヲ宣言セラレ、衝立船戸神以下十二神ニ依ル自給自足政策ノ確立ヲ見タノデア
ル。

如斯内治外交ノ不可分性及ビ、外交通商ノ叔姪關係ト其ノ適性分業的有機體制トヲ次ニ對照表示シ
テ置ク

◎拓殖國	拓殖村	伊那邪岐命	迦具土神	伊那邪美命	四方津國
1、	法治國	石 拆 軸	正鹿山津見神	大 雷 神	頭 部
2、	經濟國	根 拆 神	淤山津見神	伏 雷 神	胸 部
3、	交通國	石筒男神	奥山津見神	黑 雷 神	腹 部
4、	產業國	甕速日神	關山津見神	拆 雷 神	陰 部
5、	外交國	樋速日神	志藝山津見神	若 雷 神	左ノ手
6、	内治國	建雷男神	羽山津見神	土 雷 神	右ノ手
7、	財政國	關淤迦美神	原山津見神	鳴 雷 神	左ノ足
8、	文治國	關御津羽神	戶山津見神	伏 雷 神	右ノ足
9、	軍事國	天尾羽張神	稜威雄走神	豫母都志許女	全身
◎國際的	地方別	内治系統	外交體系	通商體系	有機體制

八紘一字ノ皇道精神ニ仍リ、宇内一家ノ恒久平和ヲ企圖スル適性外交ニ於テハ、日本ノ内政改革ト

世界ノ國際改造トヲ不可分性ノモノトシ、駐米使節ハ必ズ民性ノ共通スル北海道人ニ限リ、駐獨使節
ハ必ズ民性ノ共通スル東北人ニ限リ、駐英使節ハ必ズ民性ノ共通スル關東人ニ限リ、駐露使節ハ同ジ
ク北陸人、駐佛使節ハ同ジク東海道人、駐支使節ハ同ジク近畿人、駐伊使節ハ同ジク四國人、東洋駐
劄使節ハ中國人、西洋駐劄使節ハ九州人、南米駐劄使節ハ臺灣人ト云フ風ニ、其ノ共通スル民性ニ依
リ適性外交ヲ以テ、皇道外交ノ體系ヲ確立スベキデアアル。

如斯適性外交ハ民性ノ共通性ノ故ニ、相互ノ理解力早ク且ツ深ク、同情親密ノ度急ニシテ高く、提
携共榮ノ道長ク且ツ堅キヲ以テ、我皇國ノ一致團結力ヲ中心トシテ萬邦協和ノ有機體制ヲ樹立シ、眞
ニ八紘一字ノ國際情勢ヲ齎ラスコト容易デアラウ、況ヤ其ノ國際政治ノ根底ニ内外不可分ノ適性適地
的分業經濟ヲ生ジ、八紘一字ノ有機體的世界觀ヲ普及セシメルニ於テオヤ。

第十一課 天照大御神ト産業經國

國際的適性分業乃至地方別適地分業ヲ根據トスル、内外不可分ノ通商制度ノ確立ハ、即チ適性適能
的産業合理化ヲ意味スル、從ツテ眞ノ産業合理化ハ、適性適地ノ分業制度ニ依リ、國際的乃至地方別
ノ有機體制ヲ確立スベキデアアルガ、ソレハ國民性乃至地方民性ノ再檢討ニ依リ、其ノ適性ヲ検査シ、
且ツ適性構成ノ原因タル、産業地理及ビ其ノ發達史ヲ自覺スベキデアアル。

北米合衆國ノ繁榮ハ、輿論ノ開發力ト治安力ニ依ルコトハ、支那ノ現状ト比較スレバ明カデア
 アルガ、北米合衆國ノ縮圖ヲ成ス我北海道ニ於テモ、北門經營ニ關スル輿論ノ開發力ト、全國移住民
 ノ各地習慣ヲ超越シタ新興法治力トニ依リ、新天地ヲ構成シタノデアアル。北米合衆國乃至北海道ノ法
 治輿論性ノ確認ハ、其ノ繁榮ヲ無窮ナラシメルノミナラズ、國際法治乃至國內法治上ノ優越ヲ保持シ
 通信、電氣、動力、郵便等ニ關スル事業ノ發達ニ多大ノ貢獻ヲ爲スコトデアラウ。

大獨乙國ノ繁榮ハ、其ノ經濟的充足慾ト商本金融ノ果敢性ニ依ルコトハ、ビスマーク乃至ヒットラ
 ーノ傳統政策ヲ檢討スレバ明カデアアルガ、此ノ大獨乙國ノ縮圖ヲ構成スル我東北地方ニ於テモ、東北
 振興ニ關スル經濟的充足慾ト、天才的金融家ノ投資的果敢性トニ依リ、地方振興ノ先驅ヲ爲スデアラ
 ウ、大獨乙國乃至東北地方ノ經濟金融性ノ確認ハ、其ノ振興ヲ不朽ナラシメルノミナラズ、國際經濟
 乃至國內經濟上ノ優越ヲ保持シ、生産配給消費通貨等ニ關スル事業ノ發達ニ資スルコトデアラウ。

大英帝國ノ其ノ領土ニ日没スルコトナキ、廣大ナ繁榮振ハ、工本交通ノ普遍力ト、物資集中ノ運輸
 力トニ依ルモノデアアルコトハ、英國發明界乃至工業界ガ、交通機關ニ關スルモノ又ハ基調トスルモノ
 デアリ、又英國國民性ノ權化タル多クノ偉人ガ、大旅行家、探檢家、遠征家等デアアル事實ヲ知ラレル、
 此ノ大英帝國ノ縮圖タル、我關東地方ニ於テモ、工本交通の經濟施設ト、人口集中ノ運輸力トニ依リ

いざ鎌倉時代ヨリ大東京時代ニ到ル、中央集權的繁榮ヲ持續シテキル、徳川時代ニ於ケル諸大名ノ參
 勤交替制度ハ、關東地方ノ交通運輸性ノ然ラシムル所デアツテ、其ノ間自然地理的ニ英京ロンドント
 共通スルモノガアルガ、大英帝國乃至關東地方ノ交通運輸性ノ確認ハ其ノ繁榮ノ基礎ヲ純化スルト共
 ニ、國際交通乃至國內交通上ノ優先權ヲ確保シ、鐵道船舶、航空、運輸等ニ關スル事業ノ發達ヲ促進
 スルコト愈々著シキモノガアラウ。

大露國ノ傳統的漠大性ハ、忍從耐久ノ農本産業性ト、四方經營ノ企業性トニ依ルモノデアアルコトハ
 帝政時代ノ農奴ト侵略主義、ソビエト時代ノ屢次の五年計畫ト、赤化主義等ヲ綜合スレバ明白トナ
 ルガ、大露國ノ縮圖ヲ成ス我北陸、信越地方ニ於テモ、農本産業的辛抱力ト、企業經營的手腕トニ仍
 リ、日本産業界ノ指導者ヲ出シツ、アルガ、信仰中心ノ財政皇化ヲ以テ唯物史觀ノ經濟赤化ヲ清算シ
 タル上ノ大露國乃至北陸信越地方ノ、産業經營性ノ確認ハ眞ノ産業合理化トナルノミナラズ、國際産
 業乃至國內産業上ノ企業權ヲ保有シ、動植礦物類ノ生産ニ關スル事業ノ合理化ヲ促進スルニ到ルデア
 ラウ。

佛蘭西國ノ華ヤカナル發達ハ、社交中心ノ巴里ニ集マル通商ノ便宜ニ依ルコトハ、フランス語ノ世
 界的外交用語乃至フランスノ金本位制固執等ヲ一見スレバ判明スルガ、フランスノ縮圖ヲ成ス、我東

海道地方ニ於テモ、關東關西ノ勢力交流ニ原因スル外交通商性ニ依リ特殊ノ人材ヲ養成シツ、アルガフランス共和國乃至東海道地方ノ外交通商性ノ確認ハ、社交的取引關係ヲ親密ニシ宇内一家ノ融和力ヲ増大スルノミナラズ、貿易、觀光、爲替加工等ニ關スル事業ノ意義ヲ増大スルニ到ルデアラウ。

中華支那ノ興廢ハ、萬里ノ長城ニ表象セラレタ。隔離的內治力ノ發達ノ如何ニ依リ、若シ中華唯一ノ內治統制性ニ專ラトナレバ興隆シ、以夷制夷ノ外交ニ狂スレバ廢滅スルコトハ、支那五千年ノ興亡史ヲ讀メバ明カナ事實デアルガ、中華支那ノ縮圖ヲ成ス我近畿地方ニ於テモ、內治統制上ノ手腕家ヲ多數出シテ居ルガ、中華支那乃至近畿地方ノ內治統制性ノ確認ハ、國粹同化ノ個性涵養トナルノミナラズ、國際內治乃至國內內治上ノ同化統制力ヲ強化シ、土地建物、衛生、公共等ニ關スル事業ノ標準化ヲ促進スルニ到ルデアラウ。

ローマイタリーノ強大ハ、財政立國性ニアルガ故ニ、遠征致貢力、出稼致富力、法王集財力ノ何レカニ依リ、富國強兵ヲ誇ルノデアルガ、ローマイタリーノ縮圖タル我四國地方ニ於テモ、出稼移民乃至四國巡禮金比羅參拜遠征企業等ニ依リ、其ノ富有安定ヲ齎ラシツ、アルガ、伊國民乃至四國人ノ財政立國性ノ確認ハ、其ノ生活安定ヲ保障スルノミナラズ、國際財政乃至國內財政上ノ指導權ヲ樹立シ、保險貯蓄、理財信用等ニ關スル事業ヲ強化スルニ到ルデアラウ。

日本ノ躍進發展ハ文武兩道ノ振作ヲ基調トスルコトハ、三千年ノ國史ニ於テ實證スル所デアルガ、其ノ文治系統ハ之ヲベルシヤ以東ノ東洋文化ニ求メテ、其ノ傳統ヲ我中國地方ニ見ルベク、其ノ軍事系統ハ之ヲギリシヤ以西ノ西洋文明ニ求メテ、其ノ縮圖ヲ我九州地方ニ見ルベク、而シテ汎東洋乃至中國地方ノ文治肇國性ノ確認ハ、眞善美ノ皇道ヲ體系化シ、日本人ヲシテ國際文治上ノ、中國人ヲシテ國內文治上ノ各指導者タラシメルノミナラズ、教育出版工藝美術ニ關スル事業ニ新生命ヲ與ヘルニ至ルデアラウ。又汎西洋乃至九州地方ノ軍事建國性ノ確認ハ、國際正義乃至社會正義ヲ實際化シ、日本人ヲシテ國際軍事上ノ、九州人ヲシテ國內軍事上ノ各指導者タラシメルノミナラズ、兵器、艦艇、軍需武術等ニ關スル事業ニ、治安的合理性ヲ與ヘルデアラウ。

南米諸國ノ開發ハ、拓殖移民ノ恒久持續ニ因ルコトハ敢テ實證ヲ舉ゲル迄モナイコトデアルガ、其原始的模型ヲ成ス。我臺灣地方ニ於テモ、南洋諸島ヨリ潮流ニ依ルモノト、支那大陸ヨリ移住スルモノト、日本列島ヨリ南進スルモノト、各永久ニ拓殖移民地ヲ形成シタノデアルガ、南米諸國乃至臺灣地方ノ拓殖移民性ノ確認ハ、其ノ開發力ヲ無限ナモノトスルノミナラズ、國際移民乃至國內拓殖上ノ自主權ヲ確保シ、開墾、移住、販路建設等ニ關スル事業ノ進展ニ寄與スルコト大デアラウ。

自給自足ノ孤立的プロック經濟政策ガ、興國即皇國ノ政道ニアラザルコトハ、徳川二百年ノ鎖國ノ

試験成績デ明白デアルガ、個性尊重ノミコトモチニ依ル。八紘一宇ノ皇道精神ニ於テハ、國際的ニモ、地方的ニモ、適性分業ヲ確立シ、眞ノ産業合理化ヲ行フベキデアル。併シ國際分業ヲ確立シ、世界的眞ノ産業合理化ヲ行フ前ニ、地方別分業ヲ樹立シ、日本の眞ノ産業合理化ヲ行ヒ、以テ一ツハ自給自足ノ獨立性ヲ強化シ、一ツハ國際分業ノ模型ヲ完成セネバナラヌ。

「最後にその妹伊邪那美命身自ら追ひ來ましき。乃ち千引ノ石をその黄泉比良坂（四方津平境）に引き塞へて、その石の中に置きて、各對き立たしして、ことごとくを度す時（中略）またその黄泉坂に塞やれし石は、道反ノ大神と申し、塞坐黄泉戸の大神とも申す」

古事記ニ見エル千引ノ大石ハ、鎖國主義乃至經濟封鎖ノ表象デアルガ、此ノ道反ノ大神ノ後ニ取り去ラレテ、其ノ名モ猿田彦神（去リ田彦）ト改メラレ、天孫降臨ノ開國期ヲ迎ヘタノデアル。即チ黄泉國ノ神話カラ、天孫降臨ノ道開キヲシタ猿田毘古神ノ傳説ニ到ルマデハ、實ニ經濟封鎖ニ因リ、地方別分業ヲ招來シ、海國日本ノ自給自足的獨立性ヲ強化スルト共ニ、國際分業ノ模型ヲ完成スル過程ヲ展示サレタモノデアル。

而シテ經濟封鎖後ノ自給自足的な地方別分業確立ノタメニ出現セラレタモノガ、船戸神乃至邊津甲斐辨羅神ノ所生談デアル。即チ大迦牟豆美命ノ肉彈三勇士の大決戦ハ自給自足産業ノ要求トナリ、黄泉

津大神ノ 汝の國の人草、一日に千頭紋り殺さむ」トノ大消費促進ハ衢ノ神ノ資源開發ヲ強要セラレ先ヅ『杖に成りませる衝立船戸神』ナル邪惡進入防止即チ國防産業神トナリ、次ニ御帶ノ道之長乳齒神ニ象徴サレタ文化産業、次ニ御裳ノ時置師神ニ表象ノ理財事業、次ニ御衣ノ和豆良比能宇斯能神ニ象徴ノ内治産業、次ニ御禪ノ道僕ノ神ニ象徴ノ貿易業、次ニ御冠ノ飽咋之宇斯能神ニ表象ノ農本産業、次ニ左ノ手纏ノ奥疎ノ神ニ象徴ノ工業、同奥津那藝佐毘古神ニ象徴ノ商業、同奥津甲斐辨羅神ニ象徴ノ法治事業、次ニ右ノ手纏ノ邊疎ノ神ニ象徴ノ運輸業、同邊津那藝佐毘古神ニ象徴ノ金融業、次ニ同邊津甲斐辨羅神ニ象徴ノ拓殖事業等、悉ク『投げ棄つる』産業自治制、即チ『身に着ける物を脱ぎうてたまひしに因りて 生りませる神なり』トハ地方別適性分業制度ニ因ル。適地自治産業神ノ表象ト見ルベキデアル。

此ノ『投げ棄て給へる』産業自治制ヲ受繼ギ給ヘルモノハ、大國主神デアルガ、伊邪那岐大神ハ、天神政府及ビ地祇官省制度ヲ樹立シ、内治外交ノ行政機構ヲ確立セラレルヤ、産業自治制ヲ設ケルト共ニ、御身ヲ滌ギ足ヲ洗ヒ給フテ日ノ稚宮ニ陰退サレタノデアル。併シ『脱ぎうてたまひし』産業經濟ノ必要上、適地適性ノ經國神十四柱ヲ生ミ殘サレタ。即チ地方別適性分業ノ確立ハ、産業合理化ノ基礎工作デアルト同時ニ、其ノ綜合的有機作用ハ、自給自足ノ生活體ヲ構成スルモノデアルカラ、之

レガ合理的自治經營ヲ行フタメニ、統一の經營學ヲ必要トスル。

然シテ統一の經營學ハ、畢竟スルニ經國事業デアルガ、天照大御神ノ産業經國ハ、斯ル道理ノ龜鑑ト仰グ可キモノデアアル。即チ謹ミテ天照大御神ノ御聖業ヲ拜祭スルニ、産業經國ト云フコトヲ、御主眼トナシ給ヘルモノデ、神代傳來唯一ノ祭事タル、大嘗祭ヲ始メトシ、記紀ノ文面ニ現ハレタル、營田、服屋、大嘗、就中豐葦原之千秋長五百秋之水穗國ト云フ國號ニ、産業經國ノ目的ガ明瞭ニ示サレテ居ル。殊ニ日本書紀ノ保食神ニ關スル記事ヲ始メ天狹田長田ノ營田ニハ産業經國ノ御神意顯然タルモノガアル。後世農ヲ以テ國ノ大本トスル所以茲ニアルノデアアル。

而シテ産業經國、就中地方的適性分業制ニ依ル、眞ノ産業合理化ヲ實現スルニハ、國家組織ノ體系ニ即シタ、學術研究的知能組織ヲ要スル、神典古事記ノ八十禍津日神乃至速須佐之男命十四柱ハ、大八島國及六島ノ十四島並ニ大事忍男之神乃至野稚神ノ地祇十四柱ニ照應セルモノデ、國家ノ組織體系ニ即シタ、統一學的知能組織ト見ルベキモノデアアル。之ヲ表示スルト次ノ如シ。

日 神 (經國學府) || 地 祇 (各省長官)

- (1) 八十禍津日神 (輿論學長) || 淡道島ノ大事忍男神
- (2) 大禍津日神 (法治學長) || 伊豫島ノ石土毘古神

- (3) 神 直 日 神 (金融學長) || 隱岐島ノ石巢毘賣神
- (4) 大 直 日 神 (經濟學長) || 筑紫島ノ大戸日別神
- (5) 伊 豆 能 賣 神 (交通學長) || 伊伎島ノ天之吹男神
- (6) 底津綿津見神 (工業學長) || 津島ノ大屋毘古神
- (7) 底筒之男命 (經營學長) || 佐渡島ノ風木津別忍男神
- (8) 中津綿津見神 (農業學長) || 秋津島ノ大綿津見神
- (9) 中底之男命 (通商學長) || 吉備兒島ノ速秋津日子ノ神
- (10) 上津綿津見神 (外交學長) || 小豆島ノ妹速秋津比賣神
- (11) 上筒之男命 (内治學長) || 大島ノ志那都比古神
- (12) 天照大御神 (財政學長) || 女島ノ久久能智ノ神
- (13) 月 讀 神 (文治學長) || 知訶島ノ大山津見神
- (14) 建速須佐之男神 (軍事學長) || 兩兒島ノ鹿屋野比賣神

『ここに左の御目を洗ひたまふ時に成りませる神の名は、天照大御神、次に右の御目を洗ひたまふ時……、月讀ノ命、次に御鼻を洗ひたまふ時……、建速須佐之男神(中略)この時伊邪那岐命大

く歡ばして詔りたまはく、吾は子生み生みて、生みの終に、三柱の貴子得たりと詔りたまひて、やがてその御頸珠の玉の緒もゆらに取り搖かして、天照大御神に賜りて詔りたまはく、汝が命は高天ノ原知らせと、ことよさして賜ひき、かれその御頸珠の名を、御倉板舉之神とまをす。』

右ノ一文ヲ謹解シ奉ルト、無限ノ感興ガ湧クノデアルガ、就中左右ノ眼ヲ洗ヒ給フ時、智性ノ表象タル日神月神ヲ生ミタマヒ、高天原及夜之食國知ラセト、知ラセ教ユルコトヲ以テ、産業經國ノ大本ト示シ給フタノミナラズ、天照大御神ニ御倉板舉神トシテ、神代隨一ノ通寶タル御頸珠ヲ賜ヒテ、財政界高天原ヲ知ラスハ、産業經國ノ智能性ニ因ルコトヲ明カニ表象セシメラタルコトデアアル。

尙天照大御神ニ高天原、月讀命ニ夜之食國、速須佐之男命ニ海原ヲト、各々其ノ知ラス可キ限界ヲ示サレタガ、高天原ハ財政界、(天高市)夜之食國ハ月讀ノ學界、島々ノ海原ハ各省官界デアアルガ、其ノ三界分治ノ原則ヲ確立セラレタ法治精神ハ、第十四課ニ述ブル如ク、天照大御神ニ依リテ嚴守サレタノミナラズ、多紀理毘賣命ノ行政、市島比賣命ノ立法多岐理毘賣命ノ司法、即チ三前ノ大神ニ司法立法行政ノ三權分立ノ表象ヲ見タノデアアル。記紀兩典ニ現ハレタ財政學神天照大御神、文治學神月讀之命、軍事學神速須佐之男神ノ權限爭ヒノ相剋ハ、天照大御神ノ『こと依さしたまへる』法治精神ノ嚴守ト其ノ物實ニ因リテ生ミマセル、三前ノ大神ニ表象セラレタル女神的三權分立ノ結果、三界分治

ノ實踐トナツテ解決シタノデアアル。

而シテ財政界、學界、官界ノ三界分治、立法司法行政ノ三權分立、就中法治輿論乃至文治軍事ノ適地分業ノ具體化セラレルニ到ルト、之ヲ統合ス可キ、統治權本體ノ顯現ヲ要求セラレルニ到ルノデアアル。即チ中央集權的財政界ト地方分權的軍官界トノ抱合結婚カラ、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命ト云フ、國內統治權ノ本體顯現ヲ見タノデアアル。

從來ノ所說デハ、伊邪那岐神ヲ以テ、天照大御神、月讀命、須佐之男命其他數十神ノ肉親トスル所カラ、天照大御神ト速須佐之男命トヲ兄弟ナリト云ハレテキルガ、古事記ノ本文ニハ、妹伊邪那美命ガ伊邪那岐命ニ對セラレタ場合ト同様ニ、天照大御神ハ速須佐之男命ニ對シ『我が汝兄の命』ト呼ビカケ給ヒ、又速須佐男命御自身ハ『吾は天照大御神の伊呂勢(兄)なり』ト仰セラレテキル。汝兄トハ背ノ宮ト呼ブニ等シク、伊呂勢トハ色男ト云フ類デアツテ何レモ御夫婦關係ノ明示デアアル。故ニ天照大御神ト建速須之男命トノ間ニ生ミマセル五男三女ノ命達ハ、何レモ生理的所生デアアルガ、其ノ事ヲ明示サレタモノハ次ノ系圖書デアアル。

『かれこの後に生れさせる五柱の子の中に、天の菩比ノ命の子建比良鳥ノ命(こは出雲の國造、元邪志の國造、上菟上の國造、下菟上の國造、伊自牟國造、津島の縣の直、遠の江の國造等の祖なり)』

次に天津月子根命は（凡川内ノ國造、額田部ノ湯坐連茨木ノ國造、倭ノ田中ノ直、山代ノ國造、馬來田ノ國造、道尻ノ岐開ノ國造、周防ノ國造、倭ノ淹ノ知ノ造、高市ノ縣主、蒲生稻寸、三枝部ノ造等の祖なり）』

本居宣長先生モ指摘シテ居ラレルヤウニ、天神七代地神五代ハ尙兄弟ノ序列ノ如キモノデ、神世七代ト云ヒ、十七世ノ神ト稱スルモ、之ハ横ノ組織序列ニ止マリ、縦ノ系圖世代ヲ示スモノデハナイ。縦ノ系圖世代ヲ示ス場合ハ必ズ『何々ノ命（こは何々等が祖なり）』ト註釋シテアルノガ、古事記ノ慣例デアアル。

而シテ國內統治權ノ最上級ヲ爲スモノハ、一國統治ノ正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命、一省統治ノ天之菩卑能命、一州統治ノ天津日子根命、一郡統治ノ活津日子根命、一村統治ノ熊野久須毘命、以上五柱ノ男神ハ、天照大御神ノ產業經國五段統治ヲ象徵サレタモノデアアルコトハ、右ノ系圖的註釋ヲ見レバ明カデアアル。即チ五段統治制ニ於テハ世代順下リヲ原則トシ、各省長官、各州長官、各郡長官、及各村長官ハ、必ズ皇族ヲ以テシ、國家統治ノ各層ヲ通ジ、立憲君主國ヲ徹底セシム可キモノデアアル。

第十二課 建速須佐之男命ト事業界組織

天照大御神ノ產業經國策ニ基ク、五段統治制ノ確立ハ、建速須佐之男命ノ知ラシメ給フ官界ニ絶對

優越權ヲ與ヘ國家統治上ニ占ムル優勢力ノ故ニ、天照大御神ノ知ラシメ給フ財政界ハ劣勢カトナリ、遂ニ高天原ノ財政ヲ荒廢セシメ、所謂天ノ石屋戸隠リト云フ大事件ヲ生ジタ。コノ史實ハ官僚獨善ノ統制經濟ノ行ハレル現代政治ノ上ニ重大ナ示唆ヲ與ヘテ居ルガ、伊邪那岐ノ大神ノ言依サシ給ヘル、三界分治ノ法治精神ヲ明カニスレバ、應テ財政界ト軍官界トノ分治限界ヲ明白ニシ、高天原ノ財政界ヨリ島々海原ノ軍官界ヲ分離スベキ時期ガ來ルノデアアル。

尻久末繩ヲ以テ天高原ノ財政界ト海原ノ軍官界トノ限界ヲ明白ニセラレルヤ、速須佐之男命ニ事業界組織ト云フ千座ノ置戸ヲ負フセ、財政界侵犯ノ鬚ヲ切り、分治違反ノ手足ノ爪ヲモ拔カシテ、財政界ノ高天原ヨリ神遂ヒ遂ヒサレタノデアアル。尙ホ此ノ間大氣都比賣神ナル國民經濟ノ破綻ト神產巢日之御祖命ニヨル事業界ノ組織的再建ノ示唆トニ接スルノデアアル。

斯ル建國史上ノ大事件ニ續イテ、葦原ノ中ツ國ニ於ケル速須佐之男命及ビ、其ノ事業界組織ノ大活動トナリ、而モ其ノ組織的成果ハ、天照大御神ノ御子ニ奉還シ申スト云フ筋書トナルノデアアルガ、此ノ筋書ヲ構成スルモノハ伊邪那岐神ノ三界分治ノ法治精神ト、其ノ適地分業上ノ自然的趨勢トデアアル。先ヅ三界分治ノ原則ヲ表示スルト次ノ如シ。

天照大御神（財政界||中央集權性）
 月讀命（教學界||中央地方循環性）
 建速須佐之男命（軍官界||地方分權性）

右表ノ關係ヲ如實ニ物語ルモノハ、日本書記ノ一書ニ曰ク

『伊弉諾尊三子に敕任して曰く、天照大御神は以て高天の原を御すべし、月夜見尊は、以て日に配べて天上の事を知すべし。素戔鳴尊は以て滄海の原を御すべし。既にして天照大御神天上にましくて曰く、葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾月夜見尊就きて候せ月夜見尊、敕を受けて降ります』

即チ須佐之男命ノ葦原中ツ國ヘノ下向ハ、軍官界ノ地方分權性ト云フ本來ノ姿ニ還元セラレタモノデアル。尙序ニ云フガ、天照大御神ハ終始一貫高天原ニ止マリ給ヒ、葦原中ツ國奉還後モ、御親ヲ天降り給フコトナク、其ノ御子ヲシテ天降シ給ヘルハ、財界ノ中央集權性ト云フ本來ノ姿ヲ飽ク迄嚴守シ給ヘル必然ノ結果デアル。此ノ間ニ在リテ獨リ月讀命ノミハ、學界ノ中央地方循環性ニ依リ、『知ラス』ノ道ソノモノト爲リ給ヘルガ故ニ、獨自ノ姿ヲ國體憲法タル神典古事記ノ上ニ顯示サレナカツタノデアル。

而シテ建速須佐之男命、出雲下向以後ハ、工本交通ノ整備ニ因ル、事業界ノ體統組織ガ行ハレテキ

ル。ソレハ天照大御神ノ農本産業ノ確立ニ依ル、財政界ノ統一組織ニ對比シタモノデ、例ヘバ天照大御神御關係ノコトハ、天ノ營田トカ、保食ノ神トカ、養蠶トカ、新嘗トカ、悉ク農本産業的企業ニ限ラレ、僅カニ天ノ衣織女ノ忌服屋ト云フ農村工業的經營ガ見ラレルニ過ギナイガ、建速須佐之男命御關係ノコトハ、建速ト云フ冠詞ニ、工本交通性ヲ帶ビラレテキルノヲ始メトシ、天ノ斑馬、千座置戸足名椎、根ノ堅洲行キ等ニ交通運輸性ヲ表示シ、尙『八鹽折の酒を醸み、また垣を作り廻し、その垣に八つの門を作り』『其地になも宮作り』等悉ク工業的建設デアル。就中草薙ノ大刀ノ出現ハ、兵器工業ノ象徴デアツテ、重工業ノ萌芽トモ見ルコトガ出來ヤウ。

斯ル工本交通ノ發達ヲ招來セラレタノハ、建速須佐之男命ノ高天原ニ於ケル勝サビノ行事ニ伴フ。天照大御神天ノ石屋戸隠リ直後カラデアアルガ、出雲下向後ハ更ニ大量生産的トナリ、櫛名田比賣トカ神大市比賣トカ云フヤウナ、大量生産ノ象徴名ヲ見ルニ到ツタ。併シ乍ラ葦原中ツ國ト云フ、事業界組織ニ就テハ、速須佐之男命ニ代表セラレル軍官界ノ干涉範圍ハ、八俣大蛇退治即チ治安維持ト、兄八鳥士奴美神乃至遠津山岬帶神ノ十七世ノ神及ビ大年ノ神ノ御子十七柱ノ勞資體統組織ノ官制化ニ止マリ、事業運營ノ當事者ハ財界系統ノ大國主神並ニ少名彥神等ニ代表セラレル。其ノ間官界ト業界トノ限界ヲ明カニシ、ミコト（個性及使命）ノ嚴守ガ行ハレルニ到ツタ。即チ事業運營ニ關シ、官界（根

ノ堅洲國) 代表ノ速須佐之男命ハ

『大穴牟遲ノ神を呼ばひてのりたまはく、その汝が持たる生大刀、生弓矢をもちて、汝が庶兄弟をば、坂の御尾に追ひ伏せ、河の瀬に追ひ撥ひて、おれ大國主ノ神となり、また宇都志國玉ノ神となりて、その我が女須世理比賣を嫡妻として、宇迦能山の山本に、底津石根に宮柱太しり、高天ノ原に求椽高しりて居れ、是奴よとのりたまひき』

ト神勅ヲ賜フテキルガ、大國主ノ神ノ神性ハ次表ノ如キ事業組織中ニ於ケル、財政關係事業ノ資本神ニ屬スル。

◎足名椎(交通性資本系統).....手名椎(運轉性勤勞系統)

(大年神ハ年々歳々ノ循環運轉性)

- 1 兄八島士奴美ノ神.....(主權關係事業) || 大國御魂神 (國ノ御魂トハ主權ノ意)
- 2 布波能母遲久奴神.....(人民) 同 || 韓ノ神 (韓ハ田族同族ノカラト同義)
- 3 深淵之水夜禮花ノ神.....(土地) 同 || 會富ノ神 (山田ノ會富藤ト同様カ?)
- 4 淤美豆奴ノ神.....(軍事) 同 || 向日ノ神 (日向ノ國名ト共ニ南面ノ稜威軍)
- 5 天之冬衣ノ神.....(文治) 同 || 聖ノ神 (高野聖ヲ聯想セヨ)

- 6 大國主ノ神.....(財政) 同 || 大香山戸臣ノ神 (大國主ノ神ト主臣ノ關係アリ)
- 7 阿遲鉏高日子根ノ神.....(内治) 同 || 御年ノ神 (大年神ハ世界的御年神ハ國內的)
- 8 事代主ノ神.....(外交) 同 || 奥津日子ノ神 (奥津比賣神ト耦神以下十神同母)
- 9 鳥鳴海ノ神.....(通商) 同 || 奥津比賣ノ神 (以上二神水戸神ト表裏シ竈神ノ別名)
- 10 國忍富ノ神.....(農本產業) || 大山咋ノ神 (山末之大主神トモ云ヒ農業ノ祖神)
- 11 速甕之多氣佐波夜遲奴美ノ神.....(經營企業) || 庭高津日ノ神 (庭高津日神ノ法治下ニアル經營神)
- 12 甕主日子ノ神.....(工本交通事業) || 阿須波ノ神 (阿須波 || 足場ノ義アリト記傳ニ云フ)
- 13 多比理岐志麻流美神.....(運輸關係事業) || 波比岐ノ神 (阿須波 || 波比岐ト一連的耦神)
- 14 美呂浪ノ神.....(商本經濟事業) || 香山戸臣ノ神 (大香山戸臣神ノ財政ニ對ス經濟神)
- 15 布忍富鳥鳴海ノ神.....(金融關係事業) || 羽山戸ノ神 (大氣都比賣ト結ビ國民經濟八神ヲ生ム)
- 16 天ノ日服大科度美神.....(法治關係事業) || 庭高津日ノ神 (天ノ日腹ト庭高津日ト合シテ諾尊ノ化身)
- 17 遠津山岬多良斯ノ神.....(輿論及拓殖事業) || 大土之御祖命 (遠津山岬帶ト合シ冊尊ノ化身)

尙此ノ神名表解ヲ裏書シ、且ツ速須佐之男神ノ神勅ヲ奉ジ、財政資本神タル御身ニ、主權人民土地及文武兩道ヲ兼備シ給ヘル大國主ノ神ノ一神五名ヲ表解スルト次ノ如シ。

大國主ノ神(主權) 大國主ハ業界主權ヲ象徵ス
 大穴牟遲ノ神(人民) 大穴牟遲ハ大衆及種族ヲ象徵ス
 葦原色許男ノ神(土地) 葦原ハ土地色許男ハ開拓者トス
 八千矛ノ神(軍事) 八千矛ハ大部隊統率ノ象徵トス
 宇都志國玉神(文治) 宇都志ハ美化國玉ハ言靈ニ近シ

因ミニ本書ニハ其ノ全部ヲ掲載出來ナイガ、著者創見ノ神典古事記表解法第六行中ノ一部ヲ抄記シ、大國主神ノ財政資本神トシテノ地位ヲ表示スルト次ノ如シ

◎國之常立ノ神 女島 木ノ神 時置師神 天照大御神 大國主神 大香山戸臣神 手力男神

日本書紀ニ國之常立神ヲ天地初發ノ神トシ、又天照大御神ヲ皇祖トシ、大國主神ト同時代的關係著シク尙大香山戸臣神ヲ星ノ神トシ、日神天照大御神ニ敵對セル有力神トスルガ、夫レ等ノ關係ヲ如實ニ示スモノハ、此ノ表解法ノ第六行ナノデアアル。

而シテ木ノ神ハ海國日本時代ノ浮寶トシテ尊重セラレ、大國主神ノ大黒様扱ト相關聯スルガ、大八島及六島ノ海原統治時代ノ中央政府所在地タル高天(海)原ハ浮寶ノ木ノ神ノ鎮座シ給フ女島ニ置カレタノデアアル。高御產巢日ノ神ハ一名高木ノ神ト申スガ、ソレハ木ノ神ノ上ニ位シ、天照大御神ノ御肉

親、後見役トシテ女島ニ住ミ給フタガ故デアラウ。女島ノ名ハ女神ノ最高峰 高御產巢日神ノ姫君ノ住ミ給フニ因マレタモノト考ヘラレル。

却說海國日本ノ高海原女島ヲ中心トシテ、海原十四島政權外ニ在リテ、内陸日本ノ各地方ニハ、主權、人民、土地、及ビ文武ノ大權ヲ掌握シタ、五權包含ノ財政資本神(大黒様)タル大國主神ニ依リ國家ノ行政各省組織ニ準ジタ、事業界組織ノ體制ヲ強化シ、適性分業適地經營ノ進歩發達著シク、遂ニ四方津國(黃泉國)ヲシテ、葦原ノ中ツ國內陸日本ヲ形成スルニ到ツタノデアアル。

而シテ國際的乃至地方別ノ適地適性分業制度ノ確立ハ、産業合理化ノ基礎デアルガ、其ノ基礎ヲ永遠ニ鞏固ノモノタラシメルニハ、産業別ノ業界ニ一致シタ、行政別ノ官界ト表裏ノ關係ヲ確保セネバナラヌ。茲ニ海國日本ト内陸日本トノ一體化ヲ要求セラレル素因ヲ有スル、即チ高海ノ原中心ノ十四島ヨリ成ル海原日本ハ、行政別ノ官界ヲ構成シ、豐葦原中ツ國ノ各地方ヨリ成ル。内陸日本ハ産業別ノ業界ヲ形成シ、前者ハ黃泉津大神タル伊邪那美命ノ系統ニ屬シ、『吾が身は成り成りて、成り合ざるところ一ト處あり』ト云フ滿タサレザルモノアリ、後者ハ竺紫ノ日向ノ橘ノ小門ノ阿波岐原ニ禊ギ祓ヒ給ヒシ伊邪那岐命ノ系統ニ屬シ、『吾が身は成り成りて、成り餘れるところあり』ト云フ積極行動慾アリ、茲ニ兩者一體化ノ機運ヲ醸成シタノデアアル。

神典古事記ヲ以テ、直覺的演繹法ニ因ルモノト見ル場合ハ、修理固成ノ意義ヲ始メトシ、全文悉ク意義混沌トナル。之ヲ解釋スルニハ必ズ推理歸納法ニ因リ、前出ノ物語ハ後出ノ史實ヨリ歸納解釋セラルベキデアル。前記諸冊二尊ノ『かれこの吾が身の成り餘れる處を汝が身の成り合ざる處に刺し塞ぎて、國生み成さむと思ふは奈如にと』云フ結末ハ、天照大御神ノ御子ニ依ル、葦原中ツ國ノ接收ニ依リ完結スルノデアル。

『こゝに伊邪那岐命、然らば吾と汝をこの天の御柱を歩き廻り合つて、美斗能麻具比波せなとのたまひき。かくいひ契りて、乃ち汝は右より廻り逢へ、我は左より廻り逢はむとのりたまひ』

トアル古事記ノ大團圓ハ、内陸日本ヲ右ヨリ廻レル伊邪那美命ノ黄泉國||葦原中ツ國ト、海原日本ヲ左ヨリ廻レル伊邪那岐命ノ大八島國||高海原トノ廻り逢ヒニ依リテ見ラレルノデアルガ、其レハ『女人を言先ちてふさはす』必ズ伊邪那岐命系統ノ大八島國ノ高海原ヨリ呼ビ掛ケラレルモノデアル。

因ミニ古事記ノ次ノ文面ニ於テ、著者ノ註解シタ括弧内ノ字句ヲ念頭ニ置キ、建速須佐之男命ノ事業界組織ノ顛末ヲ想起ス可キデアル。

『かれ伊邪那岐ノ大神、速須佐之男命に詔りたまはく、何とかも汝はことよさせる(海原日本の)國を治らさずて、哭きいさちるとのりたまへば、白したまはく、僕は妣(伊邪那美命)の國根の堅

洲國(なる内陸日本)に罷らむとおもふが故に、哭くとまをしたまひき』

根ノ堅洲國ニ就テハ色々ノ考證モアルガ、内陸日本ノ原始狀態ヲ、海原日本ヨリ形容シタモノデ、根ノ堅洲ト云フ中ニ、陸地ノ根強キ堅固サト、陸路難行ノ交通不便ヲ象徴サレテキル。然シテ内陸日本ハ最初伊邪那美命ノ黄泉國(内陸ノ四方山津國ノ意)カフ、建速須佐之男命ノ妣ノ國ト云フニ連絡ヲ有シテ、根之堅洲國(内陸ノ根深カキ交通不便ノ意)ト變リ、更ニ大國主ノ神ノ黄泉比良坂ヲ經テ葦原中ツ國(海岸葦原ノ内部ノ内陸ノ意)ニ改マリ、遂ニ豐葦原之水穗國ト云フ水田國ヲ現出シタノデアル。

第十三課 豐受大神ト皇道經濟

既ニ表解セルガ如ク、公民總管タル大氣都比賣ノ神ト金融關係事業家タル羽山戸神トノ結合ニ依リ茲ニ若山咋神乃至若室葛根神八神ニ表示サレタ、國民經濟組織ヲ生ジタノデアル。尙神典古事記ノ筆法ニ依ルト、兄八島士奴美ノ神系統ノ十七世神、大年ノ神ノ系統十七神ニ次グモノハ、宇迦之御魂ノ神ノ系統トシテ、此ノ八柱ノ國民經濟組織デナケレバナラヌ。文部省長官タル大山津見神ノ女神大市比賣ヲ以テ母神トスル、宇迦之御魂神ガ、食ノ神ト云ハレル大氣都比賣神ト關係アル、國民經濟組織ノ能動神タルコトハ、後世俗間ノ信仰ト一致スル所デアル。

而シテ斯ル國民經濟ノ商本性ニ對シ、農本性ノ金融經濟ヲ必要トシ、兩者合シテ豐宇氣神ヲ能動神トスル、皇道經濟トナルノデアアル。尙商本性ノ國民經濟ハ大國主神ヲ中心トスル、内陸日本ニ發達セルニ對シ、農本性ノ金融經濟ハ海原日本ニ發展シ、此ノ經濟ノ二重一致ノ必然性ガ、海原日本ト内陸日本（葦原日本）トノ結合ヲ要求シ且ツ促進シタノデアアル。

因ミニ農本性ノ金融經濟ト云フコトニ就テ一言解説スルト、上代ハ次ノ收穫期迄、貸稻ト云フ金融法ガアリ、而モソレガ甚ダ高利ニシテ、土豪兼併ノ原因トナリ、歴史的問題トナツタノデアアルガ、商本經濟ハ物々交換的デ即時決済ダカラ金融ノ必要尠イニ對シ、農本產業ハ種子ヨリ收穫迄ノ間ニ於ケル、貸稻的金融ヲ要スルコト頗ル大ナルモノガアル。而モ農ヲ以テ國ノ大本トスル神代ノ我國ニ於テハ、貸稻的金融事業ノ發達著シキモノガアリ神代隨一ノ通寶ノ流行スラ見タノデアアル。

『是を以て八百萬の神天ノ安ノ河原に神集集ひて、高御産巢日ノ神の子恩金ノ神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集へて鳴かして、天ノ安ノ河の河原の天の堅石を取り、天金山の鐵を取りて、鍛へ天津麻羅を求ぎて、伊斬許理度目ノ命に科せて、鏡を作らしめ、玉ノ祖に料せて八尺の勾璣ノ五百津の御統の珠を作らしめて、天ノ兒屋ノ命、布刀玉ノ命を召びて、天香山の眞男鹿の肩を内抜きに抜きて、天ノ香山ノ波波迦を取りて、占合まかなはしめて、天ノ香山の五百津眞賢木を根掘にごじ

て、上枝に八尺の勾璣の五百津の御統の玉を取り着け、中ツ枝に八咫鏡を繫げ、下枝に白和弊青和弊を取り垂でてこの種々の物は布刀玉ノ命御弊と取り持たして、天ノ兒屋命大祝詞言禊ぎ白して、天ノ手力男神戸ノ掖に隠り立たして、天ノ宇受賣ノ命、天ノ香山の天之日影を手次に繫けて、天之眞折を鬘として、天の香山の小竹葉を手草に結びて、天之石屋戸に覆槽伏せて、蹈みとどろこし、神懸りして、曾乳を掛き出で、裳緒を陰に押し垂れき、がれ天高原動りて八百萬の神共に咲ひき。』
右ノ記事ハ農本產業（漁業水産ヲ含ム）ノ高天（海）原ニ、農本金融發達シ、八尺ノ勾璣ガ通貨性ヲ帶ビルニ到リ農工商一貫ノ產業界ト化シツ、アル情勢ヲ來タシタコトヲ示スモノデアアルガ、其ノ進展ニ導カレテ、中ツ國ノ商本經濟ト、高海原ノ金融經濟トノ連環ヲ生シ、茲ニ

『豐葦原之千秋ノ長五百秋之水穗國は、我が御子正勝吾勝勝速日天ノ忍穗耳命の知らさむ國とことよさし賜』

ト云フ天照大御神ノ御神勅ヲ拜スルニ到ツタノデアアル。故ニ前記ノ思金神等參神及ビ天ノ兒屋命等五伴緒ノ組織的表示ハ、中ツ國ノ國民經濟接收後ニ於テ行ハレ、次表ノ如ク兩者ノ關係ハ成立シタノデアアル。

神戶山羽=神賣比都氣大

(織組濟經民國)

1	宇迦之御魂神(兵糧經濟) 天之忍男命(治安維持)	先驅
2	久々紀若室葛根神(文治) 天之石戶別神(事業整理)	
3	久久年神(國家) 天之手力ノ神(事業管理)	三神
4	秋毘賣神(公共) 常世恩金神(事業經理)	
5	夏高津日神(社交) 玉祖ノ命(正金銀行)	
6	彌豆麻岐神(企業) 伊斯許理受目命(勸業銀行)	
7	妹若沙那賣神(交通) 天ノ宇受賣命(興業銀行)	五伴緒
8	若年ノ神(消費) 布刀玉ノ命(日本銀行)	
9	若山咋神(法治經濟) 天兒屋命(遞信郵貯)	

(織組濟經融金)

神大氣宇豐

而シテ農本產業カラ企業性ヲ分化シ、企業性ハ工本交通ヲ生ジ、工本交通ハ運輸性ヲ分化シ、運輸生ハ商本經濟ヲ生ジ、商本經濟ハ金融性ヲ分化シ金融性ハ農本金融トナツテ農本產業ニ歸納シ、茲ニ農工商一貫ノ產業國ヲ出現スル。故ニ豐葦原之千秋ノ長五百秋之水穗國ト云フ農本產業國ハ、豐受大神ノ農本金融經濟ニ依リ、農工商一貫ノモノトナリ、皇道經濟組織ノ完成ヲ見ルノデアアル。

因ミニ『豐葦原之千秋ノ長五百秋之水穗國』ト云フ長イ國號ハ神代建國史ノ經濟生活ヲ物語ル簡潔ナ文献デアアル。即チ單ニ豐葦原ト云フ場合ハ、葦原ノ中ツ國ト云フ場合ト異リ國境ノナイ日本、即チ世界日本觀デアアルガ、第二、第三神勅ニ見ユル葦原ノ中ツ國トハ特定ノ内陸日本ヲ指スモノデ、其處ニ根本的觀念ノ相違ヲ有スル。次ニ『千秋ノ長五百秋ノ水穗之國』ト云フ中ニ、豐葦原ノ火ノ穗之國即チ火田民生活カラ、豐葦原水穗之國、即チ水田生活ニ轉換シタ、重大史實ヲ示唆サレテキル。神代ニ於テハ火モ穗モ同音デアツテ、穗ハ火田カラ萌エ出ヅルモノ、『葦牙の如萌え騰る物に因りて成りませる』ト云フ萌エルト燃エルトモ同音ニ用ヒラレル程、火田民生活ノ高天ノ原デアツタコトヲ知ラレルガ、其ノ史實ハ火ノ神火之夜藝速男神、又ノ名ハ火之炫毘古神、又ノ名ハ火之迦具土神ニ始マリ、火明命火照命火須勢理命火遠理ノ命ニ火田民生活ノ消長ヲ物語リ、彥穗穗出見命ニ其ノ名殘リ止メテキル。

火田民生活中ノ高天原民族ハ、火ト日トノ觀念共通シ、日子ハ火子ニシテ彥ノ字ニ一致シ、拜火教ト太陽崇拜トノ混淆ヲ來シタ。

例ヘバ日神天照大御神ノ天ノ石屋戸隱リ事件ハ高天原モ葦原中ツ國モ皆闇黒常夜行クト云ハレタガ、火神火之迦土神ノ殺サレ給ヘル結果ハ黃泉國即チ夜見國ヲ出現シ、常夜行ク天ノ石屋戸隱リ事件

ト同一結果ヲ表示サレテキル。

拜火教ノ遺存スルベルシヤ附近ノ高架牽高原ニ第一ノ高天原ヲ有シ、火田民生活ノ最後ヲ朝鮮ニ止メ、現在朝鮮ニ殘存スル東漸ノ火田民族タル高天原民族ノ實際ハ、豐葦原水穗國ノ國號ニ表象スルガ如ク、經濟生活ニ因リテ支配サレタモノデアル。故ニ朝鮮ニ殘存スル火田民ヤ北海道乃至南洋ボルネオ等ニ見ル開墾初期ノ火田耕作等ノ實際的經濟價值ヲ知ルニアラザレバ、豐葦原ノ水穗之國ト云フ國號ノ由來ヲ明カニスルコトハ出來ナイノデアル。

即チ天ノ鳥船ノ神ニ表象セラレル機動力ヲ有ツ高天原ノ火田民族ハ、豐葦原ト呼ブ全世界ヲ燒野ケ原ト化シツ、處女地處女地ヲト求メテ飛石的ニ巡遊シ、天照大御神、月讀命、速須佐之男命等ノ如キ、世界普遍ノ巡行觀念ヲ尊ビ、遼原ノ火ノ如ク際涯ナク燃へ擴リ行クノデアル。併シ東漸ノ極東ニ達スルヤ、茲ニ民族定住ノ處女地タル日本列島ヲ發見シ地形ノ有機體制ノ導クガマ、ニ、千秋長五百秋ト土着スル水穗國ノ水田生活ニ轉向シタノデアル。豐葦原ノ千秋長五百秋水穗之國ハ我子正勝吾勝速日天之忍穗耳命ノ知ラサム國ト言依サシ賜ヘルハ、高天原ノ火田民生活カラ、豐葦原ノ水田生活ヘノ轉向ヲ宣言セラレタモノト解スルノガ正鵠ヲ得タモノト云ヘヤウ。

而シテ火田民生活乃至海上生活ニ因リ、全世界ヲ廣大普遍シタ高天(海)原民族ハ、其ノ體驗全世界

ヲ悉クシ、經驗世界ニ於ケル限り、全智全能ノ神ニ進化シテキルノデアルカラ、之ノ一局地ニ土着定住スル土蜘蛛族ナドカラ見レバ、仰イデ以テ神トスルハ當然デアル。穴居生活ニ等シイ苗族等ノ水田生活ハ、謂バ世界知ラズノ局地生活デアルカラ、之ヲ國津神ト云フニ對シ、世界巡遊ニ近イ高天原民族ノ火田生活ハ、天照大御神ニ代表象徵サレル天行生活デアルカラ、之ヲ天津神ノ御子トシテ迎へ奉ルニ到ツタノデアル。

天照大御神ノ全世界巡遊ノ體驗カラ來ル知慧ノ光ハ、太陽ノ光ニモ類フ可ク、月讀命ノ全世界巡遊ノ知見ハ夜見ノ月明ニモ比ス可ク、建速須佐之男命ノ全世界巡遊ノ機敏明謀ハ先住民族ヲ見ルニ八俣ノ大蛇程度ノモノトシタデアラウ。後世土着安住ノ年月重ナルニ從ヒ、高天原民族ノ子孫モ次第ニ退化シ、遂ニ東海ノ孤島ニ桃源ノ夢ヲ貪ル島國根性ノ固陋民族ニ低下シタノデアル。我々現代日本人ノ定住スル、内陸日本ハ葦原ノ中ツ國デアルガ、定住土着ノ歲月長クナレル今日ハ、根ノ堅洲國乃至黃泉國ニ夜見國ト還元スル危險ノアルコトヲ悟ル可キデアル。

五ヶ條ノ御誓文ニ廣ク世界ニ智識ヲ求メ、大イニ皇基ヲ振起ス可シトアルガ神制復古ノ皇基ハ、全世界ノ知見ヲ常世ニ亘リ思ヒ兼ネル、常世思金神ノ下ニ集マル、八百萬神ノ綜合ミコトノ祖述ニ依ルベキモノデアル。

天照大御神豊葦原ノ水穂之國ノミコトヲ知ラサムト言依サシ賜フヤ、八百萬神ヲ神集ニ集ヘテ衆智ヲ聚メ、常世思金神ヲシテ包ネ思ハシメ、然シテ綜合體系的ニ萬有ノミコト知ラシメラレタノガ、豊葦原水穂國ニ於ケル皇道經濟ナノデアアル。而モ萬有ミコトノ個性ト使命トヲ知ラスニ文武ヲ以テシ、若シ建國祖神ノ個性ニ祭リ合ハザルモノ乃至スメラミコトノ使命ニ伏ラハヌモノハ、武斷モ又辭セザル所デアアル。

抑々三種ノ神器ニ就テハ、支那流ニ智、仁、勇三徳ノ表現ヲ以テ説クモノヲ始メ、種々ノ解釋ヲ加ヘラレテキルガ、之ハ要スルニ皇道經濟ヲ知ラス爲メノ神器デアアル、即チ八咫ノ鏡ハミコト本然ノ姿タル個性ヲ映シ知ラスモノデアリ、八尺ノ勾玉ハミコト當然ノ務タル使命遂行ニ必要ナ經濟力ヲ示スモノデアリ、草那藝ノ劍ハ鏡ヲ用ヒテ即チ文ヲ以テ知ラス事能ハザル頑迷漢ニ對シ、武ヲ以テ個性ヲ知ラシ、尙使命遂行ノ妨害物ヲ草薙グタメニ用ヒラレルノデアアル。

天照大御神ハ八咫ノ鏡ニ就イテノ御神勅ニ

『これの鏡は、専ら我が御魂として、吾が御前を拜ぐがごとく齋ぎまつれ、次に思金ノ神は前の事を取り持ちて申し給へ』

トアルガ、皇道精神ハ鏡ニ面シテ、自己ノ正シキ姿ニ個性ヲ知ルヲ以テ、其ノ大目的トスルノデアアル。

尙思金ノ神ニ『前の事を取り持ちてまをしたまへ』ト附言セラレタノハ、思金即チ思ヒ兼ネル綜合的立場カラ、大中小幾重ノ個性(ミコト)ヲ思ヒ知ラシメントノ神意ニ出デ給フタモノデアアル。故ニ八咫鏡ト思金神トハ密接不離ノ關係ヲ有ツコトヲ、此ノ御神勅ニ依リ知ルベキデアアル。尙思金神ト云フハ勿論當字デアアルガ、金融經濟組織ノ一部ヲ爲スト云フ點カラ見ルト、思金ノ神ハ文字通りニ金ノコトヲ思フ神ト云フ一面ガアルノデアアル。斯ル當字ガ同時ニ義ニ當タルコトハ屢々見受ケラレルガ、是ハ言靈ト文字靈トノ一致性ノ然ラシムル所ト考ヘラレル。

次ニ雜草ノ如キ邪念ニ妨ゲラレテ、正シク思ヒ兼ネルコトノ出來ナイモノ、我慾ニ主ハキ萬有ノミコト知ラス皇道ヲ妨ゲル民草ハ、草那藝劍ヲ用ヒテ、雜草ヲ薙グガ如キモノガ草薙劍デアアル。因ミニ草薙劍ハ神代カラ傳ヘラレタ刀名デアツテ、威草(戰)威薙(稻城)ヲ合シタ草薙デルアル、草祖鹿屋野比賣神ニ天兩屋(天草島)ニ葦牙彦舅尊等ハ皆軍事關係ノ神々デアアルガ、熊襲族ヤ隼人族ノ武將ハ進鹿文、厚鹿文、市乾鹿文等、草ノ代表物タル萱ヲ以テ、軍事的表象トシテキルノデアアル。故ニ日本武尊草薙ノ故事ヲ以テ、草薙劍ノ名ノ起源トスル如キハ、日本書記ノ一書ニ曰クニスギナイ俗説デア

ル。

次ニ八尺ノ勾玉ヲ御倉板擧ノ神トモ申シ、神代唯一ノ通寶デアツタコトハ、内外ノ史籍ヲ綜合シテ

考證シ得ルコトデアル。例へば支那ノ戰國時代ニ於テハ、一個ノ寶玉ヲ以テ十數ヶ城ヲ償ハントシタ史實ヲ見ルガ、遊牧民族、漁撈民族、火田民族、狩獵民族等ノ多イ民族移動時代ニ於テハ寶玉ノ財貨性ハ想像以上ニ大ナルモノアリ、海ノ神ノ女豐玉毘賣ノ御許ニ到リマセル火遠理命ノ御頸ノ瓊タマナドハ、之レヲ單ナル頸飾ト見ルベキモノデナク、豐玉毘賣ニ相應シイ財寶の通貨ト考フベキモノデア
ル。然レバ伊邪岐命神ガ天照大神ニ高天原知ラセト言依サシ賜ヘル、御倉板舉神タル勾玉モ、又天照大神ガ邇邇藝命ニ豐葦原知ラセト言依サシ賜ヘル八尺ノ勾玉モ、産業經國ノ使命遂行ニ必要ナ經濟力ヲ示ス象徴ト見ルベキデア
ル。

而シテ萬有ノミコト（個性及使命）知ラス、豐受大神ノ皇道經濟ナルモノハ、主ウシハクコト、即チ履物ヤ下着ヲ己ガ身ニ穿チ履クガ如ク、其ノ個性ヲ活カスコトナク、其ノ用途使命ヲ果スコトナク、之レヲ私シスルコトヲ、一切排除スル、皇天后土ノ思想ヲ有ツ皇道經濟ニ於テハ、無條件ノ私有財產制度ハ認メラレナイデア
ラウ。併シ共產主義ノ如ク萬有ノミコト（個性使命）ヲ無視シ、平等ニ共有セントスル如キハ、固ヨリ許サルベキコトデナク、去リトテ個性尊重ノ趣旨ニ反シテ、國ニ主ウシ履ハカントスル國家社會主義ノ如キハ似而非ナルモノデア
ル。否主ハクト云フ點カラ云へば、私有共有國有トモニ五十歩百歩ノ差ヲ有スルニ過ギナイ。所有ト云フ物慾觀念ヲ以テシテハ、萬有ノミコト知ラス皇道經

濟ハ考ヘルコトハ出來ナイノダ。

皇道經濟ハ萬有ノミコトヲ知ラス、即チ所有慾ニ依ツテ主ウシハカズ、其ノ物ノ個性ト使命トヲ知リ、其ノ個性ノ獨特ナル點ニ於テ猥リニ濫用セズ、其ノ使命ノ尊サニ於テ一粒ノ米モ菩薩様ト崇敬シ、個性尊重即チ物資尊重トナルベキデア
ル。畏レ多キ事乍ラ、伊勢神宮ハ天照大神ナル財政學長神ヲ内宮トシ、豐受大神ナル金融經濟神ヲ外宮トシ、内外兩宮ノ間ニ財政經濟ノ不即不離性ヲ表示スルト共ニ其ノ内宮祭神ノ御神體ハ、萬有ノミコト知ラス八咫鏡ニ寵リ、其ノ外宮ハ五伴緒ヲ從へテ、信仰中心ノ財政經濟デア
ルコトヲ表示サレテキル。

豐葦原ノ水穗國ト云フ國號ヲ專用セラレ、農本的産業經濟即チ皇道經濟ヲ以テ皇祖天照大神ノミコト（個性及使命）トナス我皇國ハ、文武ヲ雙翼トスル萬民輔翼ニ依リ、神宮ニ現人神ニ對シ奉ル、信仰中心ノ財政經濟ヲ以テ、天壤無窮ノ皇運ヲ進展セシメツ、アルノデア
ル。ソレハ近代ノ世界的經濟思潮トスル唯物史觀ト同巧異曲ノ觀ガナイデモナイガ、其ノ根本的相違ハ信仰中心ノ財政ニ對スル、物資中心ノ經濟ト云フ點デア
ル。即チ皇道經濟ハ天照大神ヲ祭神トスル信仰中心ノ財政内宮ニ、豐受大神ヲ祭神トスル萬有ノミコトノ經濟外宮ヲ伴フテ天壤無窮ノ運營ガ行ハレルノデア
ル。

第十四課 皇孫降臨ト惟命ミコトナガラノ法治國

萬有ノミコト知ラス皇道經濟ハ、其ノミコト乍ラノ法治國統治ヲ要求スル。先ニ法治輿論ノ伊邪那岐命、伊邪那美命二柱ノ神ガ、建國全權神トシテ天降り給ヒ、惟神カシノミノ法治國ヲ建設セラレ、萬有ニミコト（個性及使命）ヲ與ヘ、天下一物モ其ノ處ヲ得ザルモノナカラシメ、萬民輔翼ノ道ヲ開カレタノデアアル。

而シテ皇孫天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命ノ天降りハ、葦原中ツ國言向ケ訖ヘタル後ノ降臨ナルヲ以テ、建國全權神ノ惟神ノ法治國ニ對シ、統治現人神ミコトナガラノ惟命ミコトナガラノ法治國タラシムルニア。前後兩神トモ法治性ノ故ニ、高天原ナル中央政府ト葦原中ツ國ナル地方各省トノ間ニ、統治ノ紐帶ヲ張り給フ點ハ其ノ軌ヲ一ニスルガ、伊邪那岐命ハ建國全權神ト云フ一時的ミコトデアアルニ對シ、皇孫邇邇藝命ハ萬機ヲ總攬シテ萬世ニ及ボス、スメラミコトニ在スト云フ點ガ大ナル相違デアアル。

即チ伊邪那岐命ノ惟神ノ法治國ニ於テハ、加茂真淵ノ『いとちいさき儒の道など』ハ異リ、天地のまにノ行ヒ、天地の絶へざる限り、絶ゆることなき道』ト云フ自然法爾カナガラ的隨神カナガラノ法治國デアツタガ、皇孫邇邇藝命ノ惟命ミコトナガラノ法治國ニ於テハ、本居宣長翁ノ直毘靈ニ見ユル次ノ文言ノ通り神制法治國ヲ構成スルノデアアル。

『天地のおのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此の道はしも可畏き、高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひ、たもちたまひ、傳へ賜ふ道なり』

尙ホ皇孫ノ頗ル長イ御神名ニ於テ、天邇岐志ト國邇岐志トノ二名ヲ含マレルハ、甚ダ意味深イコトデ、ソレハ忍穗耳命ノ正勝ト吾勝トノ二名含蓄ニモ見ラレルノデアアルガ、之ヲ表解スルト次ノ如キモノガアル。即チ正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命ノ御神名ハ、高天原ノ財政界ニ正勝シ、海原ノ軍官界ニ吾勝シ、國內ニ最上無上ノ統治權ヲ確立セラレタコトヲ物語ル命名デアアルガ、天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命ノ御神名ハ、邇岐志ニ握ル事即チ『乾符ヲ握ツテ六合ヲ摠ベル』ト云フ場合ニ用ヒラレル握ルノ意アリ。又天トハ無制限ノ全體又ハ國際世界、國トハ差別分類ノ一要素又ハ對立國家ヲ意味スルガ、此ノ場合ハ次表ノ如ク表示セラレルデアラウ。

天邇岐志	國際文武權掌握	國際統治ノ中樞權	(日高)
番能邇邇藝命	帝國統治權掌握	主權人民土地總括	(日子)
國邇岐志	一國內主權掌握	右三要素ノ一部	(日高)
	惟命法治權掌握	十七政務ノ一部	(日子)

右表ノ中、帝國統治權ハスメラミコトヲ主體トスルモノ、即チ天皇主體說ニ依ル統治權ニシテ、主

權者デアラセラレルト同時ニ、人民ノ族長、土地ノ支配者ヲ兼ネ綜合セラレタモノデアアルガ、一國內主權ハ國家構成三大要素ノ一部ヲ保持スルモノデ、天皇機關説ノ眞理ヲ認メネバナラヌ。然ラザレバ國家學ニ合致セザルノミナラズ、幕政時代ノ主權論ニ於テ、國體觀念ヲ混亂セシメルデアラウ。要スルニ天皇主體ノ統治權ト、政權機關ノ主權トハ其ノ本質ヲ異ニスルコトヲ、日本ノ國體學ハ教ヘルノデアアル。

又天邇岐志ノ中ニ國際文武權摠攬ノ意アルコトハ、火瓊瓊杵尊ノ稱號中ニ勇壯ヲ形容サレタモノアリ、且ツ天ノ忍日ノ命ナル文官ト、天津久米ノ命ナル武官ヲ先驅セシメラレテキルコトデアアルガ、尙歴史哲學ノ循環法則ニ依リ、萬世一系ノ皇統表ヲ作ツテ見ルト、神代ノ軍事建國時代ニ於テ左表ノ如キ御治世ノ時代精神ヲ表示サレ、番能邇邇藝命ハ外交恢弘期ニ當ラセ、國際文武權摠攬ノスメラミコトヲ有シ給フコトヲ知ルノデアアル。

時代精神	軍事恢弘期	文治恢弘期	財政恢弘期	内治恢弘期	外交恢弘期	産業恢弘期	交通恢弘期	經濟恢弘期	法治恢弘期
軍事建國時代	皇統第一世	同第二世	同第三世	同第四世	同第五世	同第六世	同第七世	同第八世	同第九世
	天之御中	高御產	天照大神	忍穗耳命	邇邇藝命	穗々出命	葺不合命	神武天皇	緩靖天皇

右表ハスメラミコトトシテ、萬民ノミコトヲ總ベ知ラス萬世一系不易ノ個性及使命ヲ帶ビサセ給フト同時ニ、御治世ノ時代精神ニ特有ノミコトヲ表現シ給フコトヲ示シタモノデアアル。即チ御歷代ノ各異ナル御個性ハ時代精神トナリ、御治世ノ代ル度毎ニ、明治、大正、昭和ノ三代間ニモ見ル如キ、各特殊相ヲ呈スルガ、ソレハ歴史哲學上ノ循環法則ニ合致シ、九世一期ノ春秋易理ニ依リ、天祖天之御中主神ヲ皇統第一世トシ、今上天皇ニ到ル直系第七十八世ノ皇室體統論的國史ヲ構成シテキルノデアアル。

而シテ軍事建國時代ノ軍事恢弘期ヲ成ス、天祖天之御中主神ハ天ノ沼矛ヲ諾冊ニ尊ニ授ケ給フテ、軍國的時代精神ヲ表象サレ、文治恢弘期ノ高御產集日神ハ八百萬神ヲ神集ヘ思金神ニ文治ノ道ヲ思ハシメラレタル史實ニ、文治の時代精神ヲ表象サレ、財政恢弘期ノ天照大御神ハ、天狹田長田ノ營田乃至新嘗祭ノ創始ニ、財政の時代精神ヲ表象サレタノデアアル。尙内治恢弘期ノ天之忍穗耳命ハ、葦原中ツ國ノ内治的接收ニ内治的時代精神ヲ表象サレタガ、ソレハ高天原ノ財政界ニ正勝シ、海原ノ軍官界ニ吾勝シ、國內最上ノ統治權ヲ確立セラレタニ止マリ、國際文武權ノ天邇岐志ト云フ迄ニハ到ラレナカッタ。然ルニ外交恢弘期ノ番能邇邇藝命ハ、衢ノ神タル猿田毘古神ノ御迎ニ因リ天之石位ヲ離レ、天之八重多那雲ヲ押分ケテ、稜威ノ道別道別キテ、天ノ浮橋ニ浮キジマリ、外交恢弘ノ時代精神ヲ發

揮セラレ、高千穂ノ峰ニ天降ラレ、天ノ忍日命、天津久米命等ノ文武官先驅ノ下ニ臀肉ノ韓國ヲ求ギ
通り、笠沙之前ニ宮居シ給ヒシヨリ、天ノ宇受賣ノ命ノ猿田彦大神ニ對スル外交々涉ノ顛末、鰭ノ廣
物、鰭ノ狹物ヲ迫ヒ聚メ及ビ速贊ノ獻納、木花咲耶姬ヘノ交渉等、悉ク外交通商ニ終始セラレテキル。

斯様ニ御治世ノスメラミコトノ御個性ニ依ル時代精神ヲ遂フテ、建國ニ關スル恢弘ノ方法ヲ異ニス
ルガ、此ノ時間的ミコト（個性及使命）ニ因リ、惟命（ミコトナガラ）ノ法治精神ヲ發揮セラレル所
ニ、惟神ノ皇道ガアルノデアアル。天照大御神ノ御神勅ニハ必ず「我が御子の知らさむ國」ト言依サシ
御親ラハ伊邪那岐大神ノ言依サシ賜ヘルマ、ニ、「高天原知らす」限界を嚴守セラレ葦原中ツ國ニハ遂
ニ天降り遊バサレナカタノデアアル。三柱ノ貴子ノ中ニ於テ財政學長神タル天照大御神ガ斷然頭角ヲ
現ハシ給ヘルハ財政恢弘期ニ相當シ且ツ此ノ法治的事實ノ限界嚴守ニ惟命ノ法治國々體ヲ闡明シ給ヘ
ルガ故デアアル。天照大御神ノ脇子トシテ、惟命ノ法治精神ニ徹底セラレタ天之忍穗耳命ガ、葦原中ツ
國ノ接收後ハ國內統治ノ高天原ニ止マリ給フタノモ、其ノ内治的時代精神ノミコトヲ遵守シ遊バサレ
タ結果デアアル。

而シテミコトノ語源ハ、御言葉ミコトバノ略セラレタモノデアアルト考ヘラレルガ、ソノ御言葉ハ言依シ賜ヘ
ル、個性適當ノ使命ヲ意味シ、隨命（ミコトナガラ）ノ法治精神尊重ヲ表現シタモノデアアル。尙ミコ

トノ語意ハ皇祖ノ御神勅ニアル「我が御子」ノ戸ノ如ク依立シ、獨特ノ使命ヲ帶ビ給ヘル場合ノ尊稱
デ、御子ミコト戸トモ書キ現ハサルデアラウ。

併シ何レニシテモ、スメラミコト（天皇）ノ皇道政治ニ於テハ、惟神カシナガラ、惟命ミコトナガラノ法治精神ニ依リ、天
祖天之御中主神ノ「この漂へる國をつくり固め成せ」ト云フ大中小五重ノ個性ノ修理固成ト、神祖伊
邪那岐神ノ「汝が命は高天ノ原ニ夜之食國ニ海原知らせ」ト云フ個性限界ノミコト持チト、皇祖天照
大御神ノ「汝の主はける葦原ノ中ツ國は、我が御子の知らさむ國」ト云フ天皇親政ノ下ニ萬有ノミコ
ト知ラス皇道經濟トヲ言依サシ賜ヘルマ、ニ祖述シ「言依サシノ法治國」ヲ惟命隨命ニ知ラシメ賜フ
ニアル。尙ホ萬世一系ノ皇統組織ノ我國史ニ於テハ、各御治世ニ時代精神ト云フミコトヲ有シテキル
ガ、其ノ時代的ミコト即チ時勢ノ動キハ、惟命ミコトナガラ、隨命ミコトナガラノ法治ニ於テ、先後緩急ノ順序ヲ明カニシ、皇
道實踐ノ過程ヲ法則化セラレテキルノデアアル。然レバ時間空間兩面ニ互ル、惟命ミコトナガラ隨命ミコトナガラノ法治精神ヲ闡
明スルコトガ、皇道政治ニ有終美アラシムル所以ト知ルベキデアラウ。

結 語

第十五課 祭政教一元化ノ急務

祭政一致トカ、政教一致ト云フコトハ、敢テ珍ラシイコトデハナイガ、祭政一致ト政教一致トヲ、更ニ一致セシメテ、祭政教ノ一元化ヲ圖ルコトガ、皇道政治上ノ最大急務ト知ルベキデアル。若シ此ノ三者ヲ別々ノモノト考ヘ、又ハ祭政教不一致ノ結果ヲ見ル場合ハ、之レヲ皇道ト稱スルコトハ出來ヌ。

而シテ祭ト云フコトハ、祭政教一元ノ立場カラ云ヘバ、祭祀ノ對象トナル祭神ハ、必ズ建國祖神若ハ其ノミコト持チニ限ラレル。即チ國家體制ト無關係ノ神ハ、國家祭祀ノ對象トハナラヌ。尙ホ神ヲ祭ルト云フコトハ、單ニ祭神ヲ崇拜スルト云フニ止マラズ、祭神ヲ祖述スベク祭り合フコトヲ絕對條件トスルガ、建國祖神ソノモノガ、神ナガラノ道ニ伏ラハレタモノデアルト云フ、建國祖神所生ノ由來ヲ知ラネバ、祭神ヲ祭祀スル根本ノ意義ヲ爲サナイノデアアル。

即チ天地ノ公道ニ隨神ノ道ニ祭り合ハレタ建國祖神 『個體發生ハ系統發生ヲ繰返ヘス』ト云フヘツケルノ法則通り、天地開闢の大宇宙ノ系統發生過程ヲ、其ノ建國胎生の個體發生ノ上ニ繰リ返ヘサレタモノデアアルカラ、天地ノ公道ニ隨神ノ道ニ祭り合ハレタト云フ事ハ、天地ヲ以テ書籍トシ、神明ヲ以テ證明トセラレシコトヲ意味スル。然レバ祖神祭祀ノ本義ハ、天地ノ公道ニ基ク、惟神ノ法治政理ヲ究メ、隨命^{ミコトナガラ}惟命ノ個性使命ヲ奉承スルニアル。若シ隨命惟命ノ個性及使命ヲ奉承シ、皇道政治ノ

要諦ヲ心得ルニ到ラザレバ、祭政教一元化ノ國家祭祀ト云フコトハ出來ナイ。

祭政ノ必要上、天地ノ公道ニ神ナガラノ道ヲ究メルニハ、國家體制ヲ構成セラレタ建國祖神ノ發生學的個性ヲ知レバヨイノデアアルガ、ソレハ皇祖天照大御神ノ御神勅ノ通り、『我が御子の知らさむ國』ニ屬シ、皇祖ノ御子タル天武天皇ノ勅語ニ成ル、神典古事記ニ依リ、我々臣民ハ綜合體系的ニ教ヘラレルノデアアル。

而シテ神典事記ニ表示サレタ、個體發生ノ建國祖神ニ付キ、直接其ノ個性ニ祭り合ヒ、其ノ使命ヲ政リ事スレバ、茲ニ祭政一致ノ皇道政治ガ容易ニ行ハレルト共ニ、個體發生ノ建國祖神ヲ通ジ、其處ニ繰返ヘサレタ系統發生ヲ究メレバ、茲ニ祭政教一元化ノ皇道教學ヲ容易ニ得ルコトガ出來ル。即チ天地宇宙ノ系統發生ヲ究ムルコトハ、萬象眞理ノ全體ヲ知り、萬學ヲ總動員シ、統一學理ヲ樹立シ、惟神皇道ノ教學ヲ明徴スル所以デアアル。

然レバ祭政教一元化ノ皇道ニ於テハ、教學的ニ全智デアリ、政治的ニ全能デアアル、建國祖神ノ組織體系ヲ祖述スル所以デアアルガ、先ヅ神典古事記ヲ以テ、國家ノ最高寶典トシ、天武天皇ノ『斯レ乃チ邦家ノ經緯、王化ノ鴻基ナリ』ト云フ御勅語ノマニク遵奉シ、惟神皇道ノ教典トスベキデアアル。此ノ教典ニ依リテ祭祀シ、此ノ教典ニ因リテ政事シ、此ノ教典ニ依リテ教育スルコトガ、祭政教一元化

ノ急務ヲ盡ス捷徑ト知ルベキダ。

斯クテ中央政府所在地ニ天ツ神十七柱ヲ祭祀シ、地方各省ニ十四柱ノ地祇ヲ祭祀シ、尙地方各省ニ沫那藝ノ神以下ノ八神及ビ天狹土神以下ノ八神ヲソレトク祭祀スル、又中央都市ニハ天之鳥船神乃至泣澤女神十一神ヲ祭祀スル、其他尾羽張神ニ因ル石折ノ神以下八神及ビ八山津見神ヲ内治外交機關ニ、豫母都志許賣以下ノ雷神ヲ通商機關ニ、船戶神以下十二神ヲ農本產業機關ニ、八十禍津日神以下十七日神ヲ產業經國機關ニ、八島士奴美神以下十七世ノ神ヲ工本交通的事業界ニ、大年神ノ子十七神ヲ事業運轉機關ニ、羽山戶神ノ子八神ヲ商本經濟機關ニ、天之忍日命外三神五伴緒ヲ金融經濟機關ニト各々祭祀スベキデアアルガ、現在ノ我國ニ於テハ未ダ中央政府及地方各省以下ノ政治機關整備セズ、從ツテ天神地祇其ノ他ノ建國祖神ヲ祭祀ス可キ適當ノ機關ヲ有タナイノデアアル。即チ現在ノ政體組織ニ於テハ國體明徴ノ祭祀ヲ完全ナラシムルコトガ出來ナイノデアアルカラ、國體政體一致ノ國家體制トシ、建國祖神ヲ適性的ニ祭祀出來ルヤウ、皇道政治ノ革新的意義ヲ發揮シ、神制復古ヲ斷行スルコトガ、祭政教一元化ノ急務トシテ、尤モ具體的ノモノデアラウ。

次ニ個體發生ノ建國祖神ノ祭祀ヲ通ジ、天地宇宙ノ系統發生ニ表示サレタル、萬象真理ノ全體ヲ知リ、統一學ヲ樹立シ、萬學總動員ノ下ニ、惟神隨命ノ皇道教學ヲ明徴スルニハ、中央政府所在地ニ産

業經國ノ純學理研究ノ綜合大學（十四學部ヨリ成ル）ヲ設ケ、現行大學令第一條ヲ文面通りニ遵奉シ經國機關タラシムベキデアアル。

伊邪那岐神ヨリ『汝の命は高天原知らせ』ト言依サシ賜ヘル財政學長神ハ中央政府並ニ財界ノ最高顧問タルベク、又『汝の命は夜之食國知らせ』ト言依サシ賜ヘル文治學長神ハ、產業經國ノ最高學府顧問タルベク、又『汝の命は海原知らせ』ト言依サシ賜ヘル軍事學長神ハ、地方各省及ビ其ノ監督ニ屬スル各施設ノ指導顧問タルベク、然シテ天邇岐志國邇岐志ノスメラミコトハ、萬有ノミコト知ラス最高教學者トシテ、國家體制ノ全部門及ビ國際統治機構ヲ統治シ以テ、祭政教一元化ノ主體ヲ構成シ給フノデアアル。

而シテ產業經國ト云フ應用學ヲ離レ、純然タル『學』トシテ考ユルトキ、『學』ト『國家』トノ一致問題ヲ生ズルガ、國家ト學トハ究極ニ於テ同一組織ヲ有スベキ筈ノモノデアアル。即チ大宇宙ノ縮圖タル小宇宙ト、其ノ小宇宙即チ人體ト共通スル國體ヲ有スルノデアアルカラ、大宇宙ノ客觀的研究ニ於テモ、將又小宇宙ノ主觀的研究ニ於テモ、常ニ大宇宙ノ縮圖タリ、小宇宙ノ擴大圖タル、國家有機體制ニ一致シタ思想ノ組織體系ヲ成スモノ、即チ『學』ノ内容デナケレバナラス。若シ國家ノ組織體系ト學ノ組織體系トニ不一致ノ點アリトスレバ、夫レハ學モ眞實ノ學ナラズ、國家モ眞實ノ國家ナラズト云フコ

トガ出來ル。

故ニ祭政教一元化ノ國家ニ於テハ、國家組織ソノモノガ、天地ノ公道ニ則レル、學理的眞理ノ殿堂デアツテ、之ガ國體ヲ明徴スルコトハ、即チ萬學ヲ總動員シ、統一學ノ下ニ萬象ノ眞理ヲ學ブ所以デアル。併シ吾日本ニ於テハ、既ニ勅語欽定ノ國體憲法タル、神典古事記ニ因リ、祭政教一元化ノ國家組織ヲ詳細展示サレテキルノデアルカラ、要ハ神典古事記ノ究明ヲ基調トスレバ可ナリデアアル。

如斯勅語欽定ノ國體憲法タル、神典古事記ニ啓示サレタル國家學的國體組織ヲ整美スルコトハ、即チ建國祖神ニ祭ラウ天地ノ公道ヲ行フ所以デアリ、且ツ其ノ天地ノ公道ヲ究ムルコトハ、萬學文教ヲ振作スル所以デアアル。斯クテ祭政教一致ノ皇道ヲ開顯シ、萬有ノミコトヲ知ラシムルナラバ、萬民其ノ個性ニ率ヒ、天下一物モ其ノ處ヲ得ザルモノナク、總親和シテ其各自使命ニ總努力シ、以テ萬民輔翼ノ八百萬神ノ昔ニト神制復古シ、文字通りニ神國日本トナルデアラウ。然レバ祭政教ノ一元化コソ皇道政治ニ於ケル最大ノ急務ト云フ可キデアアル。

第十六課 皇道政治ノ具體化

儒學ニ於テハ

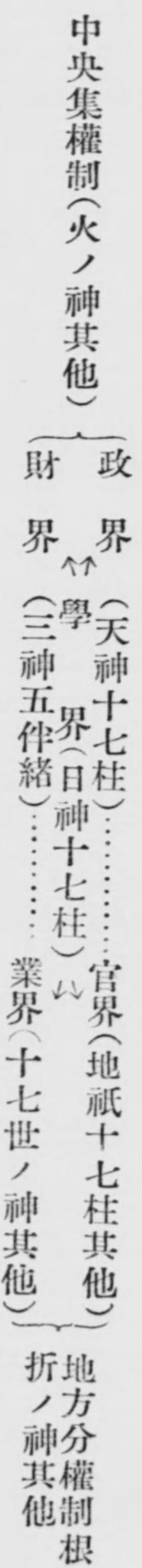
『天ノ命ズル所、之ヲ性ト謂ヒ、性ニ率フ是ヲ道ト謂ヒ、道ヲ治メル是ヲ教ト謂フ』

ト教ユルノデアアルガ、天命ハ萬有ニ個性ヲ與ヘ、其ノ個性ニ率ヒ使命ヲ遂行セシム、是レヲ我國ニ於テハ皇道ト謂フノデアアルガ、其ノ皇道ヲ治メ知ラスヲ以テ、スメラミコトノ教ト謂フコトガデキヤウ。然レバ天命即チ天祖天之御中主ノ神ノ命ニ依リ、與ヘラレタ個性ヲ修理固成シ、其ノ使命ノアル所ヲ知ラシ教ユル事ガ、皇道政治ノ具體化トナルノデアアル。

而シテ皇道政治ノ具體化ハ、之ヲ現下ノ状態ニ就イテ考ヘルト、神制復古ト云フ一大革新政策トナリ、政治機構ノ國家學的求眞的改革ニ依ル、國家體制ノ整備ヲ以テ根本要件トスル。即チ本論ニ於テ具體的ニ記述シタ如ク、天皇親政ノ下ニ國家構成ノ三大要素ノ發達強化ヲ圖ルベキ、政治體系ヲ確立スル、斯クテ中央政府ヲ文字通りニ立法政務ノ最高機關タラシメ、國權ハ內治外交財政ヲ基礎トシテ伸長強化シ、國民ハ文治軍事法治ヲ基礎トシテ權義ノ平衡充足ヲ圖リ、國土ハ産業交通經濟ヲ基礎トシテ經營管理セラレルナラバ、國運ノ進展期シテ俟ツ可ク、皇運ノ扶翼仰デ成ル事デアラウ。

併シ斯カル政治體系ニ基ク施政機關ハ、飽迄具體的ノモノデアツテ、政理ト地理トノ相關的適性ニ順應シ、天神系統ノ中央政府ト、地祇系統ノ地方官省トヲ分別シ、中央集權ノ都制ト、地方分權ノ省制トニ於テ根本的檢討ヲ加ヘラレネバナラス。『言揚ゲセス』皇道精神ニ於テ、具體的内容ヲ持タヌ口頭禪ハ禁物デアアル。必ズ具體的の方策ヲ着々ト實行スルノガ、皇道政治ナル可キ筈デアアル。

皇道政治ノ具體化ハ、八紘一字ノ宣言ニ因リ、國際的乃至地方別ノ適性分業制度ヲ確立シ、全國乃至世界ノ産業ハ尙一字ノ下ニ在ルガ如ク、緊密ナ有機體制ヲ樹立スベキデアアル。併シ適性分業制度ニ依ル産業經國ノ遂行ニ就テハ、政界財界學官業界ノ各界間ニ於テ、左表ノ如キ體系組織ヲ有シ、本論ニ詳述シタ具體的施設機關ヲ完備スベキデアアル。



以上ノ體系組織ニ於テ、天ツ神十七柱ニ因ム中央政府地祇十七柱ニ因ム各省制度等ヲ骨子トシテ、皇道政治ノ具體化ヲ圖ル場合ハ、結局神制復古ト云フ大革命トナルノデアアルガ、此ノ大革命ハ萬民ノ個性ニ順應スルモノナルガ故ニ、徹底的總親和ノ下ニ行ハレルデアラウ。只要ハ其ノ萬民個性ノ尊重ニ總努力シ得ルヤ否ヤガ問題トナルノミ。

即チ中央集權制ト云ヒ、地方分權制ト云フモ、全日本ノ大個性及ビ各地方民性ヲ尊重シ、其ノ大個性乃至地方民性ニ合致シタ制度ノ施設ヲ整備スルノデアアル。例ヘベ中央都制ニ於テハ、中央都市其ノモノノミコト(個性及使命)トシテ、第一、内治統制上、全國版圖ノ中心地點ヲ占メ、第二、國際外交上ノ大陸大洋ノ進出地點ニ位シ、第三、軍事國防上、陸海空軍ノ安全地帯ヲ成スベキデアアルガ、實

際ハ東京市ヲシテ帝都ヲ返上セシメ、廣島遷都ヲ斷行スルコトヲ、國際情勢乃至國內事情カラ要求セラレルノデアアル。

又地方分權制ニ於テハ、適地分業ト云フ根本的産業經國策カラ、各地方民性、及ビ産業地理ノミコト(個性及使命)トシテ第一、國土ノ均整的發達ヲ促進シ、全國土地ノ經濟價値ヲ倍大スルタメ、第二、國民ノ適性的集約ヲ招來シ、全國人民ノ技術的能力ヲ倍增スルタメ、第三、國權ノ有機的展開ヲ刺戟シ、全國主權ノ組織的體制ヲ強化スルタメ、各官省其他ヲ適性地方ニ分散スベキデアアルガ、實際ハ東京市ヲシテ十箇ニ分割セシメ、十大省城ヲ建設スルコトヲ、興亞政策乃至地方振興策カラ欲求セラレルノデアアル。

故ニ皇道政治ノ具體化ニ就テハ、天ノ命ズル個性ニ率ヒ、皇道ヲ治メ教ユルニアラザレバ、容易ナラス困難ヲ伴フノデアアル。茲ニ於テカ磨擦相剋ヲ避クルト云フ、不徹底ナ總親和ヲ口實ニシテ、皇道政治ノ具體化ヲ回避スル傾向ヲ生ズルノデアアル。併シ歴史ノ展回ハ寸時モ止マルコトナク、時勢ノ動キハ一時モ休ムコトハナイノデアアルカラ、皇道ヲ歩ム者ハ其ノ道程過程ヲ顧ミ、現代ノ我大日本國家人ノ立脚地ヲ直視スベキデアアル。

第十七課 神制復古ノ昭和維新

孔子聖人ハ溫古知新以テ師タルベシト謂ハレタ。洵ニ溫古知新ハ最良ノ智慧ナリダ。併シ著者ハ百尺竿頭一步ヲ進メテ、神代ノ最古ヲ溫ネテ、最新ノ進化ニ神化ヲ知ラバ、以テ神タルベシト云フ。蓋シ歴史ハ球體螺旋狀ヲ畫イテ繰返ヘスト云フコトカラ考ヘルト、過去ハ内輪ノ將來ナリ、將來ハ外輪ノ過去ナリト云フコトガ出來ルカラダ。即チ四季循環スル一年三百六十五日ニ就イテ云フト、昨日ハ尤モ近い過去デアルケレドモ、尤モ遠イ將來ト化シ、明日ハ尤モ近い將來デアルケレドモ、又尤モ遠イ過去デアツタノデアル。

而シテ三千年ノ大圈コースヲ辿ル、國家日本史ニ就テ見ルト、過去ハ内輪ノ將來ナリ、將來ハ外輪ノ過去ナリト云フ螺旋狀循環法則ニ從ヒ、昨日ノ歴史の事件ハ尤モ新ラシイ過去ノ事件デアルケレドモ、夫レト同様又ハ類似ノ事件ニ巡リ逢フニハ、最モ縁遠イ未來ノコトニ屬スルガ、之レヨリ一年昔百年昔、千年昔、ト順次廻ルニ從ヒ、段々近い内輪ノ將來ニ迫リ、遂ニ三千年昔ノ神代史の建國意識ハ、尤モ近キ將來タル明日ノ神制復古昭和維新ト云フ神國再建事件トシテ復活シツ、アルノデアル。

故ニ王政復古ノ明治維新ヨリ更ニ神制復古ノ昭和維新ニ還元シ、神國日本ノ本然ノ姿ニ立還ル時期ハ、大日本國家人ノ脚下ニ迫ツタコトヲ直視シ、日本史の王政復古ノ明治維新ヨリモ更ニ大規模且ツ實質的ナ昭和維新ニ因リ、神制復古ト云フ、世界史の大事件ヲ豫知セラレネバナラス。尠クトモ東亞

ノ新秩序ト云フ興亞維新ガ未曾有ノ支那事變ニ伴フテ居ル事實ヲ直視スルナラバ、此ノ對外的興亞情勢ガ、對内的昭和維新ヲ誘起セシメツツアルト云フ、内外不可分ノ革新趨勢ヲ豫感セラレルデアラウ。

王政復古ノ明治維新ハ、内外不可分ノ革新趨勢ニ乗ジタモノデアルコトハ、歷史上ノ定論デアアルガ、今ヤ世界大戰ノ前夜ヲ思ハスガ如キ、混沌不安ノ世界ノ大勢ニ直面シ、我帝國ハ尤モ困難ナル渦中ニ投ジ、東亞否世界ノ新秩序建設セラレルニアラザレバ、到底安定ノ機運望ム可ラザルノ超非常時ニ際會シ、内外不可分ノ昭和維新ハ如何ニ佐幕的現狀維持ヲ策スルトモ遂ヒニ回避シ得クモナカラウ。

然シテ三千年ノ歴史の大圈コースヲ辿リ、尤モ遠キ過去トセシ神代モ、最モ近キ將來トナツテ明日ノ昭和維新ニ神制復古セントシ、而モ世界ノ大勢ハ内外不可分ノ革新趨勢ヲ煽リツ、アル以上、到底佐幕的現狀維持ハ成ラズ、神制復古ノ昭和維新ハ回避スベカラザルコト明白トナリタル今日ハ、寧口日本男兒ラシキ覺悟ノ下ニ、沈着以テ神制國家ノ組織内容ヲ檢討シ、次表ノ如ク其ノ復古シ來ル維新ノ時期ヲ見定メ、萬全ノ對策ヲ確立スルコトガ、皇道政治家ノ急務ト云フベキデアラウ。

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ト) (チ) (リ)

軍事建國 軍政建國 文治肇國 財政立國 內治統制 島外進出 海神經國 海道建設 經濟攻略 皇統法治

天之御 高御產 天照 天之忍 邇 命 出見命 合 命 天神 武 天 皇 靖

中主神(1) 巢日神(2) 大 神(3) 穗耳命(4) 命(5) 出見命(6) 命(7) 天神(8) 天 皇(9)

◎村上天皇(41)

法治恢弘 光 格(73) 仁 孝(74) 明(75) 明 治(76) 天 正(77) 今 上(78) 子 皇 太(79) 孫 皇 太(80) 皇 曾孫(81)

國防維新 尊王維新 財政維新 內治維新 對外維新 產業維新 交通維新 經濟維新 法治維新

◎神制復古對照表解

政治ハ生活デアルト云ルレガ、皇道政治ハ皇國ノ生活道デアアル、其ノ皇國ノ生活設計ヲ確立スルモノ即チ神制復古ノ昭種維新ト知ルベキデアアル。

ハ村上天皇(41)ヲ中樞トスル神制復古ノ邇及コース

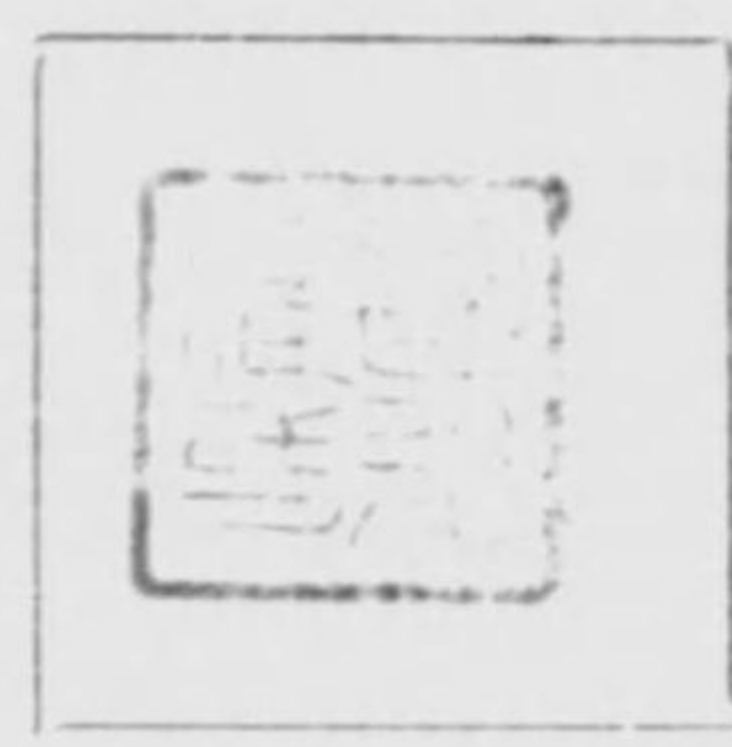
(1)乃至(9) (73)乃至(81) ハ直系皇統世數(1)乃至(9)

皇道政治之要諦畢

昭和十四年四月二十四日印 刷
 昭和十四年四月二十八日發 行
 昭和十四年七月二十日再版發行
 昭和十四年八月五日三版發行
昭和拾四年九月拾五日

皇道政治之要諦 奧付
 定價金壹圓也

不許複製



著者 國 弘 健 一
 發行者 佐 久 間 晃
 印刷所 今 井 印 刷 所
 印刷者 今 井 彦 太 郎

東京市日本橋區蠣殼町二丁目二十二番地

日本官界情報社

發行所
 電話茅場町(66) 三四〇三・三四二二
 振替東京 七二〇五四

399
1

